

フランス領土の保全を期する旨の長文の聲明を發した。その要旨は次の如くである。

「佛印總督よりの報告によれば、佛印・タイ兩國國境における衝突事件は、最近頻繁を極め、衝突地點も漸次廣範に擴大しつゝある。

タイ國軍隊は、佛印側が何等の挑發行爲もなまざるに拘らず、執拗に佛印領土内に侵入、佛印住民に暴行を加へ、その財産を脅かし、相當多數の死傷者すら出すに至つた。加ふるに、タイ國機は佛印各地の無暴なる爆撃を行つた。

フランス政府は、あくまで佛印の完全なる領土の保全を期し、これらの被侵略地點に對しては斷乎たる報復手段をとるに決した。」

#### 六、タイ・佛印間紛争の歴史

兩國の國境紛争は、昭和十五年十一月末、戦闘状態に入つてから、惡化の一路をたどりつゝ國境方面に小競合をつゞけて越年したが、兩國の紛争の起因は極めて古く且複雑である。

フランスは、先づ、一八六二年(文久二年)に交趾支那を安南國王から割讓させて確乎たる地盤を築き、翌年には更にカンボヂヤをその保護下に收め、次いで一八八四年(明治十七年)に至つて、トンキン地方に對するフランスの保護權を安南に認めさせると共に、安南王國それ自體をも保護國として以て對支活動の根據地とした。それに對してタイも東漸方針を定め、安南を衝くやの態勢を示した

のである。

こゝに於て、フランスは、一八九三年(明治二十六年)英國からの抗議を無視してメコン河以東のタイ領を占據し、ラオス地方の保護權をタイ國から獲得した。次いで、一九〇四年(明治三十七年)メコン河兩岸のルアン普拉バン地方を正式に佛領と承認させ、一九〇七年(明治四十年)にバタンバン、シエム・ラブ、シソフォンの各地域をクラット港一帯の海岸地方と交換し、かくして數回に亘るフランス側のタイ領進出によりカンボヂヤの沃野は遂に全く佛印の版圖と化した。

この國辱を受けたタイ國の心ある人々は、當時の有様を青少年に説き、失地回復熱の昂揚につとめて來たのである。

ピブン首相の下に國權伸張の機會を待ち構へてゐた折柄、第二次歐洲大戰の勃發となり、フランス本國の敗退となるや、タイ國はこの好機を捕へて立ち上り、その目的を達成せんとしたのである。

これよりさき、六月、タイ國とフランスとの間に不可侵條約が調印されたが、その後タイ國側は盛んに批准を督促してゐた。かくて九月十三日に、ピブン首相は右批准の條件として、かねて兩國間に係争中であるメコン河島嶼の歸屬の決定並にラオス方面の國境をメコン河流に變更すべきことをフランス側に要求した旨を公表したのである。

一方、佛印側に於ける舊タイ國領土返還に關するタイ政府の要求に接したフランス政府は、遂に拒

否回答の内容が公表され、ついで二十一日、ピブン首相は對佛印失地回復問題につきラジオ演説を試み、戦争遂行の決意を披瀝して「ラオス地方のルアン普拉バン、パクセ等の地域が我國に復歸し安當なるメコン河新國境が劃定される以外には如何なる解決案も我々として耳を藉さぬであらう」と闡明した。

このタイ國の失地回復要求に對して佛印當局は終始これを拒絶し、それと共に軍隊を續々國境方面に集結して兩國の關係は次第に悪化し、十一月十五日佛印總督が「目下兩國々境は平穩であるが、佛印軍當局は嚴重成行を監視し豫想されるあらゆる事態に對し萬全の準備を了してゐる」と聲明するに及んで火に油を注いだ形となつてしまつた。そして遂に十一月廿三日及び廿八日以來、カンボヂヤ、ラオス兩地方の國境數ヶ所で兩國軍隊間の小競合や空爆が行はれて、地上部隊の衝突ともにも事態は益々悪化し、タイ軍は佛印に進出、タイ軍は一九〇四年條約によつて喪失したラオス國境地帯のパクセ地方に於いて優勢を持したのである。

一方その間にあつて、外交折衝による局面打開への努力は試みられ、タイ政府は、ガロウ佛代理公使を正式外交代表として認め、こゝに平和的打診交渉が開始されようとしてゐたのである。

#### 第四節 タイ英國境劃定

タイ國はその國際環境に鑑み、嚴正中立態度を持する事に依つて、タイ國を繞る列強たる日英佛と殊の外に親善關係を結んでその獨立を保たんとしてゐるが、九月三日、タイ英國不侵略條約を締結し批准を交換した。

本條約はタイ國をして、東亞の安定勢力としての義務を分擔せしめる點に重大意義ありと、専ら英國側では宣傳してゐるのである。

然るに東亞の事態は、英國の恫喝的態度により極度に不安定なるものとなり、かてゝ加へてタイ國に於ける自主運動は政治經濟社會あらゆる分野に於て排外思想の形を執つて現はれ、失地回復の叫びはその有力なる現象である。フランスに對する失地回復要求は、同時に英國に對しても將來の豫想を思はしめるものがあつた。しかし、タイ國に對する英國の勢力から、タイ人の口からは英國に對して、強いことが言へず、内包的にぶつくと發酵してゐる程度であつたが、英國としてみれば、早晚、タイ國の動きが英國にとり容易ならざるものを察知し、豫めこの氣鋒を制せんとしてその老獪振りを發揮し、北部ビルマとタイ國境におけるメコン河がメサイ、メルツク兩支流を作り出してゐる南北一五キロ、東西四・五キロの小地帯をタイ國に返還する事によつてタイ國をなだめんとした。

タイ・英國間の國境問題は、斯くして成立した。本問題は、一九三二年以來懸案となつてゐたもので、タイ・ビルマ間國境中ルワツク河を國境線とする箇所に於いて、國際法に従ひ、最深部を以て國

境とするの原則を適用するの件が、十二月十日タイ國駐劄クロスビー公使とルアン・ピブン兼攝外相との間に左の如き公文書が交換せられ解決した。

英公使よりルアン・ピブン外相宛書翰

外務大臣閣下

西曆一九三二年以來ルワック河最深部水流の位置變更を見る爲め現地調査の目的を以て設置せられたるチエング・ライ委員會タイ國側委員の一九三九年三月二十二日及び二十三日附意見書、即ち、新國境線はルワック河を國境とする地域に關する限り最深部を以て國境線とすべきであるとの提言に就いては本質的にビルマ政府に於て何等異存無きところなる旨を通告せる本官發五月二十四日附書翰を御記憶の事と存候右に關聯し本官は本國外務大臣の命に依り大英帝國政府はビルマ政府の名に於いて下記條項を提出しタイ國政府の審議を求めんと欲するものに有之候

(一) A、本諒解成立の當日よりルワック河を國境線とする箇所に於ては同河の最深部即ち他の言葉を以てすれば最低水平線を以てタイ・ビルマの國境線とす。

B、同河が自然的に急激な變更ある場合は右變更の結果による領土の委讓は兩締約國政府間の合意に基き實證せらる可きものとす。

(二) 第一項により英領よりタイ領に委讓せらる可き地に居住する英國籍民の國籍に就いては諒解成立後六ヶ月以内に英國官憲に對し英國籍持續の申出をなさざる限りタイ國籍に編入せらる可きものとす。

(三) (一)(二)の條項はタイ領が英國領に委讓せらるゝ場合に於いても適用せらる可きものとす。

(四) (三)の國籍持續の申出ありたるときは、バンコック駐劄イギリス代表は遲滞なくその旨をタイ國政府に通告し反對の場合はタイ國政府も亦バンコック駐劄イギリス代表に對し同様の手續きを執るものとす。

(五) 英國籍民に非ざる者は前記英國領のタイ國領への委讓によりその地位に變更を及ぼすものに非ず、タイ國籍民に非ざる者もタイ國領より英國領に委讓せられたる場合亦同じ。

(六) (一)の條項によりコ・チャイグ(一名、コーチャイグ)と稱せらるゝ地は直ちに英國領よりタイ國領に委讓せらるべし。

(七) (六)に依り英國領よりタイ國領に委讓せらるゝ地に居住する英國籍民は本諒解成立の日より六ヶ月以内に英國官憲に對し英國籍持續の申出をなさざる限りタイ國籍民に編入せらるゝものとす。

(六)に記載を示すサテイボルト氏及びブラヤーブラキット・コンラサート氏署名の地圖一葉同封致置候タイ國政府に於いて上記の條項に異存なきときは閣下の御回答文の日附を以て兩國政府の意見が完全に成立せるものと思考するものに御座候

英國特命全權公使 クロスビー

ピブン外相より英國公使宛回答書翰

公使閣下

英國政府はビルマ政府の名に於て次の條項の審議をタイ國政府に希望せらるゝ旨の本日附閣下の書翰を受領仕候(以下下文と同じ)

タイ國政府は上記條項に同意を表し六地域を示す地圖を承認し同地圖寫一部同封仕候  
貴翰末段の申出に従ひ貴翰及び本書翰を以て兩國政府間に完全なる意見の一致を示すものと見做し本日  
効果を發生するものとす。

タイ國外務大臣 ピブン・ソングラム

### 第五節 タイ國の經濟事情

#### 一、概 觀

國際狀勢に對應すべくタイ國の財政經濟は、極度に時局を反影し、財政支出に於いては、國防費の膨脹が目立つに至つた。而も、戰時國債一千萬バーツを發行(内債)したが、これに伴ひ國內産業及び貿易の改善を考慮したが、貿易部門に於いてポンドにリンクしてゐるタイ國の通貨及び爲替政策はポンド・ブロックよりの貿易減退で極めて苦境に陥つたのである。輸出の七割がポンド向なので、ポンド・ブロック貿易の減退は、當然、タイ國財政政策に影響を及ぼし、新企業業費はいやでも内國債を中心として自主的な財政經濟政策へと轉換を餘儀なからしめられて來たのである。従つて、國內産業の促進發展計畫について、政府は特に意を用ひ、農業獎勵資金、地方工業獎勵資金の内債發行をみたのである。

#### 二、財 政

佛曆二四八二―八三年(一九四〇―四一年)度豫算法案は九月二十六日國民議會を通過し、同月卅日の官報を以て公示、十月一日から實行豫算として實施せられた。

從來、タイ國の會計年度は、四月一日に始まり三月三十一日に終るのであつたが、本年度より農民の納税の便宜を考慮して豫算期を十月一日から九月三十日に變更されたのである。

#### 豫 算

前年度豫算との對照(バーツ)

	二四八二―八三年	二四八一年	
歳 出	一二四、〇五八、六四三	一〇九、三九七、九八八	
歳 入	一二四、〇六〇、七三五	一〇九、四二五、九四〇	
資本的支出	二二、八八九、三六四	二二、一〇八、五二四	
資本的支出の内譯は次の如くであつて、總額二二、八八九、三六四バーツ、そのうち、一三、八八九、三六四バーツは國庫準備金より、殘額九、〇〇〇、〇〇〇バーツは公債により支辨された。			
液體燃料工場	九六二、九〇〇	屠殺場及貯肉倉庫費	七六八、五〇〇
クレーン及スタンプ印刷機械	一八〇、〇〇〇	棉業改善費	一、一一九、七一五
産馬改善費	一〇〇、〇〇〇	植物油精製工場	一六、四一九

國立銀行設立基金	三〇〇、〇〇〇	道路計畫豫備資金	五、一六二、四九八
國營商事擴張資金	五〇〇、〇〇〇	道路建設	一、七七五、〇〇〇
中央農事試驗所	三〇、〇〇〇	電氣事業	一四五、〇〇〇
棉花栽培	三八、六九九	交通運輸改善費	三、五九八、二〇〇
灌溉工事	二、五〇一、五五三	商業空港建設費	二二一、二〇〇
灌溉小施設	一三四、〇二四	郵便及電信	一七七一、二二六
信用組合	一八〇、〇〇〇	ツリスト・ビュロー	三五、四四〇
國立陸上競技場	一二〇、〇〇〇	商船建造	二五〇、〇〇〇
職業教育改善費	七六八、〇〇〇	鐵道建設	三、二一〇、九九〇

猶十一月一日人民代表議會に提出せられた一九四一年度豫算案は、歳入一三七、九六八、七六八バツ、歳出一三八、九六八、六五七バツで、この外に特別支出は五六、〇五六、三三三バツあり、この分は、豫備金、公債、特別収入等で支辨せられる事となつてゐる。

この豫算案は、國防費に重點が置かれ、次いで經濟、教育方面に力が注がれたのである。之れを今年度豫算に比較すると、千三百萬バツの増加となり、革命前の豫算の二倍に激増してゐる。大藏大臣の十二月十八日の言明によると、國庫準備金は十月末日に於いて八八、三八九、七〇五バツにしてその内、一一、七一八、九五〇バツは政府貯蓄銀行所屬のものとなつて居り、貨幣發行準備金及紙幣

發行高は共に増加し、同國の財政は必ずしも悪くはない。

タイ國の通貨準備金は流通高の九五%を占めて居り、残りの5%が政府保證と銀貨で、この九五%のうち、ロンドンにあるものは、そのうちの50%である。20%は米國にドルとしてあり、30%は金塊として國內に保有されてゐるのである。

タイ國の在外資金は、ポンド證券で四千萬バツ、銀行預金八千萬バツ、合計一億二千萬バツが在英資金となつて居る。國內保有高九千七百萬バツの中、二千二百萬バツは米國にイヤマークされてゐる。

こゝに於いてタイ國では、國家建設運動が盛んなる折柄、外債發行を企圖したが、時局柄實現せず内債を以て之に代へたのである。

### 三、産 業

タイ國の民族産業としては、米、錫、ゴム、チーク材等何れも原料品に限られ、工業生産物の無い事は、タイ國が獨立國とは云へ、民族資本無く外國の資本に壟斷せられる半植民地たることによる。政府は近年公債によつて民族産業の振興に努力し、北部ナコーン・ラムパンクに砂糖及び精糖事業、南部カンチャナブリに製紙及び棉花栽培の國營事業を開始し恒久的對策に乗出したのである。

歐洲戰により歐洲よりの物資輸入は非常に窮屈になり、この窮狀打開と、かねて擡頭しあつたタイ

人のタイ國建設の民族運動思想と結びついて、自給自足のタイ國建設に努力し、四月に戦時産業振興法を公布した。その内容は

- 一、官吏は國民に先んじて自家の庭園に米、野菜を作るべし。
  - 二、一船家庭には紡績機械を備付け家族の衣服を自給すべし。
  - 三、全國民は鶏を飼ふべし。
- とし、特に鶏の奨励につとめてゐる。

又、タイ汽船會社(資本金一千萬バーツ)、タイオニム會社(百萬バーツ)、タイ精米會社(百五十萬バーツ)等の國策會社を設け、重役は閣僚が兼任して民族産業の振興に努力してゐる。

農業 人口の八〇%を占める農民に對して、政府は農業開發には特に努力してゐるが、本年に入つて政府は、特定地域への人口集中を避けるべく無債務農民の集團農園を設けた。小作農の獨立促進策である。

即ち、廣範な未開地を政府が買上げ開墾し、農耕程度に開拓した上で小區劃に分割し、小作農及びヨーマン(土民)を移民として呼入れんとするのである。

バンコック北方百哩に當る中部タイ・ロブリ縣で實施した。これには政府官吏が監督に當るのであるが、この新集團農園の面積は二村を擁すべく差當り約五十戸を移植した。

移住農民は、第一群は植付並に耕作、第二群は養豚、第三群は畜牛に従事する。本事業に對して政府は第一回支給資金として二萬バーツを支出した。

これは要するに、一方に於いて貧農に土地と多角的收穫の道を與へて生計の確立並に進展をもたらす、他方、タイ農民の支那人地主、高利貸及び仲介人より獨立せしめんとしたのである。又一方、政府は産米販賣組合を設立し、全部華僑の占める米仲買人の利潤を農民からの搾取から救はんとし、本年中に組合數四〇が設立された。猶續々設立を目論んでゐる。しかも、鐵道局では全國主要産米地驛に収購入部を設けて時價により直接農民から米の買上を斷行し、仲買人華僑を排除しつゝある。

鑛業 タイ國の錫は鑛業資源中の最たるものである。しかし、その豊富な錫も英國の勝手な政策によつて、充分なる開發が許されず、國際限産協定によつて、年々生産高が割當てられてゐるのである。それによれば、タイ國の錫生産割當は一ヶ年一八、五〇〇トンで、そのうち本年七月一日より十二月末日までの生産割當は九、五五七トンであつた。しかし、國際限産協會はタイ國に對して新たに右期間即ち第十九期分として二、七七五トンの追加割當を斷行したのである。

林業 チーク材は南洋に於いてタイ國が最も多いのであるが、タイ國政府國防省補給局では、地方工業獎勵金から四十萬バーツを支出してバンスー製材所近くに製材機三臺を増設し増産を計り、又陸軍省では農務省をしてルイステリヨ製材所及びチャオプラヤー・ウオーラポン製材所を十萬バーツ

で買収せしめ、自用家屋の建築を安價な木材によつて民衆に建築せしむる事とした。

又政府は、チーク材伐採特許期限の満期を機會に、北部チーク林の官營を實施し、チーク材搬出を生業とする民衆の福祉を増進することとした。

**工業** 本年に入つて政府の各種工業發展の熱意は著しいものがあつた。

先づ、その状況を概観すると、鐵鑛埋藏量豊富と傳へられるクラビー縣に製鐵工場がタイ民族資本により八百萬バーツで設立せられ、製糖事業に於ては、バンコックの西北六四〇軒のラムパーン縣カー官營製糖工場では一日五百トン増産計畫をすゝめ、ココア南方百六〇軒のウタラデイト縣ワング・カビに一五〇萬バーツで新工場新設、ラムパン工場は現在の一日五百トンの甘蔗から五十トンの製糖を爲しつゝあるが、これを八百トンの甘蔗から八十トンの増産をなすに至つた。その他ピサヌロークに製紙工場及び紡績工場を、タイ米輸出用麻袋工場、チコーポンにタイ漁業會社の鹽魚工場、アユチャにチツプ・シリパイブーン海軍少佐指導の下に酒及び酒精工場を設立した。

一方これらの動力資源として、水力發電計畫も發表せられ、チェンマイに近傍のフェイ・ケオ瀑布を利用して水電計畫をみ、又、カンチャナブリーの水力發電計畫はタイ電力株式會社により、一千萬バーツで建設に着手した。

斯くして新興タイの若き力は、自主運動に拍車をかけて躍進の道を辿つたのである。

### 第三章 ファイリツピン

#### 第一節 序 説

日獨伊三國同盟條約は、太平洋に新事態をもたらした。かくしてアメリカの太平洋戦略はこれ又、新たなる様相の下に展開せられるに至り、同國の太平洋進攻作戰の前進基地としてのファイリツピンの意義は益々重要性を加ふるに至つた。

そのファイリツピンは、米國より一九四六年には獨立を許與され、獨立國家として存立することになるのであるが、前述の如き太平洋に對するアメリカの野望は、アメリカ國內に於いても、將又、ファイリツピン國內に於いても獨立再検討の聲が昂つた。

昭和十五年は、かくしてアメリカの無暴なる野望に犠牲とならんとするファイリツピンと、壓迫されるファイリツピン、獨立と獨立再検討の岐路に迷ふファイリツピンの苦悶の年であつた。

#### 第二節 ファイリツピン獨立を繞るアメリカの態度

本年一月十九日に、マニラの有力紙トリビュン紙上にファイリツピン政界有力筋の情報として、最近

國際情勢の變化に伴ひ、比島の獨立問題は再検討の要あるべく、ケソン大統領はこれらの見地からフィリッピンをアメリカの保護領たらしめんと企圖を有し、米國を訪問するであろうとの記事が掲載されて、フィリッピン政界に一大波紋を投じた。

折も折、アメリカのフィリッピン駐在セーヤー高等辨務官は、同日新聞記者團と會見して、

「フィリッピンが一九四六年獨立した後に於ても米比通商關係は一九六〇年まで現在通り繼續さるべきであり、この爲め米比兩國共同經濟委員會はこれに關する法案を米國議會に提案することゝなつて居る。」

と言明したるは、非常に注目されたのである。國際情勢の變化は、アメリカの反日論者或は軍部方面に比島獨立不可を唱へるものが多く、三月十四日、米國アジア艦隊司令長官ハートは、セブ市に於いて、一九四六年フィリッピンの獨立後と雖も、米國アジア艦隊は極東に居残り極東に於ける米國權益及び在留民の保護に當るであらうと述べ、第四四半期十月以後に於ては、アメリカはフィリッピン放棄を全く斷念、あくまで米領として維持するかの如く、セーヤー高等辨務官はグルネルト陸軍、ハート海軍兩駐比軍部司令官と屢々重要協議を遂げ、或はケソン大統領を招致してアメリカ側の非常時體制樹立に對する方針を傳へ、十一月、十二月の二回に亘つてアメリカ空軍の増強が行はれ、約二ヶ中隊がフィリッピンに到着、海軍も又巡洋艦シンシナチー號を増派したのである。

セーヤー辨務官は、軍當局と協力して非常時企劃局 (Emergency Planning Board) なる一般市民の

戰時訓練指導機關を設立し、高等辨務官附武官カースウエル大佐を委員長として食糧、輸送、醫療、交通機關通信、一般福祉、勞力の六委員會を設置した。アメリカ側は一方、非常時管理會議 (Civil Emergency Administration) なる機關を組織してフィリッピン政府に押し付け、フィリッピン政府の國防長官を主班として地方組織を作り、食糧、衛生、防空、避難、通信、宣傳の各方面に亘つて一般市民の戰時訓練を實施した。

斯くして、アメリカのフィリッピン獨立案は極めて不明確にして、否寧しろアメリカの屬領としての地位は歩一歩加速度的に強化されて來たのである。

而も他方、アメリカ政府は、フィリッピンに非常準備を開始し、極東情勢に對する措置を無用に行つたが、十月十一日セーヤー比島高等辨務官はフィリッピン駐在のスマーリー海軍少將並にグルナート陸軍少將と長時間に亘り協議を行つた。

會談修了後新聞記者團に對し、

「在フィリッピン・アメリカ官憲は今後發展すべき凡ゆる事態に備へて、燃料、食糧の貯藏、引揚げ手配並に防空壕の完備等非戦闘員の安全保護に必要な一切の措置を講ずることに決した。」

と言明して、フィリッピン人に多大の動搖を與へたのである。

斯くして獨立問題を滅却して米比共同防衛の氣運は益々つよくなり、フィリッピン人兵の動員も十



月上旬に行はれ、ケソン大統領はアメリカ陸軍省に對して極東危機に對處すべき米比共同防衛を申入れたのである。

### 第三節 搖ぐ地元フィリッピンの獨立運動

地元フィリッピンの獨立運動の動きはどうであらうか。

フィリッピンの獨立が政治的には、兎も角、經濟的にみて如何にも困難であるとの認識が深まり、それと併せて、國際情勢の動きが俄かに緊迫してきたことは、フィリッピンにとつて大きな打撃であつた。それに伴つて、アメリカの壓迫は日を逐ふて熾烈化して來た。

斯る急迫せる情勢に於いて、フィリッピンは、一九四〇年度の通常議會が一月二十二日午後五時から開會され、獨立準備の爲めの産業國營化に關する諸法律案、國防法案、移民法案等の重要案件が山積してゐるのであつた。

#### ケソン大統領獨立を力説

ケソン大統領は、議會開會演説に於て各重要政綱を闡明した後、一部に論ぜられてゐるフィリッピン獨立延期論を反駁し、フィリッピンは獨立自由なる國家の建設に全力を注ぐべきことを強調して、注目を惹いたが、その要旨は次の如くである。

「フィリッピン國民の將來に就いては、何んと雖も余より切實にその責任を感じてゐるものは無からう。國際情勢の進展については何人も豫測を許されず、従つて小國の將來の運命についてはこれを豫斷することが出來ないのである。

然し乍ら、現在の獨立法によつて規定された方針の變更に關する諸論議は、決して余の信念に變化を及ぼすものでは無く、余の同問題に關する結論は次の如くである。

- 一、米國政府は、一九四六年後に獨立許與を延期することを希望してゐない。
- 一、若しフィリッピン國民が、一九四六年に獨立國たるの責任をとることを欲せざるか、或ひは、恐れる場合にはそのとるべき唯一の方法は、アメリカ議會に對しフィリッピンは永久にアメリカの領土たるべきを要請する他は無い。

一、アメリカはフィリッピンが獨立後外國からの侵略に對しこれを保護する義務を有しない。

これらの結論からして小國の將來が不安なることを考慮すれば我々は獨立に對する考へを放棄しなければならぬ。余は一九四六年後現在の政治的情勢を延長することは我々の利益を何等促進するものとは考へないから絶對に之に反對するものである。又一方に於いてフィリッピンは、アメリカとの政治的關係なしに他の國家と通商條約を締結し又は少くとも通貨貿易移民に關する完全なる權力を行使し得るのである。フィリッピンが米國旗により守られなくなつてからは外國の侵略に曝されないと考へるのは餘りに樂觀的にすぎる。しかし我々が他に害されずに我々を治めてゆき度いと希望するならば、責任を以てその權利を守つてゆくべきである。即ち我々は自身自身に頼りいづれの獨立國も行つてゐるやうに自ら機會をつくるべきである。我々は諸外國と

の友好關係を促進せんと希望し、又、その權益を尊重するものである。而して我々は國民の矜持と獨立を擁護するやう努力する。

我々の將來に何があらうが、それは知らない、唯、我々は獨立自由なる國家の建設を盡すのみである。」

然るに九月頃ドイツの英本土上陸作戰近しとの情勢から米英の聯合の氣運は一段と濃化し、一方太平洋殊に日本に對するアメリカの壓迫の加重から東亞の危機説も唱へられるや、フィリッピン國內に於いては俄然獨立問題を繞つて再検討の氣運が濃化して來た。

これはフィリッピン自身の經濟上の問題に依る事勿論乍ら、アメリカがフィリッピンの獨立を暗に反對する如き各種のいやがらせをやり、つゝばねる如き態度を示して來たからにも依るのである。それはフィリッピン獨立後の米比經濟關係についてアメリカ側は決して好意ある態度を示さず、爲めにフィリッピン内に不安の氣分が濃化して來た。

フィリッピン大藏大臣マヌエル・ロハスは九月十七日對米放送を行ひ、一九四六年獨立期以後に於ても、アメリカは、フィリッピンに經濟調整期間を與へられ度いと、獨立後の對米依存繼續を強調した。即ち、

「余はアメリカがフィリッピンの軍事的地位強化のためにさらに飛行機その他の近代戰に不可欠なる武器を供給するやう希望する。フィリッピンは今や交戰諸國より包圍されるに至つた。

この秋に當り、余はアメリカがフィリッピンをその運命のまゝに放置し、侵略者によつて蹂躪されるがまゝに放任するが如きことは萬あるまいと信ずるものである。

なほ、歐洲及びアジアにおける戰爭の結果、フィリッピン政府は獨立期たる一九四六年までには、フィリッピンの經濟の樹直し計畫の遂行が不可能となつた。かゝる情勢に鑑みアメリカは一九四六年以後少くとも十年間はフィリッピンに對し經濟再調整期間を與へられたい。」

と述べ、ケソン大統領もこれを支持して、同日午後、新聞記者と會見してロハス藏相の言を更に補足し、フィリッピン政府はロハス藏相の財政經濟政策を遂行のため、出來得れば本年にも米比經濟會議を開き度き希望を有する旨、次の如く意見を發表して、注目を惹いた。即ち、

「フィリッピン獨立は既定のものであつて、これに何等かの變更が加へられるが如きことは考へられないが、一九四六年に獨立したとしても經濟的に獨立は全く不可能だ。タイディング・マグダツファイ法の規定によれば遅くとも獨立期一九四六年より二年前、即ち一九四四年までには米比經濟會議を開催して獨立後のフィリッピン經濟に關する取極めを行ふことになつてゐるが、フィリッピン政府としては國際情勢の惡化に伴ひ、出來得れば本年中にこれを開催し、フィリッピン經濟の再調整を行ひ度いと思つてゐる。目下渡米中のユーロー國會議長の目的も一はそこにある。」

結局フィリッピンの動向は、今やアメリカの鼻息一つに頼らねばならなくなつて來た。アメリカもよくその呼吸を承知してゐるので、フィリッピンが更に一層その氣運を醸成することを待ちつつ、ア

メリカ自身としての思ふ存分の施策に向つて手を伸ばす傾向が充分見られるやうになつた。

第四節 フィリッピンの戦時體制

斯かる情勢に直面してフィリッピンの動態は、その財政面に充分現はれてゐる。ケソン大統領は、二月六日夜、フィリッピン議會に對し、豫算教書を送り一九四〇—四一年度豫算を發表した。それによつて次の如くである。

歳入	一億八十五萬一千ペソ
歳出	九千二百萬一千ペソ
餘(剰)入	九百八十三萬ペソ

その内譯は左の通りである。(單位千ペソ)

公共教育費	二九、五七三	司法各部費	一三八
國防費	一六、三一〇	財務省費	四、六六七
公債利息	七、八二八	農務省費	二、三六四
公共衛生費	五、九五一	治安維持費	八〇五
商業費	四、四八九	商務航空各省費	八三八
行政各省費	五、五八三	國民議會費	一、八六〇

鑛業森林局費	一、一九四	その他	四、三六九
刑務所費	一、〇五二		

右豫算中特に注目をひくのは、國防費が昨年度に比して百十五萬七千ペソに減少した事は、米本國の國防豫算が未曾有の膨脹を示してゐる際に奇異に感ずるのであるが、フィリッピンの國防が一に米國に依存し、米國の負擔に於て之が遂行せられる事を示すものであつて、特に注目すべき點である。それだけフィリッピンが獨立から遠ざかつたものである。フィリッピンの國防省は一九三九年初めて新設せられたもので、右國防省の豫算は次の如く分類せられる。

比軍陸軍現勢力

常備軍士官	三百六十三名
兵士	三千七百三十五名
豫備軍士官	四千八百二十九名
兵士	十萬四千四百十二名

第五節 排日移民法問題

フィリッピンでは、失業問題に悩み重大なる國內問題となつてゐるが、一月二十二日の議會に於いて、ケソン大統領は、「右問題解決のためにその一の方法として新移民法の通過を議會に要請する」と

述べ、これにより、外國人の移民を制限して、フィリッピン人を外國移民との競争から救はんとしたのである。

右法案によれば、各國人移民を一樣に、一千名に制限するもので、二月十七日の議會に提案されたが、議員の中には、現に五千萬からゐる外國移民の上に、更に各國人一千人づゝ入國を許すことは、最近の國家主義傾向に背反すると反對するものもあつた。

これによつて、四月十二日に至り、一千名から五百名に減少する修正案となつて議會に提案され五日二日の議會で六七對一名を以て通過された。

・右法案は議會通過と共に、同二十八日ケソン大統領の署名を得、アメリカ本國政府に送附された。フィリッピンの斯かる移民法は、日本に影響する所甚だ大きく、元來右移民法が昨年度にもその制定が論議されたが、當時の須磨駐米大使館參事官とジェヨブス米國極東部長との間に折衝の結果、日本に對しては例外を認める事に諒解が成立したのである。従つて結局昨年度はフィリッピン議會に上程せられずに終つた。

然るに本年は突如としてフィリッピン議會に於いて審議を開始し、移民法の通過をみたが、日本に對して何等の特例をも認めなかつたのである。これについて日本政府は、フィリッピン議會で移民法審議中に、森島參事官をして米國政府に申入れをなしたるに對し、米國政府は該問題はフィリッピン

自體の問題にして米國としては何等關知するところなしと回答したのである。

然し、移民法案の作製に對しては、米國國務省及び労働省より各一名の委員が參割して居り、該問題は單なるフィリッピンの問題ではなく、米國が關與せるは明白な事實である。米國はこれによつて從來の對蔣援助、海軍大演習、對日禁輸等一連の對日壓迫手段に更に一段の拍車をかけたのである。

これに關し、帝國外務省は、これを重大視し、四月十八日、左の如き情報部長談を發表して、その見解を明らかにした。

外務省情報部長談 比島議會は各國一律に一年間五百名の數を限る移民法案を審議中で第二讀會は既に通過し、

第三讀會に入らんとする形勢の趣きであるが、同方面への日本移民は過去數ヶ年の平均數一年約二千八百人に及んでゐるので、萬一この法案が成文化すれば非常な影響があるわけである。

元來比島移民法の制定により、東洋人に對しても差別なしに一律に入國數が決められる事に對しては、多年人種平等の原則を唱導して來た我國の欣快とするところであるが、事實に於ては避難民入國防止の直接の目的と標榜して本法案の通過により實は各國一律との名目の下に日本が傍杖を食ふの結果となるのは甚だしく公正を缺くものである。

比島に於ける日本移民が過去數十年に亘り常に比島人と協調し比島の繁榮に貢獻して來たのは衆知の事實であるから、本法案の審議についてもこの事情は特に考慮を拂はるべきものであり、苟くも外國移民に關する法制實施についても以上の事情に則するやうな措置が事實上執らるべきである。

この見地から本法案の推移については深甚の注意を拂ふものである。

日本のかかる聲明に對し、四月二十日堀内駐米大使の申入れあり、二十四日ハル長官と新聞記者團會談に於いて、同長官は次の如く米國の立場を言明した。

「フィリッピン議會はそれ自身立法權を持つてゐるもので、米國政府はこれを指圖し若くは壓迫を加へんとするものではないが、國務當局は米比關係並にフィリッピンと諸外國の關係に關し各種の見解を知ることがはむしろ歓迎する所であり、移民問題について日本側の意向をきき、これに考慮を拂ふに吝かでない。」

かゝる日米兩國關係に於いて、比島議會の排日派は比島の内政干渉なりとし、日本はかかる干渉する權利なしと豪語したのであるが、内心は非常に狼狽したのである。

### 第六節 比島憲法修正問題

フィリッピンでは、(一)大統領の再選許容、(二)上院復活、(三)議員歳費引上げに關し、フィリッピン憲法の修正を実施することとなり、これに對する國民投票が六月十八日一齊に行はれた。右投票は壓倒的多数で賛成七割、反對三割であつたが、投票率は極めて低く全登録者數の半數程度であつた。

これに關して、ケソン大統領は六月二十五日附を以て、七月八日に臨時議會を招集することを發表し、同議會で議決したが、一方アメリカではこれが極めて不評を買つた。そこでケソン大統領の代理

として、フィリッピン國會議長ホセ・ユーローは、九月六日マニラ出帆の米船プレヂデント・クリーリツチ號で日本經由渡米し、米國の諒解運動をなした。

## 第四章 蘭領東印度

### 第一節 序 説

蘭印にとつて、最も重大なる打撃を與へたものは、謂ふ迄も無く、ドイツの電撃作戰による五月十日のオランダ蹂躪であつた。蘭印はその本國を喪失した。本國政府はロンドンに遁れその餘喘を保つと雖も、國土と基本の人民を失つたオランダは亡國たるを失はぬ。勿論、オランダ憲法に従へば、オランダなるものは、オランダ本國、蘭印、西印度、ギアナ等より成り、この四地方を稱して「オランダ」と稱するのであつて、蘭印は決して植民地ではなく、敢へてオランダ本土を失つたからとて亡國とは謂へぬかも知れぬが、然し事實上は亡國と稱し得られるであらう。

太平洋は、四月の有田聲明の所謂東亞に於ける安定のラジオ放送以來俄かに波高くなり、蘭印は世界の焦點となつた。それに引つゞく米國のハル國務長官の聲明等あつて、蘭印を繞る國際關係は異常な相貌を呈したのである。以後A・B・C・Dの一環を受持つこととなつて、對日敵性は漸く露骨化して來た。

### 第二節 蘭印防備強化

オランダ政府は、歐洲戰爭の極東波及に備へて蘭印の防備に腐心しつつあつたが、本年初頭二月十日政府は巡洋戰艦三隻建造に決した旨正式に發表するところがあつた。これは、蘭印防備諮問委員會の勸告を容れたもので、二萬六千噸級二十八糎三聯裝砲塔三基、時速三十三浬のもので、それと同時にスラバヤ海軍根據地の施設の擴張に着手したのである。

建艦費は、總額二億六千八百萬ギルダーであるが、これを一九四〇年度蘭印財政の上からみると次の如くである。(何れも單位千ギルダー)

經常部	歳入	三六一、六七四
	歳出	三八九、九四六
	不 足	二八、二七二
臨時部	歳入	四八、六四九
	歳出	七八、六四七
	不 足	二九、九九八

合計五千八百二十七萬ギルダーの不足となつて居り、これは昨年度の物價を基準としたもので、歐

洲戰爭勃發後に於ける物價騰貴及びその後の追加豫算による不足額を加算すれば、合計八千二百七十七萬ギルダの不足となつてゐる。

建艦費だけでも前記二億八千萬ギルダであるから、これが經常費を見れば年額六億ギルダである。ペーパー・プランとして一般に評せられ、この實現は困難視せられてゐるのである。オランダ本國がその豫算の大部分を負擔するとしても、その後にはける本國の喪失はこれに大打撃を及ぼし、當然英米に依存せざるを得ざるに至つたのである。

然し、四月二十九日の蘭印國民參議會は三八對零で可決、直ちに本國政府に送附せられたものである。

### 第三節 蘭印民族運動

この蘭印の建艦は、インドネシア人との間に抗爭反目を招來した。といふのはインドネシア人は、蘭印の國防力は要するにインドネシア人壓迫の爲めであり、徒らに建艦するとして、それだけではとても蘭印の國防は完備するものではない。殊に建艦完成後の兵員は、全部オランダ人によつて充てられインドネシア人が義務兵役を主張するに對してオランダは志願兵制度をとり、土着人に武器を持たせる事に脅威を感ずるといふ無用な心配をしてゐるとして不満としてゐる。

その代表的なものとして、二月九日のジャバ・ボーデ紙は夕刊に於いて、建艦に反對し次の如く論じてゐる。

「蘭印海軍の大擴張に歡迎するものは多いが、蘭印政廳の眞實に企圖するものは建造さるべき軍艦が蘭印海軍の他の軍艦と調和し得るが如き巡洋戰艦の建造にあることは一般に知る如くである。最近辭任したフェルウェルダ蘭印艦隊司令長官の如きも艦隊の均衡を得る爲めにむしろ一萬四千乃至一萬六千噸級の中型船の建造が最適なりとの意見を有してゐた。

又、スラバヤ軍港の擴張についても蘭印政廳は異なる見解を有するものゝ如く、我々も亦これに關する満足なる回答を得ざる限り直ちに巡洋戰艦の建造に共鳴することは出来ない。

經費の問題に關しても蘭印豫算が斯る軍艦建造費を負擔し得ざることには我々の曾つて論述せる所である。」

又、二月九日のペマングン紙は夕刊で、建艦はオランダをして將來危險なる地位に置かしむるものであるとして、左の如く論じてゐる。

「海軍擴張案決定の報道に對し蘭字紙はこれをグッド・ニュースとして歡迎してゐるが、吾人は之を祝福するに先立ち、先づ本案の經費がオランダ本國と蘭印の何れにより支出せらるゝやに留意する必要がある。若し、本案經費が、オランダ本國と蘭印との共同負擔とせらるゝ場合には、

(一) 蘭印の國防中、特に、海軍關係のものは、蘭印のためと云ふよりもむしろオランダ本國にとり必要なるものである。

- (一) 三巡洋戦艦の建造の目的はオランダ本國労働者の救済にある。
- (二) 同建造資材並に乗組員は凡てオランダ本國に於て求めるといふから、蘭印の參與は全然考慮されてゐない。依つて、全經費の大部分はオランダ本國の負擔とすべきである。更に、問題とすべき右三艦が蘭印に與ふべき利益の點である。日本は本件に關し既に海軍當局の名に於いて、オランダは何故スラバヤ海港を強化するや、何故蘭印に對する三艦建造を必要とするや、オランダは日本の意圖を誤まつて解釋して居るに非ずやと發表してゐる。

本案の如きは、むしろ日蘭關係よりして、不快にせしむるものに役立つにすぎず、且つ若し本措置が日本のオランダに對する感情の悪化を導く事とならば、本案の如きは蘭印に對し多大の損害を蒙らしむることとなるべし。要するに蘭印としては自治獲得が先決問題にして國防は第二である。

現在の如き何等政治的地位を所有し居らざる蘭印に對し徒らに國防の強化を行ふは恰も幼兒に對し武器と大砲を與ふるに等しいではないか、本案は蘭印及びオランダをして將來危険なる地位に置かしむる可能性を作るのみである。」

又、インドネシア黨のタムリンは、議會に於いて次の如く悲痛なる叫びを擧げてゐる。

「我々は國防のために身を犠牲にする事を厭ふものではない。しかし、インドネシア人は他の獨立國の人民と同様といふわけにはいかないのである。我々インドネシア人は未だ獨立を有してゐないのである。

獨立とは自分の家の中を自分等で治めることを意味する。我々インドネシアの地を治める者は我々でなく外國人である。我々には我々の土地を所有する權利も無い。」

四月二十九日にこの建艦案が可決せらるるに當り、インドネシア人側の猛烈な反對があり、議員タムリン一派はインドネシア人の軍擴協力條件として、政治的發言權の獲得の要求を動議し、議會はこの提案によつて軍擴案の決定投票を延期する有様であつた。

四月二十九日にタムリンの動議は三六對一〇で遂に否決せられ、軍擴案は三八對〇で前述の如く通過したのであつた。

斯くして、インドネシア民族運動は無慚にも又々敗北の憂目をみたのである。

#### 第四節 オランダ本國の喪失と蘭印の對外關係

遂ひに、五月十五日、オランダは獨逸の爲にその本國を失つた。それから一ヶ月の後、蘭印では總督チャルダは、六月十五日に蘭印參政會開院式に臨み、蘭印の直面する政治的經濟的情勢について一般報告を行ひ、今後の蘭印の施政方針を闡明すると共に、蘭印の國際的地位は何等變化してゐないと力説、左の要旨の演説を行つた。

「蘭印政廳は去る五月十日獨軍のオランダ本國侵入に際し、現状不變更の方針を宣示したが、その後蘭印の國際的地位は何等の變化なく維持されてゐる。歐洲戰爭の爲めオランダ本國の諸軍艦は破壊され、蘭印海軍を急造する計畫に齟齬を來した事は可成の打撃であるが、蘭印政廳は昨年九月以來遂行してゐるが、今後も政廳所有



の船舶の武装を繼續する意向である。現下の情勢に於て武器を輸入することは頗る難事であるが、政廳は從來武器を仰いでゐた諸國以外の國からもこれを輸入する途を開くことに成功した。

又空軍増強が最大關心事となつてゐるに鑑み、政廳は今後空軍の擴張に特に意を用ひるつもりである。一方經濟的情勢について述べれば、オランダ本國からの資本利子、年金等は送金不可能に陥つたが、そのため逆にギルダ一貨の獨立的地位は益々安定化するに至つた。

一方、政廳は現に廻船可能な國々との輸送關係を近日中に調整する運びとなつて居り、特に聯合國諸國と協力して歐洲との輸送關係調整に努める意向である。

歐洲以外への船腹は現在充分であると思惟される。又政廳は聯合國との協力の下に敵國に供給される懼れがある物資の輸出に對しては今後嚴重監視を續ける意向である。日本及び米國は蘭印の主要産物の兩國向け輸出を増加するやう要求してゐるが、かくして歐洲戰爭の勃發の結果、歐洲向け輸出は二〇%乃至二五%方減退したにも拘らず、これに代るべき新市場が発見されてゐる譯である。

それにオランダ本土よりの各種商品輸入は杜絶したが、これに對しては他の各國からの輸入を以て補充せねばならぬ。この場合、太平洋諸國からの輸入が當然考慮されよう。

要するに蘭印政廳は、現下の各種經濟不安を克服し、以て本國の戰爭遂行に舊倍の寄與をなさんとするものである。」

右の如く蘭印の地位の不變を強調したが、更に、蘭印資源については、五月三十日ロンドンのオランダ亡命政府外相のヴァン・クレフェンスは外國人新聞記者協會主催の午餐會に於て、蘭印の資源は

ドイツ以外の如何なる國にも開放されてゐる旨左の如く言明した。

「蘭領東印度の經濟資源は、啻に聯合國のみならずドイツを除くすべての國家に對して開放されてゐる。従つて同島と友好關係にある諸國との間の經濟關係は從來と何等變るところなきのみならず、又オランダ帝國の完全なる一構成分子として同島の政治的地位も從來同様であるから、蘭領印度に關する限りオランダ政府は何れの國の保護をも必要とせず、且つこれが保證を何れの國に對しても要請する意思はない。」

、オランダ本國の喪失により動搖と混迷をつゞける蘭印は、五月十日バタビヤの爲替市場を休業、預金、貸出の他十一日も休業したが、同日外國爲替管理令を公布して即日實施し、政廳は次の如き當局談を發表した。

「今回の統制措置の目的は本格的なる統制令が實施されるまでの期間、正當なる取引を保護し、非合法的取引を阻止するにある。而して新法令は來週發表される豫定である。」

#### 暫定管理令要旨

第一條 金、銀、外國通貨、公債有價證券及び兌換券の國外搬出は今後これを禁止す。

第二條 外國向け送金は許可制としジャワ銀行をして取扱はしむ。

第三條 貨物輸出は政府の許可を要せざるも豫定仕向地を明示するを要す。

右の如き爲替管理令を公布したが、市場は不安人氣去らず十四日に至るも再開せず、漸く二十三日に至り再開を決定、ドル貨とリンクすることとなつた。

然るに、ロンドンのオランダ政府は五月二十二日に至り、ギルダ一貨をポンドにリンクさせる事と決定したので、蘭印政府は協議の結果、蘭印の地理的位置に鑑み、對ポンド、對ドルの再建値制を採用することとなつた。

然るに二十三日に至り、對ポンド建値は撤回せられたが、これに關し、政治經濟の情勢の不安定と建値決定上の技術的困難により今後の戦局の發展をみるることとなつた故であると、その筋方面の情報であつた。

蘭印の昏迷状態は極度につのり、右の如きドル・リンク一本建は、再び二十七日に至りポンドへもリンクを決定し、ジャワ銀行から發表され、その去就益々不安となつた。

前記暫定爲替管理令は、七月六日に至り正式管理令となり即日實施された。

## 第五章 ビルマ

東亞の一角に獨立自治を叫ぶビルマの存在は、從來あまり日本の關心を惹かず、又國際的に忘れられた存在であつた。謂はゞ、「知られざる國々」の一つであつた。

然し、支那事變を通じビルマ・ルートの名に於いて嚴然たる敵性を發揮しつつあり、日英會談を以て國際政治舞臺に俄然登場することとなつた。今次歐洲戦勃發を契機として、ビルマの民族運動戦線は俄かに活潑なる動きを示し、ミョーチット黨、ユナイテド黨、タキン黨、シンエタ黨等合同して、ビルマの獨立自治を獲得すべく、昭和十四年十月バーマ・フリーダム・ブロックを結成したのであつた。各地に國民大會を開催し、獨立の氣勢を擧げたが、とかく足並揃はず、加之に、英當局の苛酷な彈壓を受け、一時逼息状態に陥り、分裂の危機にさへ直面したのであつた。然し、ビルマ人一般の反英感情は、英當局の彈壓によつて返つて昂揚されたかの感がある。二月二十三日夜開かれたビルマ下院は、遂ひにこの國民的感情をおさへ得ず、絶對多數を以て次の如き決議を爲した。

「英本國がビルマ國民の同意を得ずにビルマを參戰國としたこと並にビルマ國民の輿論を無視してビルマ政府の權限及び活動範圍に制限を加へたることは遺憾である。」

元來、今度の戦争で英國は、その戦争目的としてドイツに占領せられた歐洲諸國に於ける弱少民族の解放、即ち帝國主義打倒を宣言したのであつた。この事は、痛くビルマ人を刺戟し、若し、英國にして、帝國主義打倒を口にするならば、他民族より先に、英帝國の弱少民族を解放し、その帝國主義政策を中止すべきであると、英國の痛い所をついたのである。

英當局は、かかる氣運をみて、一方に彈壓をすると共に、他方に於いては、ビルマ人の懐柔政策を執る事とし、ビルマ政廳にビルマ人を参加せしむる率を多くし、高級のポジションを解放したのである。これは、七月二日イギリス政府から發表され、猶、ビルマ政廳は、ビルマ人の意向を無視してその物的、人的資源を以て英本國に援助する申出を爲したに對し、同日同じく本國政府より發表された。

しかし、ビルマ人内閣が英本國援助には、戦後ビルマに自治領の地位を許容する事を今直ちに宣言せらるべしとの條件が附されてゐたのである。所が、英本國政府は申出は諒とするも自治領約束の宣言は言を左右して容れず、單に、戦後改めて英緬間に交渉に應ずる用意あることを聲明したにすぎなかつたのである。

所が、六月二十四日、帝國政府は、英國に對し、ビルマ・ルート閉鎖要求を提出し、七月八日、英國の拒絶的回答によつて、一時日英間の空氣險惡を傳へられるや、ビルマでは對日好意を示して暗に英國を索制したが、七月十二日、日本の再度の申出に對する受諾によつて、七月より十月まで閉鎖が

決定されるや、ビルマ人は大いに喜んだのであつた。

即ち、ビルマは、食糧豊富で人口稀薄なところから、宛然、印度人、支那人の植民地たる如き感があり、年々無制限に印度人、支那人移民が入國してくるので、この事は、ビルマの生活を脅かす事甚大であつた。それでビルマ人の印度人、支那人の排斥熱は非常につよく、しばしば國內騷擾の原因となつてゐるのである。

このとき、日本の壓力に英國が屈し、ビルマ・ルートを閉鎖した事は、一時的にせよ、ビルマ人の對日信賴感を深めるに効果があつたのである。

然し、ビルマ人の意向如何にかゝわらず、英國のビルマに於ける對日敵性は増強されるばかりで、ビルマ・ルートは十月十八日より再開せられた。

十月十八日午前〇時一分を期し、重慶政府外交部政務次長會宗鑑等關係者立會の下に再開せられ、武器を積むトラック六十臺は護衛付で昆明に向けラシオを出發したのであつた。

又、十月十七日には、支那交通銀行はラングーンに支店を開設した。從來、ラングーンには中國銀行、華僑銀行があるばかりであつたが、今度更に交通銀行支店を設置し、物資輸送の圓滑化を計つたのである。

一方、米國は、ビルマ・ルート再開を朝野を擧げて歓迎したのであるが、これを機會にアメリカは

アメリカ・ビルマ間の航路の擴充を企圖し、イスマアン・ライン及びエクスポート・スチームシップ・カンパニー兩會社の増配を決定した。

これは、ケープ・タウン經由のニューヨーク・ラングーン間定期航路で、毎月五隻のアメリカ貨物船が就航したのである。この日數は、片道三十五日を要してゐる。

斯くして、米・英・蔣即ちABC聯繫は強化され、ビルマは對日壓迫の基地となつた。

## 第六章 印度

### 第一節 序 說

獨立自治を叫ぶ印度に、第二次歐洲大戰と前後して、「自治」の代りに「國防法」が登場し、限られた範圍とは云へ自治を有してゐた印度は、その制度は紛碎せられて、全てはイギリスの帝國主義援助に指向せられた。

各州は、内閣は追放せられ、州知事の專斷となつた。

全印度民族運動の指導者は、概してイギリスの傘下に集り、たゞく印度内部の安全といふ點に集中せられ、親イギリス的傾向が濃厚となつた事は否まれない。

これは、イギリスの宣傳の巧妙なるところの然らしむる所とは云へ、印度人の民族性格として憶病なるによると同時に、一度染つた慣習が新しい支配者を向へることに對する脅怖と慣習を急激に更へることの忌避にあること論を俟たぬ。今次大戰勃發後、國民會議黨は、全面的に對英抗爭に運動を展開し、それと共に、國內民族運動戰線の統一を策して回教徒との聯立を幾回となく企圖し、回教徒聯盟と接渉するところあつたが、最後のどたんばで何時も物別れの状態に逢着したのである。昭和十五

年度の推移を通観しても、矢張り同様なことを繰返したのであつたが、漸次親イギリス的傾向が濃化して行つた事は、吾々として何物かが示唆されよう。これは決して、イギリスの態度を是認するものではない。同じ東洋の民族として、何故かくの如きかについて、充分な考慮が拂はねばならぬといふ點にある。

## 第二節 英印協力問題

印度政廳は、印度各派に對し、昨年引續き參戰協力確保のため種々の劃策を施して來たが、一月十日、リンリスゴウ總督は、ボンベイの東洋協會主催の午餐會に臨み、席上一場の演説を試み、英本國の印度に對する目標は、完全自治にあることを左の如くのべた。

「英本國の印度に對する目標は、完全なる印度の自治制であるが、余は英國政府の關心は現状と自治制との差異を最大限に減少するにあることを確言する。余は心から印度諸政黨が可及的速かに現状を終熄するために協力されんことを熱望するものである。英國政府が、最も困難を感じてゐる問題は、少數民族殊に回教徒並に特殊階級の處理問題である。」

目下各方面より強硬且つ對立的諸要求が提出されてゐる有様であるが、イギリス政府としては慎重なる態度でこれが考慮に當る方針である。」

とし、印度に完全自治を目標としてゐることを強調したのであるが、これに對して、各派から俄然反撃の手が擧つた。

一月十一日、デリー東方十料の地點にあるガチアバドに於いて國民會議黨のネール氏は、演説會を開催し、數千の聽集の前で、印度の將來は總督乃至は之れを取捲く一派の意見に依つて定められるべきに非ず、印度人自身の手に於いて決定せらるべきであるとして、リンリスゴウ總督の英本國への協力要請に反對の意見を表明したが、一方、國民會議黨は、俄然同月十二日總裁プラサド氏によつて反駁を行つた。同氏はワルダに於いて、國民會議黨は、その目標は印度の完全なる獨立にある旨明示して、次の如く主張した。

「リンリスゴウ總督は、十日の演説に於いて、一九三一年のウエストミンスター條令に基く自治領の地位を印度に與ふべき旨述べたが、我々國民會議黨の目標はあくまで印度の完全獨立にあるのである。」

而して、リンリスゴウ總督が各派指導者間の協力乃至妥協を要望したことについては、余は現在の各派指導者は必ずしも彼等の背後の社會を完全に代表するものでない事を指摘しなければならぬ。國民會議黨は全印度を代表することを目指してゐるが、余自身は現在會議黨議員に對する選舉人の意見を代表するに過ぎない。同様に回教徒聯盟總裁ジンナ氏は法律的に云つて全回教徒を代表するものとは云ひ難い。殊に回教徒内にも回教徒聯盟の競争相手のある事は周知の通りである。かくの如き政治形態では何事もなし難い、われわれの要求する完全なる憲法議會のみが全印度社會の利益を正當に代表し得るものである。」

國民會議黨として右の如き正式態度の表明の爲め、政廳は、更に一段の考慮を計るところあり、政廳は事態の拾集の爲めに、二月五日ガンディを招請し、協議するところあつた。

ガンディは二月三日國民會議黨幹部の見送りを受けてワルダを出發し、ニュー・デリーに於いて五日リンリスゴウ總督と昨年以來の第五次會談を行つたのである。その内容は國民會議黨の政策、同黨と回教徒聯盟の軋轢、その他一般政治狀勢に付前後二時間半に亘り意見の交換を行つた。

猶同日、ジンナア回教徒聯盟總裁と總督との會見も一時間半に亘つて行はれたが、これらに對し、印度政廳から次の如きコンミュニケが發表され、會談の不成功が發表された。

「リンリスゴウ總督は五日ガンディ翁と會談を遂げたが、期待された印度民衆の獨立要求に關しては兩者の間に意見の一致を見ずして終了した。

席上、リンリスゴウ總督は、獨立問題は歐洲戰爭終了後これを考慮すべしとする英國政府の公約を再強調したが、これに對してガンディ翁は民衆は即時獨立を要求する旨を重ねて強調して、遂に會談は物分れの形となつたのである。」

かくして兩者の會談は、又々決裂に終つたのであるが、ガンディ翁は、二月六日、右會談決裂につき聲明を發表し、イギリスが國民會議黨の主張を容れない限り平和的解決の見透しはつかないと強硬態度を示し、左の如く闡明した。

「余とリンリスゴウ總督との會談決裂は國民會議黨の要求と總督の提案との間に大きな懸隔があるためである。即ち總督は英國政府の手に依つて印度の將來を最終的に決定せんとするのに對し、國民會議黨は外部からの干渉を受けずに印度の將來は印度人が決定せねばならぬと主張してゐるのである。英國が印度をして自身の憲法並にその地位を決定せしむべき時期が到來してゐることを認めるまでは如何なる平和解決の見込みもないであらう。これに反し一度これが承認された曉には國防、少數民族、王侯及び參戰等の問題は自ら解消して行くだらう。國民會議黨は自派の主要要求が容れられるまでは決して各州の内閣組織に参加しないであらう。」

### 第三節 全世界注目のラムガール大會・完全獨立宣言

斯くして英當局と印度地元の抗争は急激に悪化して來たが、遂ひに三月に入つて事態は最悪の場面に入つたかの如き感があつた。即ち、三月一日、國民會議黨は執行委員會をパトナに開催して、

#### 一、英國政府の宣戰否認

#### 一、歐洲戰爭不介入

等斷乎たる抗英決議を採擇したのである。これに對し印度各紙は、翌二日の紙上で論評を掲げ之を歓迎したが、パトナ會議は同席上議案となつてゐた全印度不服從運動の開始時期及びその方法に關して意見の分裂を來したのである。即ち、同席上、執行委員會は、全印度にわたる不服從運動を展開し、

以て英國政府の印度即時解放の要求拒否に抗争することとしたのであるが、この問題を繞つて、十時  
間餘に亘り左右兩派の間に激烈な論争が戦はされ、ネール氏その他左派は不服従運動の即時開始を極  
力主張したのに對し、ガンデイ翁は運動開始の時期及び方法を決定すべき権限を實行委員會に一任し  
て英國に對し獨立問題再考の最後の機會を與へるべきであると主張した。斯くして、會議はましまら  
ず、十五日、更にビハールのラムガールで總會を開いて、二月五日以來のガンデイ・リンリスゴウ會  
談決裂の前後處置をつけることにし、前述の如く、印度を交戦國に加へたる英國政府の宣戰を承認せ  
ざることに及び、今回の歐洲戦争は英國が帝國主義的目的の爲めに戦つてゐるものであり、印度は之  
に介入し得ざることの二項目の決議を採擇したのである。

これに關し、ネール氏は二日、パトナに於いて、左の如く今後の見透に關して意見を發表した。

「余は、即時不服従運動開始を主張するものである。印度は過去に於いて略々十年毎に不服従運動を展開してき  
たが、もしも今年何等かの運動が開始された時は、それは長期に亘るものとならう。」

要之に、印度の動向が漸次不穩となつて來たのは、英國の態度がゼットランド印度事務大臣の言動  
にもみられる如く、極めて不誠意であつて、國民會議黨の要求は非現實的だと非難攻撃し、且、自治  
領の地位を許容する方針を明示しつゝもその時期を言明せず、前大戰當時よりも更に曖昧な態度を示  
して、印度地元を操つてゐる爲であつた。

従つて、地元としては、これでは到底對英協力は出来るものではないとして、硬化の一路を辿り排  
戰的となつて來た。そこで、三月十五日のラムガール大會は局面を如何に打開するか、果して對英攻  
勢に出るか、等々全世界の注目を浴びることとなつた。

國民會議黨では、既にその準備を開始し、總裁アザッド氏の手許で同大會に付議すべき決議草案の  
執筆に着手したのであつた。

その原案内容は大體次の如きものであつた。

- 一、自治領案を排撃し、敢然獨立に邁進す。
- 一、印度の獨立、デモクラシー、國民的動向を基調とする憲法を印度人自身の手でつくるべく憲法議會の招集  
を主張す。
- 一、各民族間の一致融合は憲法議會以外の手段では達成し得ず。
- 一、少數種族、土侯國に關する障碍は英國の作り出すところであつて、これが解決には印度を外國の支配より  
解放するより他に手段なし。
- 一、各州内閣總辭職は、印度を戦争より分離し、印度を英國より解放するための豫備行動で、これにつゞくも  
のは不服従運動であらねばならぬ。

といふ如きものであつた。

斯くして、注視のラムガール大會は、三月十九日開催せられた。

總裁マウラナ・カラム・アザツド氏は、開會辟頭に於いて、對英不服從運動に邁進せよと激勵したのであるが、その前日十八日夜大會開催に關する執行委員會に於いて大會の議案を決議したのであつた。しかし、又々意見百出の有様で、ロイー一派の提出した即時不服從運動開始外二十六項目の議案は否決せられた。これはガンデイ翁の穩健論が大勢を制したのであつたからである。

同席上、ガンデイ翁は、對英抗爭の必要は認めるが時期尙早であるとの見解を左の如く表明した。

「將軍が部下の兵士に命令を發するに先立つて戰鬪準備の完成を欲する如く、余もまた、戦ひの準備を必要とするのである。余は未だ印度が戰端を開く用意が既に成れりとは決して思つてはゐない。戦ふに先立つて規律の缺如と狂暴な雰囲気は克服されねばならぬのである。若し、これらの事態並に内部的困難が克服されたならば、余は直ちに反英抗爭に立ち上り開始するであらう。」

然し、ガンデイのこの穩健自重論は、既に矢の放たれた黨内の趨勢を防ぎ止め得ず、アザツド氏の辟頭演説はこれを充分に物語つた。

會場は、印度として稀に見る大衆と興奮のつぼと化し、熱火の勢ひを示し、大衆の拍手を以て迎へられたのであつた。演説内容は次の如くである。

「印度はナチズムやファシズムを受け容れる事の出来ないのは勿論だが、それ以上に英國の帝國主義には愛想が盡きてゐる。英國は印度が自治領の地位に達する事を希望してゐるが、印度の自己決定の權利を許容しようとはしてゐない。この權利こそ印度問題の根本を成すもので、これが認められねば印度國民主義の全機構は崩壊

するであらう。我々は今や不服從運動の線に沿つて前進する事を決定しなければならぬ。」

次いで、彼は、少數民族問題に言及見解を披瀝し、回教徒が印度教徒と共同戦線に立つことを希望した後、

「我々の成功は統一、規律、並に指導者ガンデイへの絶対信頼の三要素に懸つてゐる。今は、我々の試煉の秋である。我々は我々の眞價を發揮すべく努力せねばならぬ。」

と結論した。

次いで翌二十日、同大會は、急進左派の動議によつて、印度の完全獨立を目標とする運動の展開を決議したのである。遂ひに、國民會議黨は、かくして、印度の完全なる獨立を決議、全面的に對英抗爭をするに至り、從來の日和見主義を一擲して印度は立ち上つたのである。

#### 第四節 國民鬪争週間開始

前述の如く、完全獨立を宣言した國民會議黨は、右決議に基き、四月六日から、左派ボース氏の指導下に「全印度國民鬪争週間」を開始したのである。

元來、ボース氏は、昨年春、國民會議黨總裁を追はれてからフォワード・ブロックなる急進團體を結成し、即時印度の完全獨立を主張して來たのであるが、本年一月五日、ニュー・デリーに於いて



完全獨立の爲めに、先づ國內の統一をなすべしとて、左の如く見解を發表してゐるのである。

「國民會議黨は回印兩教徒の統一に失敗したが、我々左派はあくまで初志の貫徹を棄てず、これが統一實現のためには最善の努力を盡す意向である。余は、回教徒に對し、會議黨に参加する様要望するものである。」

更に、一月十二日、總督・ガンデイの會談決裂に際して、彼はマドラスに於いて、印度の自治領の地位賦與は、既に、一九一七年の昔に決定されてゐるものであるとて、全面的に總督に反駁したのである。

然も猶、十六日には、パトナに於いて大衆の前面に立ち、印度民衆の大同團結を要望する旨を強調し、大要次の如く演説してゐる。

「印度は印度自身のために戦はねばならぬ、眞の民主政府が多く、歐米諸國に實現せねばならぬし印度がその目的に大きな貢献をなし得るといふ事は明白である、惜むらくは國民會議黨の首脳部は各黨派の争ひに對する懸念、準備の出來てない事、更に完全に平靜な情勢に缺けてゐる事等の馬鹿げた實在せぬ要因を口實にこの印度に與へられた機會を掴まうとしてゐない、この國民會議黨の首脳部が眞の敵と闘はずして會議黨内部の左翼派と闘つてゐるといふ事は遺憾に堪へない。」

今次の大會に當つても、彼ボース氏は、不服從運動展開について黨大勢が非暴力主義を條件としてゐるのを不満とし、妥協反對協議會なるものを結成して執行委員會の態度を監視すると共に、民衆獲得に努力してゐたのである。

結局、三月十九、二十日の黨大會が強硬決議をなした事に力を得て、遂ひに四月六日からの國民闘争週間に迄持つて行つた。

ウッドヘッド・ベンガル州知事は、六日、印度國防法を發動して、一切の反英宣傳、示威、集會並に言論を禁じ、ボンベイに於ては反英運動指導者を檢擧市外に退去を命じた。一方アザツド國民會議黨議長は、六日、アラハバットの國民會議黨指導者訓練野營場に於て「全國の國民會議黨委員會を直ちに『無抵抗、不服從運動』委員會に代らしめよ」と絶叫して之を激勵した。かくて印度の反英不服從運動は、ガンデイ翁の最後の決定を見ざる内に、その準備は着々進み、英印關係は愈々悪化が豫想されるに至つた。

そこで英當局は、國防法の發動を更に強化し、四月十三日、全印度に亘つて左派乃至急進分子の大檢擧を斷行し、數千の檢擧者を出し、指導者の殆んどすべては續々と逮捕投獄せらるゝに至つた。然も彼等殘存分子は抵抗、更に反抗して、氣勢を擧げたのである。

全印度國民會議黨運用委員會は四月十五日以來四日間會議黨本部の所在地たるワルダに開催、ガンデイ翁參加の下に非服從運動展開につき白熱的協議を重ねてゐたが、十八日感激裡に大要左の如き決議を採擇し、愈々印度獨立運動史に一頁を劃すべき非服從運動を開始することになつた。

「全印度國民會議黨運用委員會はラムガール大會以來の情勢の進展を考慮した結果、ラムガール大會が將來不可

避なりと宣言した非服従運動を開始すべくこれが運動機關を準備すべき必要を痛感するものである。本運用委員会はガンデイ翁の指令に基いて非服従運動實行委員會として活動するため地方委員會のとりべき措置を歓迎する。最後に本委員會は再度ガンデイ翁の提起した條件の實行を強調する、何故となればこれこそ非服従運動展開に本質的な條件であるからである。」

然るに、この闘争開始の報道は、直ちにロンドンに傳へられ、本國政界に甚大な衝動を與へたのである。

英國政府としては、あくまで、會議黨の完全獨立要求を拒否する決意には何等變るところ無く、非服従運動の展開した際には、あちゆる措置を講じてこれに對抗する方針であつた。

政府のみならず、議會方面に於いても、政府の非服従運動彈壓方針を支持し、十八日、曩に會議黨政府の辭職をみた印度七州に對して、「勅令による代行委員會」を設置する決議案を採擇したのである。

ワルダに開催の全印度國民會議黨運用委員會は、十八日非服従運動展開を決意し、その準備を各地方支部に命令した旨の決議を發表、斯くて大戰の勃發以來何時かは爆發を豫想された印度非服従運動は、英本國が北歐に於いてドイツと死闘を交へ國家存亡の重大時機に直面してゐる時勃發することになつたのであるが、それは歐洲戦争の均衡を一變する一要因たるばかりか、日本の目指す東亞新秩序建設にも重大影響を及ぼすものと思惟される。

印度非服従運動は、全印國民會議黨の指導する反英獨立運動の有力なる大衆闘争形態で、一九一九年南阿聯邦より歸國したマハトマ・ガンデイ翁のイニシアテイヴに依つて、「眞理の把持」(サチアグラハ)運動として始めて印度に導入されたものである。その運動はその名の示す如く、一、英本國及び印度政府と一切協力せず、武力では反抗せぬが、精神力を以て英國の壓迫に抵抗することを目的とし、一、同盟罷業をその手段として、一、英國製品ボイコット、一、印度人警察官、兵士の對英忠誠心失墜策を講ずるにある。

その歴史を見るに、第一回は一九一九年より二一年までの國民運動彈壓のローラツト法に反對した非服従運動で、次いで一九二八年モチラル・ネール氏(ジャラハル・ネールの父)を指導者とするスワラヂ黨(自治黨)を先頭として議會的手段に依る印度自治權要求運動失敗の後を受け、一九二九年十二月、ラホールに於ける國民會議黨大會の「完全なる獨立」要求、サイモン委員會の勸告案審議のためのロンドン圓卓會議のボイコット納稅拒否等の決議を経て、一九三〇年一月より第二回の非服従運動の開始となつたもので、今回は第三回目といふべきである。

この歴史を見るに常に印度大衆は、ガンデイ翁の暴力拒否の希望を越えて各所に於て英國軍隊と凄絶なる武力衝突を展開してゐる。今回の非服従運動展開に當つても、會議黨領袖ジャラハル・ネール氏の如きは、過般「非服従運動は約十年目毎に勃發する」と演説し、非服従運動展開の必至を暗示し

たのであつたが、穩健のガンディ派は「大衆の精神的準備の不足」を理由としてこゝ暫らくの猶豫を主張、兩者の意見は對立をみたのであるが、今年に入つては會議黨は回教徒マウラナ・アザッド氏を議長に推舉し、回印兩教徒の提携を策する等、會議黨全體として種々非服從運動の準備を行つてゐた。二月十五日ラムガールに、次いで三月十九日パトナに開催された運用委員會に於ては、非服從運動展開の是非につき一時は穩健、急進兩派の分裂の危険さへ生んだのである。但し其後の情勢は、急進派の即時非服從運動開始論に有利に動いた。即ち、一、國民會議黨の留保態度を無視したボース氏以下の左翼「前進」派の非服從運動準備工作の展開の奏效、一、印度政府の反英分子の大量的逮捕、の二要因が相俟つて、十八日急進派の勝利、ガンディ派の讓歩となつた。非服從運動廿年の歴史が示すが如く、今回の非服從運動も又隨所に暴動を惹起することは火を賭るよりも明かであり、一度英國が政策を誤らんか、英國の寶庫は一瞬にして血と怒號の巷となるべく、今後の發展は最大級の注意に値ひしよう。

### 第五節 英國の戰況不利と印度の動搖

六月十一日イタリヤは遂に參戰した。フランスの敗戦にひきつゞくイタリヤの參戰は、英國の國際的地位を極めて不安にした。それは直ちに印度にも反映し、印度の反英運動に益々拍車をかけること

となつた。

かくして、今や印度は一方に於いて獨立運動の急迫と、又他方に於いて民心におほひかぶさつた不安は、兩々相俟つて印度に極度に深刻なる危機を招來し、社會的パニックを現出した。當局では必死の努力と彈壓を行ひ事態の收拾に當つてゐるが、不安は益々惡化し、事實上收拾すべからざる混亂状態に陥つたのである。

即ち蔽ふべからざる聯合國の對獨非勢に依り、印度人の英本國に對する從來の關係並に信頼に非常な動搖を來し、全島不安の空氣が濃厚化してゐる。即ち印度政廳の嚴重なる言論取締にも拘らず各種の流言蜚語が横行し、民衆の預金引出し、金銀類の購入退藏、紙幣の受取拒絶、紙幣の兌換請求等の現象が都市町村を通じて廣範圍に互つてみられ、一種の社會的パニックを現出してゐる。これに對し政府は銀貨幣の鑄造を急ぐと共に、印度幣制の健全なこと、紙幣受取拒絶は嚴罰に處する旨聲明し、その鎮靜に努力してゐる。又政府は、國防全權法を極度に活用し、戰亂勃發以來國民會議黨特にその「前衛派」共產黨並に勞働組合幹部等危險分子の檢舉に努め、その數は尠くとも數千名に達するものとみられ、これ又民心に不安を與へてゐる。然して第五部隊の活躍も大問題として採り上げられ、ラジオ、文書等に依る敵國の宣傳を禁ずると共に、過去數ヶ月來ラホール州を中心に屢々官憲と衝突し、三月十九日には死傷者數十名、逮捕者數百名を出す暴動と化し、今尙不穩を續けてゐる有様である。

更にイタリアの参戦により、六月十五日よりボンベイは燈火管制を實施、その他各鐵道警備、外人に對する警戒頗る嚴重となり、印度の戰時気分は漸く本格化して來た。一方政府の國防充實策も愈々拍車をかけられることとなり、印度政廳發表によれば、去る四月末既に地方正規軍を含め五萬三千人が新たに召集されたが、近く更に十萬を召集、又海軍の兵員も二倍半に増強、艦船多數を増加すると共に、空軍も四ヶ飛行中隊を増設するに決した。他方軍需機材の擴充の爲には工作機械、飛行機等を米國から輸入することゝなつた。而して以上の爲め國防費は更に二億留比増加した。これらの國防充實計畫遂行の爲に政府は國防公債を發行する他、宣傳、募兵、その他戰爭準備を進める爲め各地方に戰爭委員會を設置し、知事の指揮下に活動を開始し、印度人の協力を要望してゐる。

しかし印度政府のかゝる努力が前大戰當時の如き成績を擧げ得るかどうかは甚だ疑問となり、國民會議黨始め各政黨が尙ほ積極的態度に出る模様なきにも拘はらず、一般民衆の間には英國に對する信賴の減退、又經濟的、社會的不安を醸生しつつあることは極めて注目すべく、一方西北州パンジャブ、ユナイテッド各州には、會員數萬を有する回教徒武裝團體が存在屢々警官軍隊と衝突、騷擾を續けて居り、今後も相當の波瀾を豫想されるなど人心必ずしも安定せず、今後戰局の進展に伴ひ、印度は如何なる成行を歩むか、各方面の注目を惹いたのである。

これよりさき、五月下旬から六月上旬にかけ英本國が史上未曾有の危機に直面してゐる際、印度國

民會議黨の獨立運動が如何なる展開を示すか、世界注目の的となつてゐるが、六月一日ガンデイ翁は、會議黨機關紙上に一論文を寄稿、非服從運動の暴力化に反對し、印度民衆に對して左の如き警告を發した。

「若し印度民衆が暴動化せず秩序正しく行動するならば、余は斷じて非服從運動宣言に躊躇するものではない、然し乍ら不幸にして會議黨以外の諸團體は非暴力運動も非軍事的非服從運動も信賴せず、又會議黨自身の内部に於ても非暴力運動の有効性について各種の異つた意見があるといふ有様である。従つてかゝる情勢下にあつては、若し英國で印度の獨立を宣言することを欲しないとしても、我々は英佛兩國の中心地帯に展開してゐる戰鬥が収まり、將來事態が明瞭になる迄俟つ必要があらう。吾々は廢墟と化した英本國から獨立を欲するものではない、何故となればそれは非暴力運動の志す方法ではないからである。」

### 第六節 印度臨時政府樹立提唱

一方ポース氏は更に強硬態度を押し進めつゝあり、その活動は活潑となつて來たのであつた。六月九日、彼は「こゝに印度教、回教兩教徒の共同要求に鑑み、完全なる主權を有する印度臨時政府の樹立を提唱する」旨の重大聲明を發して、各方面に大衝動を與へた。かくして印度獨立運動は愈々尖鋭化して來たのである。

### 第七節 國民會議黨・ガンディ翁と分袂

英本國の危機は又、前述の如く英帝國の危機ともなり、印度の離反的空氣を濃化した、ガンディは英印間の妥協を計るべく凡ゆる努力をなしつゝあつた。

然し、遂ひに奏功せず、國民會議黨執行委員會は六月二十一日ワルダに開催して、今後の同黨の動きを協議し、就中あくまで暴力行使に反對するガンディ翁に對する態度につき重大協議を行つた。その結果、つひにガンディに反對して、反英獨立運動に邁進する旨強硬決議を採擇し、強硬派勝を制して同黨分裂の危機を起した。

右決議要旨は次の如くである。

「本委員會は協議の結果、ガンディ翁をして爾今自由に翁の抱く偉大な理想、即ち、非暴力運動方針に邁進せしむることとした。従つて、本委員會は今後印度國民會議黨はリンリスゴウ總督によつて提案せられたる戰時委員會を支持し得ないのである。

又、會議黨員はことごとく斷乎かゝる戰時委員會への参加、國防資金の賺出及び政府監督の警備團への協力を拒否するものである。最後に本運用委員會は國民に對し嚴肅に次のごとく要求する。  
『必要な場合はいつでも自衛及び治安維持のため團結せよ』と。」

斯くして國民會議黨は遂ひにその長老を黨より追放してしまつたのである。

一方英當局の彈壓は歩一步強化せられ、七月二日政廳は國防法の下に最も急進的なチャンドラ・ポース氏をカルカッタの自宅で逮捕し、同市南郊のアリポレ刑務所に收容した。

又、七月八日に至り、國民會議黨は執行委員會を開催し、次の如き決議を満場一致可決した。即ち、  
「印度の完全獨立こそ英印間刻下の重要問題を解決する唯一の方法である。これがため執行委員會は英國政府が直ちに印度の獨立を宣言することを要求するとともに、これが實現の第一歩として印度國民の選舉による代表者によつて構成せらるゝ中央立法部の信頼を享有する中樞機關として臨時國民政府が設立せらるべきことを要求するものである。」

國民會議黨は國民議會及び政府の樹立を強化すべく、會議黨義勇軍を組織することとなり、八月二十一日の執行委員會で決定したが、同二十五日政廳はこれを禁止した。

### 第八節 國民會議黨軟化

前述の如く國民會議黨の態度の悪化は急迫する許りであつたが、一方これに對して印度一般大衆の間には、當時ドイツの英本土上陸近しとの聲と、その印度に及ぼす不安とから漸次會議黨を嫌惡する氣分が起こつて來た。

これは國民會議黨として極めて重大なる誤算であつた。同黨は大衆は必ずついて來るものと信じてゐたに拘らず、大衆の崇拜するガンデイが同黨から離れた事は、大衆の離反をも意味するものであり、又ガンデイの聲望の偉大なるを示すものであつた。

かくして會議黨は政策の遂行に齟齬を來し、遂ひに態度緩和を計らざるを得なくなつたのである。そこで同黨は、九月十五日執行委員會を開催し、ガンデイ翁の再出馬を要請することを決定すると共に、對英態度の緩和を闡明し、左の如く決議した。

「全印度國民會議黨は印度の自由擁護のため會議黨今後の行動を再びガンデイ氏が指導されんことを要望するものである。會議黨は、徒らに英本土を昏惑せしめんとするものには無いが、しかし非軍事的方法を通じての印度獨立運動は依然これを繼續する。但し、現在直ちに非軍事的不服從運動を展開せんとするものではない。」

これに對し、ガンデイ翁は、十六日、再び會議黨指導者たることを受諾し、執行委員會に對して次の如き聲明を發した。曰く、

「余は余が今後何をなすべきかを述べ得ないが、今後何をなすべからざるかは確定し得る。即ち諸子は決して大衆的非服從運動を行つてはならぬこと。即ちこれである。」

かくして、十八日同黨執行委員會は前日に引續き開會し、新方針を決定し、その結果、非服從運動を暫く中止する旨採擇し、その旨全國の支部に命令した。決議内容は、

「執行委員會は、追つてガンデイ翁から指令あるまで、個人或は團體の如何を問はず、すべての非服從運動の中止を要求する。何故なれば、非服從運動の中止こそ、ガンデイ翁とリンリスゴウ總督との會見に不可欠のものであるからだ。」

といふのである。

黨長老として再び復活したガンデイ翁は、各種の指令を發し、黨務をみると同時に、九月二十七日シムラに總督を往訪し、三時間半に亘つて會談、二十九日迄續行し、英印間の諸種の問題を協議したのである。ガンデイとしては、あくまで戦争反對を主張したものとみられるが、三日間の會談は停頓状態に入り容易にまとまらなかつた。

### 第九節 會議黨再度硬化す、新戦術抗英運動展開

ガンデイ翁と總督との會見は又々不調に終りたる爲め、十月十三日ワルダに開催せる國民會議黨執行委員會は、ガンデイ翁の指令に依り不服從運動を再會することに決定したが、今回は大衆不服從方針を採らず、ガンデイ翁の指令する特定人員のみによつて、個人的に不服從運動を展開することとなつた。

右特定人員は、執行委員以外の不服從非暴力運動の信奉者をも加へ、先づ自ら進んで殊更に英官憲

に逮捕せられるやう行動し、以て大衆に印象を深めんとするもので、別名被逮捕個人的不服従運動とも稱せられるものである。

これに關しガンデイ翁は、七月十五日左の如き聲明を發表した。

「余は印度獨立のため英國の印度統治に反對すると共に全國的非服従運動の開始を宣言する。今回の不服従運動こそは印度獨立運動に一生を捧げてきた余の生涯における最後の闘争となるであらう。しかし、余は未だ平和解決の希望を全く捨てるものではなく、何等かの可能なる方法が存在するならば、余はひとり英本國と印度國民との間の有効適切なる調停に立つ努力を惜まぬのみならず、更に進んで目下交戦中の諸國に對しても戦争を中止し、世界平和を招來するため寄與せんことを勸告することを惜まぬものである。」

かくして、不服従運動は大衆運動としてでは無く、ガンデイ翁の指名した小數者による個人的運動として行はれる事となり、十月十六日その第一番目として、ワルダ近郊ナウパル部落に於いて、會議黨指導の農村振興運動に従事し農村人民に絶大なる人望のあるガンデイ翁の高弟ヴィノバ・ブハヴ氏を指名した。

彼は指名されるや十七日から勇敢に反英反戰演説を開始したが、二十一日に至り所期の如く國防法により官憲のために逮捕投獄された。政廳は更にガンデイ翁の機關紙ハリジャンに對し不服従運動の記事掲載を禁じ、次いで二十五日に至り同紙の發行を停止した。

同月三十一日、元同黨總裁ジャワハルル・ネール氏もアラハバドから二十五籽離れたチエオツキ驛に於いて逮捕せられた。これはアラハバドから二百七十籽はなれたゴラクプールに於いて行つた反英演説によるものである。ついで彼は十一月五日、禁錮五年の判決を受けるに至つた。

同黨はかくして、目的を漸次達成し、民衆に大きな反響を與へつつあるのに氣をよくして、十一月五、六兩日にわたりワルダに緊急執行委員會を開催、協議の結果右の線に沿ふた運動方法の繼續を決定し、同時にガンデイ翁に對しては、同翁提唱の斷食運動の企圖を放棄するやう委員會の名を以て要求することとし、更に、今後同黨所屬議員の印度下院への参加を決定した。

この個人不服従運動第二の策として、十一月十三日の執行委員會は、一千五百名を指名し、「印度政廳に逮捕を請願する」といふ名目の下に、ガンデイの手許でリストを作製し指名した。

これらの被指名者は各地で反英運動を展開し、十一月十七日にはアーメダバドでパテル氏が逮捕され、二十一日には元ボンベイ州首相たりしガンガドハル・ケール氏が逮捕された。右運動の發展と共に、各地の動搖は深刻化し、ボンベイ一帯の不安人氣は濃化し、十八日以來市中の工場、市場ともに閉鎖するもの續出し、當局に對し對抗的となつて來たのである。

十二月に入るや檢擧せられるもの續々と現はれ、十二月初旬にはボンベイ州議會議長マプランカー氏、ビハール州前首相スリクリシナ・シンハ氏、會議黨ボンベイ支部長デザイ氏も逮捕せられ、又、

印度獨立運動の「情熱の華」といはれる著名な婦人闘士ナイズ夫人も投獄された。

猶、右うち、健康上の理由でボース氏は十二月五日、ナイズ夫人は十一日釋放せられ、夫々自宅に歸つたが、その後ボース氏は奇怪な行方不明となり、諸種の憶説が行はれてゐるのである。

## 第十節 雜

### 一、本年度國民會議黨總裁

全印國民會議黨の議長選舉は二月十五日行はれたが、マウラナ・アブル・カラム・アザッド氏が壓倒的多數を以て當選、ヤワヘルラル・ネール氏の後を受け印度の參戰以來愈々重大化する印度國民運動の指動に當ることとなつた。同氏は一八八八年回教の聖地メツカに生れ、カイロの回教神學校に於て教育を受け、印度に歸國カルカッタに定住後は回教聯盟に参加、尖銳的指導者として印度回教徒の國民運動に従事、數回に亘り投獄せられたこともあつたが、一九二九年微溫的なジンナーの指導下にある回教聯盟より脱退、アンサリ博士、モハメッド・アラム博士等と共に「全印國民回教徒黨」を結成し、「反動的なジンナー一派より分裂し回教徒に眞の國民主義精神を鼓吹し高邁なる愛國心に立脚し印度教徒に對する從來の偏見を一擲すべし」と主張し、印度國民運動の戰線統一運動に邁進して來たものである。

### 二、印度織物労働者組合總罷業を決行

戰爭勃發以來の生活費昂騰に對處すべく、印度の綿業労働者は豫てより賃銀増額につき會社側と交渉中であつたが、遂に協定が纏らず、印度織物労働者組合は來る二月二十六日を期してゼネストを斷行するに決定した。これは七十工場、十萬人の労働者を包含する大規模なもので、實に一九二三年以來の大罷業である。右紡績職工の總罷業は、遂に勃發、ボンベイを中心とする十五萬の労働者は、三月四日事實上罷業状態に入り、全工場は閉鎖の已むなきに立至つた。

次で四月十日、ボンベイ紡績業者聯合會は罷業労働者に對し、「來る四月二十五日迄に復業す可し、右期限迄に復業せざる労働者に對しては工場閉鎖を申渡す可し」との最後通牒を送つた。

### 三、印度國防近代化に本國三千萬磅支出

印度と英本國との軍事費負擔割合の問題は、從來屢々印度國民主義者と英本國との論争の中心となつてゐた問題であるが、オニール印度省政務次官は二月二十九日の下院に於て、三千萬磅(邦貨約五億一千萬圓)の軍事費を英國々庫より印度に交付する法律案を議會に提出するに決定した旨を發表し、左の如き説明を行つた。

「政府は印度國防近代化の爲め三千四百萬磅の軍事費を英國國庫より印度に交付する法案を議會に提出するに決した。この三千四百萬磅の印度國防費に對する國庫支辨費の中四分の一は五ヶ年期限の貸付として取扱はれる



ものであるが、この經費はチャットフィールド委員會の勸告に基く印度國防力の近代化の經費に當てられるものである。印度國防力近代化計畫は戰爭中印度の戰略的優位を保つため陸上部隊の機械化、最新式飛行機による空軍の再編成並に數隻の沿岸警備用小艦艇の追加建造等を含んで居り、印度に在る造兵廠の擴張をも考慮してゐる。」

更にオニール次官は、印度の一般國防費の支出方法に關し、左の如き説明を行つた。

「英本國政府と印度政府との戰時中の改訂取極めにより、

- 一、印度の平時軍事費
  - 一、戰時中特に印度の利益のためになされる特別防備施設費
  - 一、印度外に遠征せる印度部隊一部の維持費に對する印度政府の英帝國國防分擔費
- は印度政府の豫算に計上されるが、右三項目以外の國防費は一九三九年四月一日の英印協定により同日に溯及して英國政府の負擔すべきものとなつてゐる。然して英國政府の印度軍事費補助年額は一九三九年度の標準額二百萬磅に据置き戰爭繼續中同額を補助支出する事になつてゐるのである。」

#### 四、印度増税を發表

印度政廳は二月二十九日新增税を發表したが、これによれば砂糖消費税は五割方、石油税は二割方増税されるもので、兩者共に直ちに效力を發するものである。

#### 五、印度・佛印間に軍需協定

佛領印度支那政廳代表は、過般來デリーに於て、印度側代表と戰時經濟協力策を協議してゐたが、印度政廳は四月二十九日、印度、佛印間に廣汎なる軍需資材交換協定が成立した旨發表した。今回の協定は、印度が佛印に對して廣範圍なる種目に亘る軍需資材を供給することを眼目とし、更に兩國軍隊の必要とする軍需品の相互的補給條項をも含むものであるが、アジアに於ける英佛植民地の協力を誇示したものである。

#### 六、國民會議黨要人來朝

國民會議黨で前マドラス州政府情報大臣であつたエス・ラマナタン氏は、我が貿易組合中央會の招待で、日本産業狀態視察のため四月二十七日、イタリア汽船コンテ・ロッソ號に乗船コロンプを出發し、九日上海で日本船に乗換へた上神戸に來た。なほラマナタン氏は昨年各州國民會議黨閣僚の反英連袂辭職に際して前記情報相の職を辭したものである。

#### 七、在日印度人の獨立獲得運動

歐洲大戰勃發と共に、英國と印度との間には獨立問題を絡んで微妙な雲行を示してゐるが、印度獨立聯盟日本本部では、五月九日東京市新宿中村屋で、ボース・ラスビハリ氏を議長に協議を進めた結果、満場一致で「印度本國は獨立獲得へ即時積極的行動を起すべし」と左の如く決議した。

一、日本在留印度國民主義者は、一八五七年に英國に對する印度人の第一次獨立戰爭に於て、印度の自由のた

め敢然として意義ある奮闘をなせし印度人の行爲を尊敬の念を以て想起し、こゝに衷心感謝の意を表するものである。

二、日本在留印度國民主義者は、最近印度に於ける英國政廳が印度獨立運動を壓迫する目的を以て何等武器を有せざる印度人の家宅搜索、逮捕、投獄、殺傷を假借なく行ひ始めたことを徹底的に非難し、此の點に關し文明世界の注意を喚起せんとするものである。

三、日本在留印度國民主義者は、印度本國にある印度人が印度に於ける不正且暴虐なる英國の統治を根絶するため、即時積極的行動に出づべきことを要求するものである。

#### 八、印度土族軍隊提供を言明

バルカン近東の情勢險悪化と共に、印度邊境殊に北西國境に於いてはソ聯侵入の可能性が頻りに傳へられ、極度の不安に襲はれてゐるが、五月十六日ワチリスタン地方のマースツド族の酋長ムサカインは、ソ聯が印度に侵入した場合には二萬の軍隊を印度政廳に提供する旨發表した。

#### 九、對伊宣戰布告

印度總督リンリスゴウ卿は六月十一日イタリヤに對し、宣戰を布告した。

右について、二十五日ボンベイ港は閉鎖せられるに至つたが、これは、二十三日印度近海で哨戒中の哨戒艇パタン號(六六一噸)が原因不明の爆沈を遂げたためであつた。しかしボンベイ港以外の諸港は閉鎖されない。

#### 十、アメリカ系自動車會社設立と米印接近

アメリカのクライスラー自動車會社は、印度の某會社と印度に自動車工場を設立する協定を七月九日調印し、右會社は資本金七百萬米ドルで、部分品をアメリカから輸入して印度で組立てようといふのである。

更に、九月に至り、アメリカのインター・コンチネント・コーポレーションは印度に飛行機製作工場を設置し、同社々長ウイリアム・パウレーは印度に出張し敷地を選定したが、場所は不明である。かくして、米印の接近は、印度の歐洲市場喪失による替地として對米貿易の振展を目指し、ロンドン駐在印度商務官ダビド・ミークをアメリカに轉任せしめ新市場開拓の調査を行はしめた。

歐洲戰爭以來、米印間の貿易は逐次増加し、戦前の二倍に達したのである。一方政廳は十月十九日日本向屑鐵及び屑鋼の輸出を禁止した。

#### 十一、赤字豫算否決

十一月十九日の印度議會は、對英援助によつて生ずる赤字補填の追加豫算を五五對五三票を以て否決したが、二十日、總督は右豫算案を議會に返還し再審議を求めた。

#### 十二、印度國防公債發行

印度政府は英本國の重大危機に鑑み、急激に國防強化の必要に迫られるに至つたので、三日から次

の如き三種の國防公債を發行することゝなつた。

- 一、期限十年三分二厘五毛利附貯蓄公債
- 一、期限六年三分利附國防公債
- 一、期限三年無利子公債

右公債發行は機械化部隊、歩兵、砲兵、各種技術部隊等總計十萬の陸軍を編成し、印度空軍を現在の四倍とする加速度的軍擴を實現する爲に膨脹せる軍事豫算の一部に充當された。

### 十三、印度各地方に戰時委員會

リンリスゴウ印度總督は五日夜布告を發し、最大限度の英本國援助を行ふ必要を力説、印度各地方に戰時委員會及び民衆保衛團を新設する様要請した。リンリスゴウ總督の説明によれば、今後新設されるべき各地方戰時委員會は、歐洲戰爭に關する情報頒布、義勇兵の募集事務、國防資金募集促進等あらゆる戰爭關係事務の指導援助を行ひ、民衆保衛團は民衆の秩序維持、防空、サボターヂユ防止等に當る義勇兵團である。

## 後編 南亞編

### 第一章 濠洲

#### 第一節 序 說

日獨伊三國條約は、世界新秩序建設を共同の理想として締結せられた。日本は東亞共榮圈の確立に邁進することとなつたが、この東亞共榮圈の南の周邊に位し南十字星の下に浮ぶ濠洲の動向は極めて重大である。

#### 第二節 政 情

元來、濠洲の政情は、故ライオンズ前首相を黨首とせる統一濠洲黨、カーチンを黨首とする労働黨、ソービーを黨首とする地方黨が、相互に勢を争ふ鼎立状態を續け來つたが、歐洲政局が漸次險惡化するに伴ひ、舉國一致内閣組織の要望が昂つて來た。多年圓滿達識なる人格を以て濠洲政界に覇を唱へてゐたライオンズ首相の昨年四月の急逝によつて、この機運は更に拍車をかけられた。かくして、濠

洲政情は一大轉換を見るに至り、統一濠洲黨の後繼黨首メンチースは、早速聯立内閣組織に着手せんとしたが、三政黨内部には従來の行き掛りから大同團結的精神を欠く有様で、遂ひに舉國一致内閣組織は失敗し、依然濠洲政界の痼は取除かれなかつた。

しかるに、昨年九月、英獨開戦により濠洲も英本國と共に對獨宣戦の已むなきに至り、戦時體制強化の必要は當然戦時舉國一致内閣の出現に導いた。即ち、メンチース首相は昨年九月、戦時内閣改造を断行し、全政黨領袖を入閣せしめた。

これと同時に、戦時財政經濟の調整に當る濠洲經濟會議並に財政監督を目的とする國庫財政委員會を併置し、十一月一日新戦時國防豫算(陸海軍總計五四、六〇〇千磅)を發表し、文字通り國防強化に大童であつた。

對英軍事援助の最初の現れとして空軍將校を英本國に派遣したが、さらに、大規模派兵を計畫し、濠首相は十一月二十九日、議會に於いて、來春を期し、第六軍團の派兵並びにオツタワ空軍擴充計畫に基く二萬六千名の飛行士訓練開始計畫を發表、これらの諸計畫は目下着々實行に移されてゐるのである。

昨秋の内閣改造後、本年三月十四日、農民黨より新閣僚を参加せしめ、聯立内閣を組織することにより一層これが強化を圖ることになつたのであるが、同日午後組閣を完了した。

新内閣の顔觸れは左の通りである。

首相	R. G. メンチース	留任	統一濠洲黨
海相兼商相	A. G. キヤメロン	新任	農民黨
法相兼産業相	W. M. ヒューズ	留任	統一濠洲黨
陸相	G. A. ストリート	右同	右同
軍需相	サー・フレデリック・スチユワート	前海相	右同
藏相	P. O. スペンダー	留任	右同
貿易相	G. マックリー	新任	右同
外相	J. マクイーウエン	右同	農民黨
交通相	H. V. C. ソービー	右同	右同
内相	H. S. フォール	留任	統一濠洲黨
空相	J. V. フェヤーベーン	右同	右同
内閣書記官長	サー・ヘンリー・ガレット	前外相	右同

濠洲内閣は、更にその地位を強化し、對英戦争遂行協力を昂揚すべく、九月二十一日總選挙を実施した。これにより労働黨の海外派兵反對を封鎖することゝしたのであるが、開票の結果、左の如くメンチース首相を首班とする現政府與黨は反對黨の労働黨に勝ちを占めたが、その差は僅少であつた。

第三編 南方諸國(大東亞圈)

一、上院 議員數三十六名

統一オーストラリア黨 一九名

労働黨 一七名

一、下院

政府與黨 三八名

統一オーストラリア黨 二四名

統一地方黨 一四名

反對黨(労働黨) 三六名

以上の如く、新議會は労働黨の進出目覺ましく、上下兩院ともに政府與黨との差僅かに二票となすに至つた。

第三節 國際關係

太平洋を繞る國際關係の急迫化に伴ひ、濠洲の地位は極めて緊迫して來た。アメリカとしても太平洋進攻路として濠洲は缺く可からざる基地であり、濠洲としても、その白濠政策を維持するためアメリカ依存を強化せざるを得ないまでにおしすゝめられ、對日壓迫の一環たる立場を明らかにして來

た。この意味に於いて濠洲周邊諸國との親善政策が強調されて來たのであるが、先づ濠洲と蘭印の關係をとりあげよう。

蘭印が印度、マレーと濠洲を結ぶ陸橋である限り、蘭印の歸屬問題が如何に濠洲にとつて重大であるか想像に難くない。その上、濠洲と蘭印とは經濟的にも密接なる關係にあり、一九三九年度の蘭印輸出貿易に於て、濠洲はアメリカ、シンガポール、オランダに次いで第四位を占めて居り、濠洲の石油は擧げて之れを蘭印に仰いでゐる状態である。特に濠洲の防衛の外郭をなすニューギニアに於て、濠洲は蘭領と境を接し、これが歸屬は直ちに濠洲の死命を制するのである。

さればこそ四月十五日(本年)の蘭印に關する有田聲明に端を發した所謂蘭印問題は、いたく濠洲人の神經を刺戟し、一時鎮靜しかけてゐた恐日病をつのらせたのであつた。

右有田聲明は、大々的に濠洲新聞に報道せられ、十六日には聯邦内閣は緊急閣議を開いて獨の和蘭侵入の太平洋に及ぼす影響に就て論議した。野黨たる労働黨も黨議として、必要あれば蘭印に軍事的援助を與ふべしと決議した。ついこの三月に「外國派兵絶対反對」をスローガンに補欠選舉に勝つた許りの労働黨としては思ひ切つた決議であつた。

しかし、何と云つても濠洲人の心を搖つたのは五月十日の獨軍の蘭白進駐の報道であつて、メンチース首相は五月十四日夜、ラジオを通じて、

「突如として行はれたこの事實は、吾々は前古未曾有の難局に直面した。我々の危険は急迫してゐる。然し我々は平靜に對處しなければならぬ……。」

と、右の如く全國民に呼びかけたのである。斯くして、如何にして濠洲の安定を計るか、現下の濠洲にとつて最大の問題であつた。

その第一着手の問題は、對米公使交換である。この點は、太平洋防備と關聯するので後述軍備の項に於いて述べる。

さて、米濠の接近は、九月六日、カナダ、濠洲、ニュージールランド三自治領と共同でアメリカ國務省でヘル長官と親善條約を締結した。

濠洲代表はケーシー駐米公使代表して調印を了したが、同日、ヘル國務長官は新聞記者團との會見を行ひ、この四國協定に關し次の如く述べた。

「今回の四ヶ國協定の主たる目的は、イギリスの自治領に對しアメリカと協調して諸問題の解決に當るためイギリス本國の指揮を離れて全權を附賦された代表委員選定の權限を與へんとするにある。」

斯くして米濠接近は漸次表面化し、九月十二日には濠洲内にある米ドル及びカナダ・ドル貨は、現在の爲替相場によつて總て濠洲銀行に賣渡すべき旨の法令を公布し、この結果今後米ドル貨及びカナダ・ドル貨の國內に於ける取引は違反となり重大犯罪と看做されるに至つた。

#### 第四節 國防問題

現下濠洲人の心を捉へてゐるものは、何んと云つても前述の如く、濠洲の安全感にある。従つて、國防に關する關心は極めて著しいものがあり、弱小國濠洲の外交政策を支配する原動力もこゝにあつた譯である。

濠洲自身としての國防措置は、本年三月一日の國防公債の發行により積極化した、同日濠洲政府は第一回國防公債一千八百萬ポンドを發行し、利率年三分 $\frac{3}{8}$ であつた。

三月七日には政府は軍備擴張計畫を發表し、一九四一年六月迄に左の如く擴充することとなつた。即ち陸空軍兵力を現在の二萬九千から二十二萬二千五百とし、この内譯は在外現役兵九萬、本國軍七萬五千、英帝國空軍所屬員二萬八千五百である。次いで三月三日死去した濠洲軍參謀線長スクワイア中將(五十八才)の後任としてブリュードネル・ホワイト將軍を濠洲軍參謀總長に任命した。

五月二日、政府は今財政年度に於て二千萬ポンドの増税及び五千萬ポンドの公債發行を行ふ旨發表し、今年度軍事費一億一千万ポンドに達するに至つた。この中濠洲内で消費される戦費は七千萬ポンドである。同二十二日メンチース首相は議會に於いて當面の戦時對策に關し、(一)英本國に向つて即時第三回の兵團派遣を行ふ、(二)沿岸防備のため海軍の増強、(三)三百萬ポンドの豫算を以て即時主

力艦建造に着手すると発表し、「濠洲は人間も物資も悉く本國の手に委ねる」と述べたのである。

然るに蘭印問題を契機として米濠同盟問題が濠洲の新聞紙上を賑はすに至つた。

濠洲自身としても国防強化には努力し、六月十六日メンヂース首相はラジオを通じて濠洲の戦時國家資源動員計畫に關して、「濠洲はイギリス本國と同様國家資源を動員する用意がある。聯邦議會は來る十八日召集され、イギリス本國に倣つて課税、財産收用、人的資源の徵用、その他に關して無制限の權力を政府に賦與する案につき討議を行ふであろう」と放送したが、然し、當面急を要する戦備の必要に迫られ、アメリカに對し、英系商社の在濠利權を賣却したとの報道もあり、米ドル獲得は必然濠洲内にアメリカ勢力の侵入の勢ひを示し初めた。

右報道は九月初旬に傳へられたが、更に濠洲政府の米ドル貨國有化措置は九月十二日に行はれ、同十七日には空軍再建の爲め、アメリカよりコンソリデーテッド社PBY飛行艇十一隻四百萬ドルの購入契約が發表されるに至つた。

かかる軍擴熱は豫算面にも充分現はれて居り、一九三八―九年度豫算で前年度より四割五分増の一、千六百八十萬ポンドであつたものが、一九三九―四〇年度は飛躍的増大を示して陸軍二千八百二十萬ポンド、海軍一千四百五十萬ポンド、空軍一千一百九十萬ポンド、總計五千四百六十萬ポンドを計上されたのである。然るに十一月二十一日下院に提案された一九四一年度軍事費は實に一億八千六百萬

ポンドに達し、濠洲本國國防費として一億四千三百萬ポンド、海外戦費四千三百萬ポンドである。この額は一九四〇年度の三倍、一九三八年度の實に十一倍である。

右軍事費を含む濠洲の一九四一年度豫算は、總額二億七千四百六十二萬三千ポンドで、軍事費の他に注目すべきものは小麦資金二百七十七萬ポンドがあり、この戦時豫算財源は來年度三千百萬ポンドの増税を以てする他、不足額は公債により補填される豫定である。

しかして、今次増税案により政府増収額は左の如く見積られた。(單位千濠洲ポンド)

個人所得税	一七、七〇〇
法人所得税	五、八〇〇
販賣税	三、四〇〇
關稅	四、二〇〇
合計	三一、一〇〇

増税内容は關稅引上中酒類及び煙草關稅が最も大幅に引上げられてゐる。

### 第五節 雜

#### 一、日本の濠毛第一回積取

日濠羊毛交渉は日本側濠毛買付數月額二萬五千俵と決定し、一月十八日シドニー出帆の山下汽船モントリール丸は二千七百九十四俵、一月二十日シドニー出帆の大阪商船シドニー丸は二千二百五十二俵の第一回積取を行つた。

## 二、日濠小麥買付契約成立

濠洲政府は同國産小麥の政府收用を行ひ、各國は濠洲政府に對し小麥賣却方を交渉中であつたが、小麥統制局は一月十七日、日本との間に今後十八ヶ月間にF・O・B袋入ブツシエルに付三十八片、バラ積一ブツシエルに付三十六片の小麥賣却契約が成立した。英國政府は同時に六千三百萬ブツシエルの濠洲小麥購入を取極めた。

## 三、濠洲貿易相辭職

ローソン關稅貿易相は二月二十四日突如辭職したが、その理由として競馬資金融通問題に絡むものとされてゐる。

## 四、米棉輸入制限緩和

政府はポンド・ブロック以外の諸國からの輸入を抑制する爲め、四月以降爲替統制を一段と強化する一方、軍事需要の増大に鑑み米棉の輸入を増加すべく、二月二十七日爲替緩和を實施した。本年度末に於ける濠洲の米棉需要は六萬俵と見積られ、昨年度の三萬六千俵に比し約倍増である。

## 五、炭礦夫罷業勃發

濠洲炭礦夫組合は戰時物價の奔騰に鑑み一月末以來炭礦主聯盟に對し、(一)一週四十時間勞働制の確立、(二)賃銀値上げの二要求を提出し折衝中であつたが、二月十五日に至り勞資の意見對立したまゝストライキ勃發の形勢にあつたが、三月十一日遂にニューカッスル地方その他に大炭坑ストライキが勃發した。

## 六、對日屑鐵問題

四月十七日イギリス本國下院に於いて、濠洲屑鐵問題の對日輸出が論議せられ、  
「軍需省は從來濠洲から日本へ輸出されてゐた屑鐵を買付けてゐるが、濠洲屑鐵の對日輸出を停止してゐるか。」との質問に對し、レウエリン軍需省次官は、  
「イギリス政府は自治領及び植民地政廳との間に出來得る限りイギリス帝國內から屑鐵の供給を仰ぐことに關し特別取極めを行つてゐる。濠洲屑鐵の對外輸出は禁止してはゐないが、現在濠洲の鐵鋼業は全能力を使用してゐるものと考えらる。」と答辯した。

濠洲政府當局は、數十萬トンの屑鐵が日本向け積出されてゐる上、この輸出は毎月増加してゐることを認めてゐるが、これに關し、同次官は關知するや否やとの質問に對して、



「長路濠洲から英本國に屑鐵を持つてくる事は決して容易でない。それに船腹不足の折柄濠洲から輸送するにはそれよりもつと重要な積荷がいくらでもある。それで政府は近々中に英國內で屑鐵を蒐めることに努力する筈であり、又それで足りない分は近距離にある供給地から購入する豫定だ。」

と答へた。

かくして、十一月二十七日濠洲政府はイギリス帝國領以外への屑鐵輸出禁止を發表、即日施行せられたが、現在既に船舶に積込まれたもの及び埠頭倉庫にあるものは除外された。この理由は濠洲國內の軍需産業よりの需要が擧げられてゐる。

右の外に同時に濠洲政府は、眞珠貝の輸出も禁止した。

### 七、貿易統制強化

濠洲政府は七月四日左の如く發表した。即ち、昨年十二月一日以降その貿易統制を強化し、イギリス帝國領(カナダ、ニューファウンドランド、香港を除く)以外の諸國から輸入に對しては許可制を適用し、これら諸國よりの輸入商品に對して、A(必需品)、B(重要品)、C(不急品)、D(禁制品)の四順位を設け、D級品の輸入は禁止、A、B、C各級品は一九三九年六月三十日を於て終る一ケ年の個々の輸入許可を與ふる方針をとり、昨年十二月以降本年一月末まで及び本年二月以降三月末まではそれぞれ基準の六分の一まで、本年四月以降六月末までは基準の四分の一までの輸入許可を與へること

ととして今日に至つたが、五日濠洲政府は本年七月以降九月末までの三ヶ月間の輸入許可量も四月以降六月迄と同じ基準價額の四分の一に据置ことに決定した。

### 八、小麥凶作対策

今季の濠洲小麥は天候不良のため、收穫高は八千九百萬乃至九千萬ブツシエルと前年の二億一千万ブツシエルの半分以下と見積られ、政府は小麥會議を開いて対策を協議、十月二十五日左の如く決定した。

一、州政府が濠洲産小麥全部の買上げもしくは管理を行ふ。

一、聯邦政府は小麥生産者の損失補填の爲め補助金を交付す。

十一月十八日、更に小麥業界の安定に資する爲め、その價格調整のための保證資金の創設、小麥生産者許可制を骨子とする小麥安定計畫を發表した。小麥保證價格は一ブツシエルに付三シル五ペンス(各港渡し包装價格)から、F・O・B三シル十ペンスに引上げたのである。

### 九、羊毛買付注文拒否

十二月九日、濠洲羊毛中央委員會は、總ての羊毛輸出業者に對して「今後追つて通告するまで指定銘柄の羊毛に對する輸出向け注文はその仕向地の如何を問はず一切受理せず」との通告を發した。これに對し、日本の羊毛同業會シドニー出張所代表菊地四郎氏(三菱商事シドニー支店長)は直ちにメ

ルポルンに赴き羊毛中央委員會委員長にデイクソン氏と面會、今回の措置の真相につき要談し、撤回方を交渉した。

理由は一切公表されてゐないが、その意圖は、英本國の軍隊被服類用羊毛の確保にあると看做されてゐる。

因みに注文不受理となつた銘柄は、約二百五十種に上り、その中には日本の最も大量に買付けてゐた銘柄も含まれてをり、今回の措置により日本の買付可能量(月平均二萬五千俵)の六六%が影響を受ける。

## 第二章 ニュージールランド

### 一、新内閣成立

ニュージールランド首相労働黨々首マイクル・ジョセフ・サヴェーチ氏は、三月二十七日朝逝去(六十八才)した。後を享けて、ピーター・フレージャー前文相が四月一日組閣を完了した。新内閣は前内閣と同じく労働黨内閣で、外相にはラングストーン前土地相が就任した。

### 二、新豫算決定

歐洲戦局の擴大に伴ひ、ニュージールランド議會は四月二十二日、陸海軍豫算三千三百萬ポンドを含む總額六千三百萬ポンド(約十億八千萬圓)の一九四〇—四一年度豫算を可決した。

因みに、新豫算は前年度に比較すると、總計に於いて約二千七百萬ポンドの増加となつて居り、軍事費は前年度總豫算と略同額で、空前の大豫算である。

### 三、對伊宣戰

フレジャー首相は六月十一日午前十時三十分、イタリアに對し宣戰を布告したが、これはイタリアが六月十日參戰した事に對し、英本國と行を共にした措置である。

右歐洲情勢の轉回に對し、その對英援助を強化すべく、政府は六月十八日、徵兵令を實施、左の如く發表した。

- 一、十六歳以上の男子全部を含む一般豫備軍制度の確立
- 一、豫備軍より抽籤による海外派遣軍の編成

更に、ニュージーランドは太平洋事態の進展により、アメリカと親善條約を結ぶ事となり、太平洋四ヶ國協定(アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド)に参加、九月六日調印を了した。

## 第四編 第二次歐洲大戰の經過

### 第一章 蘇芬戰爭の終局

#### 第一節 各國のフィンランド援助

蘇芬の戰況は、前年十二月中旬頃までに於て、蘇軍は北方戰線に於てはベツアモより南方數十軒、ラトガ湖北方の中部戰線に於てはウフタ、レポラ、ポロソゼロ、ペトロザヴオドスクの各方面に於て國境より數十軒進出し、また、カレリア地峽に於てはハルマー、タルピラ、ラウトシルタ、アヒヤルヴィ、キルカ、キヴェンナ及びフィンランド灣に臨むバルコラ等の各地を占領して、芬軍が第一線陣地と恃むマンネルハイム線の中心であるヴィボルグに迫りつゝあつたが、爾後、猛烈なる風雪と寒氣とに、加ふるに芬軍の勇敢なる反撃防戦により、戦局は膠着状態に陥りつゝ、年を越して昭和十五年(一九四〇年)を迎へたのであつた。

而して、蘇芬の開戦に對して英米佛等の反樞軸各國は素より獨伊に於てもフィンランドを支援する

の態度に出でたのである。即ち、前年十二月十三日の總會に於て、蘇聯邦の除名とフィンランドの援助とを決議した國際聯盟は、引續きその後も活動を續け、フィンランドに對する具體的援助を進めるために、特に聯盟本部の所在地たるスイスの中立的地位に危険を及ぼすことを避け、援助機關の本部をパリに設置し、英佛が中心となつて一月中旬頃から活動を開始した。

また、英政府當局は既に前年十二月二十日、フィンランドに對する飛行機の輸出を許可する旨を發表し、フランス政府も同二十二日パリ駐在のフィンランド公使を通じて援助に關する具體的措置を通告したが、さらに翌二十三日には閣議に於て對芬武器輸送案が承認されたと傳へられて居る。

さらに、米國政府は一月八日ハル長官の名を以てアヴノール聯盟事務總長に對し對芬援助に協力する旨を通告したが、アルゼンチン政府も同じく八日、フィンランドに對して小麥五萬トンを無期限無利子を以て貸與すると發表したが、またブラジル政府もパナマ會議に於ける中立維持の方針に従ひ道徳的援助によりフィンランドを支持すると共に、個人の援助に對しては極力これを支持する旨を發表した。既に聯盟を脱退したブラジルが特に聯盟の決議と相呼應してフィンランド援助の意向を表明した點が注目された。

なほ、イタリアは既に義勇軍を送つて實際の援助を行ひつゝあり、一月四日にはイタリア義勇軍による蘇軍爆撃が報ぜられたが、ドイツは對芬援助に送られるイタリアの飛行機その他の武器に對して、

ドイツ領通過輸送を禁止し、ドイツ領内に停滯して居た同武器をイタリアに返送する旨を一月六日伊政府に通告したので、伊政府は同十日附を以て嚴重な抗議を獨政府に提出したと傳へられて居り、この獨伊兩國の蘇聯に對する微妙な對立關係に乗じて、英佛側は、頻りにイタリアの引き込みを策動したのであつた。

## 第二節 瑞諾兩國の中立問題

フィンランドと直接國境を接するスウェーデン及びノルウエーの兩國は、蘇芬戰爭の勃發によつて最も大きな影響を受けたのであるが、元來、瑞諾兩國共に經濟的には英獨に依存して居り、なほ、反共產主義の點に於ては蘇聯と對立して居る關係上、蘇芬戰爭が勃發するや、蘇聯邦側はスウェーデンに對して猛烈な赤化工策を開始したので、スウェーデン國內に於ては俄かに共產黨の活躍が激化した等の事情もあつた。こゝに於て前年十二月十三日にハンソン内閣が改造され、絶對多數派たる社會黨の讓歩により強力なる舉國一致内閣が成立し、豫ねて親英反獨と見られて居たサンドラー外相が退いて、ギユンダーがこれに代り、蘇芬戰爭勃發に際しては、嚴正中立の立場を維持する旨が表明されたが、日を追ふて反蘇的に傾き改造内閣の成立と共にフィンランド援助の聲明が發表され、民間に於ては義勇軍の募集が行はれ、十二月二十五日には義勇軍の先發隊一千が瑞芬國境に到着し、一月七日に

は義勇軍總司令官リンダー將軍は北部戦線に向つたと報ぜられて居る。また、ノルウエーもスウェーデンに比して消極的ではあるが、武器の供給、義勇軍の派遣等對芬援助の態度を明らかにして居る。

こうした兩國の態度に關して、蘇聯政府は一月五日、兩國政府に對し、義勇軍の派遣及び武器供給によるフィンランド援助並に兩國新聞の反蘇論調が中立政策に反するものであることを指摘して強硬な抗議を送つたが、これに對してノルウエー政府は六日、スウェーデン政府は十日、何れも蘇聯の指摘せるが如き中立違反の事實の無い旨を強調した回答を行つた。

然るに、右蘇聯政府の抗議に先つて、一月三日、ドイツのナチス黨スポークスマンはスカンヂナビア諸國に對し「フィンランドに對して義勇兵を送らんとする英佛の行動は、蘇芬戦争に關して嚴正中立を守らんとするドイツの方針を再検討させるものに他ならない」との聲明を發し、若しそれ等諸國が英佛側の對芬援助軍に對して自國領土の通過を許すならば、それ等諸國の中立を危くする結果とならうと警告したが、これは獨蘇提携に基くドイツの蘇聯邦支持の態度を明らかにしたものであると見られて居る。

斯くして瑞諾に對する獨蘇提携の壓迫は、兩國をして極めて困難な立場に立たしめたのであつた。

而も一月十四日、蘇聯の空軍がボスニア灣沿岸のフィンランド各地を爆撃した際に、對岸のスウェーデン領に爆弾を投下した事件が勃發したが、恰も蘇聯側に於てこれと時を同うして、一月五日附の上記

對瑞抗議に對するスウェーデン側の回答内容を發表したことに對して、瑞諾側では事態を重大視し、ために蘇聯と瑞諾兩國の關係は益々悪化し、スウェーデン政府は一月下旬、皇孫ベルテイル殿下を首班とする經濟使節團を米國に特派し、借款並に武器の供給等について米政府と交渉せしめたと傳へられ、またノルウエーに於ては義勇軍の訓練を開始する等、何れも緊迫する事態に備ふべく汲々たるものがあつた。

### 第三節 蘇軍の攻勢と諾の和平斡旋

斯くて膠着状態にあつた戦局も、この間に於て、蘇聯側は攻勢に出づべき準備を整へつゝあつたので、二月に入るや活潑なる動きを見せ、十一日よりカレリア地峽に對して總攻撃を開始し、十六日には、早くもマンネルハイム線を突破するに至り、各國の聲援にも拘らず、フィンランド側の敗色は濃厚となつた。

蘇軍の總攻撃に對してフィンランドはリチ首相がストックホルムを訪問し、ハンソン瑞首相に對して援助を申請したが、上記の如く獨蘇の壓力によりフィンランド援助を不可能とする事情にあるスウェーデンは、リチ首相の懇請を拒絶し、十六日「フィンランド政府は最近スウェーデンに對して軍事的援助を要請して來たが、スウェーデンの中立政策と相容れないものとして拒絶した」と發表した。

然るに、これがためスウェーデン國內に於ては、ハンソン首相の對芬援助拒絶に對して、軍部側は激烈に反對し、こゝに國內の分裂を見んとする危険が現はれ、遂に十九日、緊急國會に於ける國王グスタフ五世の中立宣言となつたのであるが、從來、スウェーデン國王が、直接政治に干與することは稀であつたので、この十九日の中立宣言は、以て同國の事態が如何に重大であつたかを示すものである。

これより先き二月十六日、ノルウェー南海岸の領水内に於て、英國驅逐艦コサツク號がノルウェー軍艦監視の下に航行中のドイツ商船アルトマルク號を攻撃しこれを坐礁せしめ、同船に收容されて居た英國俘虜約三百名を奪回した事件が起つたので、ノルウェー政府は翌十七日、英國政府に對し、中立領海侵犯に關して嚴重な抗議を提出したが、英國政府はこれに對してノルウェー政府がアルトマルク號に對してベルゲン港出發を許可した點に對して逆襲的抗議を爲し、また、ドイツ政府も十七日、ノルウェー政府に對して、ノルウェー政府の保護の不十分であつたことを指摘した抗議を送つたが、これに對し十八日、ノルウェー政府は、ドイツ外務省に對し、既にノルウェー政府が英國政府に對して、英國軍艦が奪回せる英國人俘虜の返還、賠償金の支拂、及びノルウェー政府に對する陳謝の三項目を要求しつゝある旨を明らかにした回答を與へて釋明したと傳へられて居る。

斯くの如く蘇芬戰局の發展に従ひ、瑞、諾兩國に對する獨、蘇、英各國の壓迫は益々強まり、愈々

その中立維持に困難を感じるに至つたので、二月二十五日、デンマークの首都コペンハーゲンに於てギユンダー瑞、コート諾及びムンチ丁の三外相によつて三國會議が開かれ、三國外相の連名を以て三國の中立政策堅持の態度に關して左の如き聲明を發表した。

- 一、本會議の結果に就いては關係國たるフィンランド外相並にアイスランド首相に對し電報を以て通告した。
- 一、蘇芬戰爭が速かに終焉しフィンランドの獨立が保全されることを熱烈に希望する。
- 一、吾等の中立政策を外國からの壓力によつて侵害せんとするが如き如何なる主張に對しても我等はこれを排撃する。

- 一、三國は嚴正中立を持續し、三國を戰爭に捲込まんとする如何なる工作にも反對する。
- 一、海戰に於ける國際法違反に對する強硬反對並に合法的通商貿易の維持を決定し、これが貫徹のために交戦國との交渉に於いては三國は相互に支持す可きこと。
- 一、益々大なる慘害を招來すべき戰爭繼續に對しては警告をなすと共に、永遠の平和を齎すために凡ゆる努力をなすに吝かならざることを表明す。

なほ、この三國外相會議に於て、スウェーデンは蘇芬の和平仲介についてノルウェー及びデンマーク兩國の諒解を求めたのであつたが、この三國會議が終るやスウェーデン政府は直ちに、駐瑞蘇聯大使を通じて蘇聯側の和平に對する意向を確め、蘇聯よりの回答を待つて、極秘裡にタンネル芬外相をストックホルムに招致し、蘇聯側の意向を傳へ和平交渉の開始を勸告したのであつた。

斯くの如くスウェーデンが蘇芬和平の仲介を爲すに至つたのは、蘇聯軍の總攻撃に對して、英佛を初め各國の援助も掛け聲のみにて實際には効力なく、フィンランドの敗戦の不可避は明瞭であるにも拘らず、フィンランド側は頻りにスウェーデンの軍事的援助を要求して已まず、このまゝに推移せばフィンランドの滅亡が必至であり、従つてスウェーデンに對する危機を招來し、或は英佛の對芬派遣軍のノルウェー及びスウェーデン領土通過問題が起り、スカンディナヴィア半島が戦火に捲き込まれるに至る恐れなしとしないので、急速に蘇芬戦争を終結せしめ、以てフィンランドの滅亡を救ひ、併せて自國の安全を計らんとする意圖に出たものと想像される。

#### 第四節 蘇芬和平協定の成立

蘇芬和平問題は戦線が膠着状態に陥りつゝある當時に於て各方面に於て種々なる風説が傳へられて居たが、二月一日、カリオ芬大統領は議會に於て、フィンランドは和平交渉を行ふべき用意のある旨を明らかにした左の如き演説を行つた。

『フィンランドは名譽ある公平な平和交渉に入る用意がある。われわれはソ聯の不躰な拒絶を豫想して第三國に援助を要請し二ヶ月間優勢なソ聯軍に對し敢然として戦争に應じ、その數個師を殲滅した。しかしソ聯の野蠻な侵入でわが國民を傷け、國民としては何等憎惡なきソ聯人を損ふことは意味なきものであるから和平交渉に

入らんとする用意をなすものである。しかしフィンランド國民が直ちに屈服すると思ふならば大いに誤りである。われ／＼は列國の集團援助を期待することは出来なくとも、わが國民は犠牲の精神に燃え共產主義の西漸を反撃したことは余並びに全世界の國民のよく知るところである。』

これに對してソ聯側は共產黨機關紙のプラウダ紙を通じて『ソ聯はフィンランドに於ける使命達成に邁進するものである』決意を明らかにして、フィンランド側の和平提議を一蹴したのであつた。

斯くて、蘇軍は二月十一日よりカレリア地峽に於ける總攻撃を開始したのであるが、フィンランド政府は、この蘇軍の猛攻撃を防禦すべく、英佛を初め各國政府に對して急速なる援助を要請したが、英佛共に兵力を派遣してまで積極的に援助を與ふるの決意が定まらず、依然武器の供給程度で表面を糊塗して居たが、蘇聯軍の攻撃は日を追ふて偉力を加へ、フィンランド軍にやうやく動搖の色が現はるゝや、英佛を初め各國内にはフィンランドの危機を警告する聲が高まつたので、英佛政府も非常な焦慮を感じたが、僅かに二月十四日に至つて英國政府が英國國民のフィンランド軍に参加することを一般的に許可する旨を發表したのに止まり、スウェーデン政府も軍事的援助を拒絶するに至つたので、フィンランドは全く孤軍奮闘の他なき窮境に陥つた。

二月十六日にはマンネルハイム線の一角が崩壊し蘇聯軍はヴィボルグに殺到し、三月二日遂に同市を攻略するに及んでフィンランド側の敗色は覆ふべくもなく大勢は決したかに見えた。こゝに於て上

記の如くスウェーデンの和平斡旋となつたのであるが、ストックホルムに招致されて和平交渉開始の勸告を受けたタンネル芬外相は、三月一日歸國し、その報告に基いてフィンランド側は和平交渉を開始することに決し、リチ首相、パーシキヴィ無任所相等五名を交渉委員に任命して、六日モスコに派すると共に、元大統領スヴィンフツド博士をベルリン及びローマに特派して、獨伊兩國政府の諒解を求めたと傳へられて居る。

モスコウに於ける和平交渉は三月十二日に至り、蘇聯側はモロトフ外務人民委員、ジュダノフ最高會議外交委員長、ワシリユウスキー少將、フィンランド側はリチ首相、パーシキヴィ無任所相、ワルデン將軍、ウオイオンマ外務次官を夫々代表とする協定が調印され、十三日の正午を以て兩國間の軍事行動が停止され、こゝに前年十一月三十日以来百三日に亙る蘇芬戦争は、遂にフィンランドの屈服を以て終結を告げたのである。和平協定の全文は左の如くである。

第一條 蘇芬兩國は本條約附屬議定書の規定により直ちに戦闘行爲を停止す

第二條 蘇聯邦はフィンランドより左の地域の割讓を受け蘇芬新國境を決定す

(イ) カレリア地峽全域(ヴィボルグ並にヴィボルグ灣及びその島嶼を含む)

(ロ) ラドガ湖西岸並に東岸(ケツクスホルム、ソルタヴァアラ、スオヤルヴィ各都市を含む)

(ハ) フィンランド灣内の數島嶼

(ニ) メルキヤルヴィの東方地域(クオラヤルヴィを含む)

(ホ) リパチ、スレドニー兩半島の一部

ツ芬新國境の最終的決定は本條約調印後十日以内に組織される兩國混合委員會これを行ふ

第三條 蘇芬兩國は相互不侵略を約し第三國との間に如何なる同盟をも結ばず、また兩締約國の一方を目標とする如何なる聯合にも参加せざることを誓約す

第四條 フィンランドは蘇聯に對しハンゲ半島並に周邊の水域即ち半島の東南兩面に伸びて五哩、西北兩面に伸びて三哩の水域及び隣接する若干の島嶼の期間三十ヶ年の租借に同意す、蘇聯はこれが租借料として年額八百萬フィンランドマルクを支拂ふ、租借の目的は外國の侵略に對しフィンランド灣口を防衛すべく海軍基地を建設するにあり、海軍基地には必要数の陸上並に空軍兵力を維持する權利を取得する、フィンランド政府は協定の效力發生の日より十日間以内に總ての軍隊をハンゲ半島から撤退す

第五條 蘇聯はベツアモ地方からその軍隊を自發的に撤退する、フィンランドは一九二〇年の和平條約の規定に従ひ北氷洋水域に百トン以下の武装船を除く總ての軍艦及びその他武装船舶を維持せざることを約す、但しフィンランドは四百トンを超えざる軍艦及びその他武装船舶を十五隻を超過しない範圍で維持する權利を保留す、フィンランドは北氷洋水域において潜水艦並に軍用飛行機を維持せざることを約し、またこの沿岸に陸海軍基地並に上記の船舶及びその武装に必要な能力以上の修繕設備を建設せざることを約す

第六條 一九二〇年の蘇芬協定に規定せられたるが如く蘇聯及び蘇聯市民は蘇聯領よりベツアモ地方經由ノルウェー往還の自由の權利を有し、また蘇聯はベツアモ地方に領事館を設置する權利を有する、蘇聯領よりベツアモ地方經由ノルウェー領に至る通過貨物(その反對の道順また同様)は通過規程によつて必要と認めら



れたるものを除く外検査を免除されると共に當該貨物は關稅、通過料その他の費用の支拂を除外される、蘇聯は非軍事的飛行機はツアマモ地方上空を通過、蘇聯とノルウェー間の航空路に就航する權利を有する、但し右航空に關しては現行航空規定を遵守するものとす

第七條 芬蘭政府は蘇聯、スウェーデン間の貨物陸上運輸の權利を蘇聯に與へ、右運輸を蘇芬間最短距離を以て圓滑に實行せしめるため蘇聯のカンダラクシャ及びフィンランドのケミヤルヴィをつなぐ鐵道を建設するの必要を認め、出來れば一九四〇年内に夫々自國領土内を通過する部分を建設すること

第八條 蘇芬兩國の經濟關係は本協定の效力發生と共に復活せらるべく、これがために兩當事國は改めて通商協定締結に關し交渉を開始する

第九條 本協定は調印と同時に效力を生ずべく、批准書交換は十日以内にモスコウにおいて行ふものとす  
本協定は一九四〇年三月十二日モスコウにおいてロシア語フィンランド語並にスウェーデン語を以て本書夫々二通を作成す、兩國全權委員署名

(備考) フィンランド政府は前年十二月十一日、白書を以て蘇芬會談より開戦に至るまでの經過を發表したが、此の中に於て蘇聯の對芬要求は『蘇聯はフィンランド灣を封鎖すると共に外國船舶のフィンランド灣入港を阻止する企圖の下にフィンランドに對し左の如き要求を提出した。(一)ハンゲ港に海軍基地を建設する目的の下にハンゲ港及びその接護地域の三十年間租借 (二)ハンゲ港に空軍三個聯隊及び五千を超えざる陸軍部隊の駐屯 (三)蘇聯艦船の碇泊地としてのラトデジャ灣の使用 (四)ホッグランド、セイスカリ、ラヴァンサリ、チタルスカリ、コイヴィスト等各島嶼を含むレニングラード西方及び西北方に位する

全島嶼並にリポラ村落、カラスト、ジャサレント西方を含むカレリア地峽の一部を蘇聯領に併合しこれに對し蘇聯も若干の領土をフィンランドに讓渡する。』といふものであつたと發表して居る。

### 第五節 蘇芬和平の反響

蘇芬和平協定の成立は、兎も角も蘇聯の勝利、フィンランドの屈服を意味するものであり、蘇聯としては西北國境、特にレニングラードの安全を確保し得るに足る國防戰を獲得したのであるが、フィンランド軍の豫想以上の頑強果敢な防戦によつて、蘇聯軍の脆弱性が暴露されるに至つたことは覆ふべくもなかつた。

フィンランド政府は和平協定の成立公表と共にタンネル外相はラジオを通じて、フィンランドが蘇聯側の和平條件を受諾するの已むを得なかつた理由として、フィンランド軍の武器の不足、他國の公約なるものに信頼を措くことが出來なかつたこと及びスウェーデン並にノルウェー兩國を經由する軍事的援助を確實に期待し得なかつたことの三點を挙げ、新蘇芬國境は大體に於て大正十年(一九二一年)の蘇芬協定の國境と同一なもので、蘇聯が開戦前に要求したところの内政に對する干涉事項がなくフィンランドが國家の自由と獨立とを維持し得たことを指摘し、テリヨキ赤色政權設立に關する蘇聯側の政治綱領が撤回されたことは、フィンランドとして満足すべきところであると述べた。

然し、フィンランド國民一般は、國際情勢の現状及び自國の實力に鑑み、屈服は已むを得ずと諦めて居るものゝ、一方に於ては非常な不満を抱いて居り、和平協定の調印と同時に、ニユーカネン國防相及びヘンストラ文相が辭職したのはその不満の一端を現はしたものであつた。而も、不満と同時に蘇聯の侵略は今次の和平協定を以て終止するものではなく、何等かの機會に於て執拗に繰り返されるものであるとして非常な恐怖を感じると共に、その反面に於ては、適當な機會に於て蘇聯に對して復仇を試み、今次の屈辱を回復しやうといふ固い決意も窺はれるのであつた。

また、和平を斡旋したスウェーデンは、和平協定の公表と共に同日の議會に於て、ギェンター外相は、『スウェーデンがフィンランドに對する援助に限度のある旨を明瞭にしたために、或はフィンランドの政策に影響を及ぼしたかも知れないが、それはフィンランドをして不利益な講和を結ばしめやうとの壓迫手段として行はれたものではなかつた。また、スウェーデン政府が蘇聯よりフィンランドに傳達した和平條件と今次成立した實際の和平條件とは同一でないのである。スウェーデンが軍事的援助を與へることが出来なかつたのは實に遺憾であるが、フィンランドに於ては蘇芬戦争と英佛對ドイツの戦争との關聯を十分に理解することが困難であつたやうであり、スウェーデン及びノルウェー兩國のフィンランドに對する軍事的援助の拒否が、恰も既定の中立政策維持のためであつたかのやうに誤解された。若しフィンランドが、事實上不可能な援助を期待して戦争を續けるならば事態は遙かに危険となつたのである』と辯明したが、さらに、今次の和平はスウェーデンとしては危険の遠ざかつたことを意味せず、寧ろスウェーデンの地位はさらに悪化したと警告して居る。

またノルウェーのコート外相は三月十四日夜ラジオ放送を以て、英佛政府と對芬救援軍のスウェーデン並にノルウェー領土通過問題に對する交渉の經緯を次の如く發表した。

『去る三月二日英佛兩國はスウェーデン、ノルウェー兩國政府に對して英佛對芬救援軍の兩國領土通過を示唆し、瑞、諸兩政府の内意に探りを入れて來たが、兩國政府はドイツが英佛軍を阻止するの舉に出づる事は略々明かであり、かくてスカンヂナヴィアが戰場となる恐れがあるので、三月四日兩國政府は英佛政府に拒絶の意向を明かにした。その後同月十二日、フィンランド政府が對蘇和平成立を發表する數時間前英佛政府は正式に軍隊通過許容方を要請し來つたが、我々は前と同様の理由に依り直に拒絶したのである。』

ドイツ官邊は、和平成立に對して大體満足の意を表明し、和平協定はフィンランドに取つては名譽ある平和であるとし、蘇芬間に流血を見たことは遺憾であるが、フィンランドが結局英佛の救援の言葉に耳を藉さなかつたことが不幸中の幸であつたと評して居る。要するにドイツとしては蘇芬戦争により北歐に戦火が擴大することを阻止するために、スウェーデンをして中立を維持せしめると共に、英佛の對芬援助を阻止し、さらに進んでスウェーデンをしてフィンランドに和平を僥倖せしめ、且つ蘇芬の和平に對して保障を與へたものと見られて居る。

英佛側に於ては、積極的にフィンランドを援助する結果、蘇聯をして完全にドイツの陣營に追ひ込むことを避けるために、フィンランドに對する援助を緩漫ならしめたとも想像されるにも拘らず、和平協定に對しては非常な不満を表明し、飽迄もフィンランドに對する援助を繼續する旨を強調して居り、また、米國に於てもフィンランドの屈服に對して同情し、蘇聯に對する非難が盛んであるが、蘇芬戦争の終結によつて米國が歐洲戦争に引き込まれる原因の一つが取り除かれたとして安堵の色を示した人々もあつた。

なほ、スウェーデンを初めノルウェー及びデンマーク等の諸國は、何れもフィンランドの勇敢なる抗戰に對して讚辭を呈すると共に、今後に於ける獨蘇の壓力の増大を豫期し、フィンランドの獨立保障のために防禦同盟を締結すべしとの主張があり、和平協定成立の公表された三月十三日、フィンランド政府は新國境を保障すべき北歐三國同盟の締結を、スウェーデン及びノルウェー兩國に對して提議し、兩國もこれに應じ、引續いてその具體的内容に關する交渉が進められたが、蘇聯側が三國に對して威嚇的警告を發したので、ノルウェーの反對となり、遂にこの三國同盟は不成立に終つた。

## 第二章 蘇芬戦争後に於ける外交戰

### 第一節 伊のバルカン工作

前年のポーランド分割に次でベッサラビアを指す蘇聯のバルカン進出が重大視されて居たが、蘇聯は方向を轉じて北歐工作に乗り出し、遂にフィンランドとの間に戦争を開始するに至つたので、これがために、バルカン方面に對する進出が幾分緩和されるものとも見られるに至つたが、一方、蘇聯のフィンランド進出に對してイタリアは俄然反蘇的態度を強化し、バルカンに於ける赤化防止の目標の下に、活潑なる反蘇工作を開始した。即ち、その現れは先づ伊洪會談となつて現はれたが、このイタリアの反蘇工作は、蘇聯の進出に脅威を感じて居るバルカン諸國に多大の共鳴を呼び起し、各國に於ける反蘇的空氣が俄然昂められるに至り、二月に招集されたバルカン協商會議に於ても蘇聯排撃の決意が表明された程であり、こゝにイタリアのバルカン工作は相當成功を収めた模様であつた。

伊洪會談は一月六、七の兩日に亘つてイタリアのヴェニスに於て、チアノ伊外相、チャーキー洪外相の間に會談が行はれたのであつたが、この會談の成果については、七日發表された共同コミュニニ

ケに於て『こゝに兩國外相は兩國間の友好且つ緊密なる提携の基礎が強固且つ健全であり、また兩國政府間に完全なる意見の一致が存在して居ることを満足を以て強調するものである』と書かれてあるが、新聞電報によれば、この會談に於て取り上げられた問題は左の六項であつたとされて居る。

- (一) 伊洪兩國は歐洲問題及び今次の大戦に關して共通な立場を相互に確認し、問題の對策にあつては全面的に共同手段を採ること
- (二) 兩國とも赤化の歐洲侵入に反撃する決意を有し、カルパチア山脈の線に於て歐洲文化を赤化破壊の魔手から守るべき諸般の用意をなすこと
- (三) 兩國共にユーゴスラヴィアとの親善關係をさらに強化すること
- (四) イタリアはルーマニアに關して、至急ハンガリーとの國交調整を行ふと共に反共プロックに参加せしむるやう工作すること
- (五) 兩國とドイツとの關係は幾多の誤れる臆測、中傷の風説が流布されるに反して、常に不變不動の友好關係にあること
- (六) 兩國とも平和のために凡ゆる努力を傾けること

即ち、この會談に於ける中心問題は、伊洪ユ三國の提携の緊密化と共に、洪羅間の妥協を計りこれを防共の陣營に引き込むことで、要するにイタリアを盟主とする反共プロックの結成に他ならないのである。

なほ、この伊洪會談の直後、ハンガリー政府がルーマニアに對して、ハンガリー人少數民族問題の改善が行はれない場合、若しくは蘇聯がルーマニアに侵入する場合には、ハンガリーはトランシルヴァニアを占領すべしといふ威嚇的な通告を行つたことは、この間の消息を現すものとして注目された。

## 第二節 バルカン協商會議

一月八日、ルーマニア政府は前年のブカレストに於ける協商會議の決定に基き、二月二日より四日に亘つてユーゴスラヴィアの首都ベルグラードに於て本年度のバルカン協商國常任理事會定例會議を開催することに決定した旨を發表した。獨波戰爭の勃發によつてバルカンの情勢が緊迫を來しつつあるので、このベルグラード會議の開催が不可能であらうとも説へられたが、獨伊の現状維持政策、蘇聯のルーマニア進入の挫折等により、幾分情勢の緩和を見たので、自國の保全に汲々たるバルカン各國は、失地回復問題の對策を初め協商の結束を強化して重大事態に對應すべく、會議の開催が必要とされたのであり、またイタリアの裏面的斡旋により、豫定の如くこの會議が開催されるに至つたものと傳へられて居る。

一月六、七日に行はれた伊洪會談に次で、ユーゴスラヴィアのマセック副總理がブタペストを訪問してチャーキー洪外相と會見し、洪伊會談の結果について協議したと傳へられて居るが、同十一、

二日の兩日に亘り、ルーマニアとユーゴスラヴィアの國境に近いウルワツクに於てカール國王とパウル攝政とが極秘裡に會見し、ルーマニアが蘇聯より攻撃を受けた場合に、イタリアが如何なる援助を與へるかについて、ユーゴスラヴィアを通じてイタリアの意向を打診すると共に、ユーゴスラヴィアはイタリア軍の通過を許容するかといふ點について、ユーゴスラヴィアの決意を質したと傳へられ、各方面に多大の反響を起した。

斯くて一月二十日にはルーマニアのガフエンコを初め、トルコのサラチヨグル、ギリシアのメタクサの三外相が集合して豫備會議を行つたが、この豫備會議に於て、バルカン防共ブロック結成の情勢と關聯して、イタリアをその盟主とするために會議にイタリア代表を招待すること及び失地回復問題の關係からハンガリー並にブルガリア兩當事國の参加を要請すべきことが計畫され、直ちに幹事國たるユーゴスラヴィア政府より、伊洪勃三國政府に夫々その意向を打診したのであつた。これに對してイタリアは、ベルグラード會議に於て英佛を背景とする新しきバルカン同盟の計畫が取り上げられる情報があるとして出席を拒絶したので、ハンガリーもこれに追隨し、また、ブルガリアは蘇聯との關係から、協商参加の條件として失地回復に對する確固たる保障を要求するといふ、從來よりの主張を堅持して無條件参加を拒絶し、各國共に代表者は勿論オブザーヴァーの參列をも拒否したので、會議の重要性は大いに失はれるに至つた。

會議は豫定の如く二月二日より四日に亘つて行はれたが、その成果については會議終了後に次のコシミユニケが發表された。

- (一) 東南歐を戦局外に止まらしむるため四國は今大戦争に對する各國独自の立場を嚴格に維持し以て平和的政策を遂行するの固き決意を有する。
- (二) 四國はバルカン協商の域外に出でず、以てバルカン協商の目的を遂行し、如何なる他國をも目標とせず且つ加盟各國の獨立及び領土保全の權利維持につき共同的監視を怠らない。
- (三) 四國相互の理解及び平和的提携の協調的精神を以て隣接國との友好關係を維持促進せんとする眞摯なる希望を有する。
- (四) 四國は相互の經濟的紐帶並に交通の強化完成を欲する。特に通商貿易を整備する。
- (五) バルカン協商協定の有効期間を一九四一年二月九日よりさらに七ヶ年延長する。
- (六) 次回會議は一九四一年二月ギリシアの首都アテネに於てこれを開催することとし、次期會議まで常に密接なる關係を維持することを決議する。

以上によつてこのベルグラード會議の結果は、協商を七ヶ年延長したことが唯一の收穫であつたに過ぎず、英佛の支持によりトルコが計畫したところのバルカン協商強化案を初め、ルーマニアが提出した新バルカン同盟案、ブルガリア及びハンガリーが要求して居るところの失地回復乃至少數民族問題等については何等の決定を見るに至らなかつたが、然し左記の四項について暫定的意見の一致を見

たと傳へられて居る。

- (一) バルカン協商の現状維持即ち土、ユ、希三國はルーマニアが蘇聯の侵略を受けた場合自動的にルーマニアを救援するといふルーマニア案を拒否し現状に何等の改變を加へざること。
- (二) ユーゴスラヴィアは独自の立場からルーマニアに對し領土的要求を主張するハンガリーと友好協定を締結する自由を有すること、即ち右はユーゴスラヴィアがハンガリーの對羅要求を支持し且つルーマニアは必ず之を容れることを信じてゐる事を意味するものである。

(三) バルカン協商國間相互の經濟關係を伸張すると共に戰前の程度に於て協商國と交戰國との間の經濟關係を維持すること。

(四) バルカン協商國は會議終了後コミュニケを發し武力を用ひずして隣邦國と友誼的方法に依り諸懸案を解決し度き希望なる旨強調すること。

なほ、第四項についてはルーマニアが完全なる同意を與へなかつたと言はれて居り、またハンガリーは會議の成果について大なる不満を有し『ハンガリーの今日の忍耐を以てハンガリーの少數民族問題を無期延期したものと解するならばそれは大きな誤りである』と警告して居る。然し、この會議に於てイタリーの中立政策が大いに支持されたこと、ハンガリー及びブルガリアを加へて強力なる中立プロックを結成すべしといふことが強調されたことが注目された。

### 第三節 經濟戰の激化

一月五日、豫ねてから蘇聯とブルガリアとの間に交渉を進められて居た通商航海條約が、モスコに於て蘇聯側のミコヤン外國貿易人民委員とブルガリアの經濟使節ボジロフ經濟相との間に調印されたが、この條約が蘇勃間に於ける最初の正式通商協定である點に於てその政治的意義が重大視されたのであつた。條約は三年間有効のもので最惠國互惠通商貿易を規定せるものであり、之と同時に一九四〇年度物資交換並びに清算協定も成立した。一九四〇年度の物資交換並に清算協定は總額九億二千萬レヴァ(邦貨概算六千萬圓)に上るもので、ブルガリアよりは豚、米、皮革、煙草、薔薇油等、蘇聯よりは農業機械、鐵礦、石油、肥料、藥品、セルロース、棉花等の物資を輸出交換し、双方レヴァ貨で決済することが取極られてゐる。更に航海條約としてはオデッサ、ヴァルナ間に新航路を開設する事に決定したと傳へられて居る。

ドイツとトルコとの間に折衝中であつた新通商協定について、一月二十四日、トルコ政府は『獨土兩國政府の間に年額百五十萬ポンドを超えざる新通商協定が調印される豫定である』と發表したが、また、一月上旬以來ローマに於てイタリー經濟機關との間に交渉中であつた伊土間の交易を増加すべき協定も二月上旬調印された。然るに二月八日、イースタンプールに於てドイツ系のクルツ造船所

がトルコ軍隊により占據された事件があり、獨土關係の悪化も傳へられ、各方面に衝動を與へた。ギリシア政府は豫ねてマポストリデス藏相並にヴァルヴァレソス中央銀行總裁をロンドンに派して經濟協定について英國政府と交渉中であつたが、一月二十八日に至り、協定が成立した旨が發表された。内容は公表されないが過去三年間係争問題となつてゐたギリシヤ外債の別拂ひに關し、ギリシア政府は從來財政難のため外債利子の四割しか支拂ひを履行して居なかつたのを四月一日以降戰爭終了迄の期間は四割三分迄の支拂を行ふに讓歩し、この代償としてイギリスが何等かの條件を與へて兩國經濟戰線の緊密化を企圖して居ることは疑ひないとされて居る。

また豫ねてより各方面から注目されて居た獨蘇新通商協定は、二月十二日に至り、左の如き獨蘇兩國の共同發表を以てその成立が發表された。

『獨蘇兩國は有效なる經濟交渉の結果十一月モスクワに於て新通商協定の調印を行つた。本協定は昨年九月二十八日モロトフ外務人民委員とリツベントロツプ獨外相との間に交換された書簡に示された獨蘇間貿易に關する經濟取極め締結に對する兩國政府の熱意によつて齎されたものである。而して新通商協定は蘇聯の原料物資とドイツの工業製品との交換を規定するもので、既に協定第一年度の獨蘇貿易額は大戰後の兩國最高貿易額を超過するやう規定されて居り更に將來この額は一層増加されることゝならう。右協定は蘇聯側はミコヤン外國貿易人民委員、ペバーリン駐獨通商代表、ドイツ側はリツター經濟特使、シュヌーレ經濟使節團長の四代表によつて調印された。』

この獨蘇新經濟協定に對して、ドイツ側の長期戰對策の一として、英佛側は重大なる關心を示して居るが、蘇聯側は二月十六日、政府機關紙イズヴェスチャを通じて、獨蘇通商額は協定第一年に於て既に第一次大戰以來の最高額を凌駕するものであることを期待し、一方英佛との貿易斷絶を言明し、蘇聯がドイツより輸入する工業製品の中には武器も含まれて居ることを明らかにし、新通商協定の政治的意義を強調したことが注目された。

なほドイツは、三月十三日を以てエストニアとの間に新通商協定を締結した旨を發表したが、これと同時にフィンランドとの間にも清算協定を調印し、その他バルカン諸國に對して猛烈な工作を進めた。蘇聯に屈服したフィンランドの動向が注目されて居る折から、この獨蘇清算協定の成立は、相當大なる政治的意義を有するものとされて居る。

斯くの如きドイツの壓倒的な經濟攻勢に對抗すると共に、さらに進んで對獨經濟封鎖を強化するところの經濟戰について英佛側も種々なる工作を行つて居るが、これに關して、四月二日チェンバレン英首相は下院に於て、對獨經濟戰完遂を強調して左の如く報告して居る。

『我々は中立國の權利を尊重し中立諸國が事實極めて大なる困難に直面してゐることに同情を禁じ得ないが、しかしその爲我々は中立諸國が若し有力な援助をドイツに與へるならばそれは結局之等中立國自身を今日までドイツの侵略政策の犠牲となつた國々と同じ悲惨な運命に導くものであるといふ事實から目を蔽つてはならない』

のである。若し我々が共通の精神的並に物質的文化の破壊素亂を最少限に喰ひ止めて今次戦争を終結せしめるべきであるならば我々はドイツがその侵略政策を遂行するに最も必要とする物資を遮断するより他ないであらう。聯合國はかゝる見地より力の限りを盡して對獨經濟戰を遂行するに決した。英佛は數個の中立國と戰時通商協定を締結するに成功し或は成功せんとしてゐる。デンマークとの間には二日午後外務省に於て通商協定の調印を見たがパリに於ては同種の交渉がスエス代表との間に進められてゐる。其他スペイン、ギリシア、トルコ等との間にも重要通商協定が成立しユーゴスラヴィア經濟使節團は二日ロンドンに到着したが、ルーマニアからも近く經濟使節團の訪英を見るべくモネー佛封鎖相は今週末ロンドンを訪問することゝなつてゐる。之等戰時通商諸協定はいづれも相手國たる中立國の對獨輸出を制限する規定を含んでをり之等關係諸國は今後その對獨貿易を制限するとの保證を與へる用意なき限り英國は之等諸國に英帝國からの商品を提供するに同意し得ないといふことを充分承知さるべきであらう。一方聯合國は其海軍力を總動員して封鎖を強化續行するに決し、既に英國軍艦はスカンヂナビアからのドイツ貨物船の航路遮断の實行に取掛つてゐる。更にドイツが中立國の陸路を利用せんとしてゐるのに對して我々は諸般の事情を慎重に検討して適切なる處置を講ぜんとしてゐる。東南歐情勢に關していへば、ドイツはバルカン平和の攪亂こそ英佛の目指すところであると宣傳してゐるが、これが事實無根なることはいふまでもない、正に反對に英佛のトルコとの條約關係こそは最も有効に東南歐の平和維持に貢献するものであることを予は信じて疑はない。』

さらに英國政府は四月三日、内閣改造の發表と同時に經濟戰遂行の一方策として、對獨貿易封鎖を

強化するために、中立諸國との貿易關係を政府の手に直接統制する機關として、政府の出資による國策貿易會社を創設し四月十五日より開業することに決した旨を發表した。この貿易會社は、差し當つて中立諸國との貿易を營む民間貿易會社に援助を與へる金融機關として事業を開始するもので、主としてドイツのバルカン工作に對抗することが目標とされて居り、英國としては政府の出資によつて斯くの如き商事會社が設立されたことはこれを以て最初とされて居る。この商事會社の創設に關してサイモン藏相は下院に左の如き説明書を送つて居る。

『政府は今回特殊の官營貿易會社を設立することゝなつたがその機能は英國の特定中立諸國との通商關係を一段と發展せしめて陸上封鎖を強化するにある。新會社は「英國商事會社」と稱しその資本金はすべて大藏省が出資するがその機能は一獨立商事會社たるを失はず、たゞ事業の一般方針に關して政府と協議すればよいことゝなつてゐる。新會社は現存の各種貿易機關に取つて替らんとするものではなく寧ろ反對に之等諸機關を最大限に活用せんとするものである。差當り新會社はブルガリア、ギリシア、ハンガリー、ルーマニア、トルコ、ユーゴスラヴィアとの貿易の發展を目指してゐるが、今後更にその他の方面に對してもその必要が生じ次第何時でも活動を始める筈である。新會社の重役會はスウィントン卿を會長に有力關係筋の代表者七名を以て構成することゝなつた。』

#### 第四節 伊英の石炭問題



獨蘇通商協定と併せて各方面から注目されて居た英伊通商協定は、英國側が石炭をイタリアに供給する代償としてイタリアより機械類及び重工業品を購入せんことを要求したのに對して、イタリア側は機械類を拒絶し農産品を供給せんことを主張したので交渉が行惱みつゝあつた。こゝに於て英國側はイタリアが海路を経て輸入しつゝあるドイツの石炭を遮断すべきことを示唆して説得に努めたが、イタリア側はドイツよりの石炭が全部イタリア人の坑夫によつて採掘され、イタリア船によつて輸送されて居る事實を擧げて英國の封鎖令の適用を受くる理由なしと主張して譲らないので、遂に英國政府は三月一日よりイタリア向けのドイツ石炭船に對して獨貨拿捕令を適用しこれを抑留する旨を發表した。

これに對してイタリア政府は翌二日、英政府に對して嚴重なる抗議を提出したが、英國政府は敢然拿捕を強行し、オラータ、ロアツサ等のイタリア船が英國軍艦によつて拿捕され、イタリア側は憤激し官邊も『英國軍艦のイタリア船拿捕を目してイタリアの對英抗議に對する事實上の回答と解釋し、若し英國が船舶の拿捕に續いて積荷を沒收するに至る場合には、英伊關係は必ずや重大危機に迄發展するに至るであらう』との強硬態度を明言し、伊英間の空氣は非常な緊張を示すに至つた。

斯くてイタリア側の強硬な要求に對して、英國はこれ以上英伊關係を悪化し、イタリアをして完全にドイツ側に追ひ込むことを考慮し、三月九日に至り、抑留中のイタリア船を全部釋放することに決

し『英國政府は過般來抑留中のドイツ石炭積載イタリア汽船中殘餘の十三隻を釋放するに決した。而して右決定は九日ロレーン駐伊大使を通じてチアノ伊外相に傳達した。』と發表したので、こゝに一應石炭問題も解決するに至り、伊英關係も緩和を示した。

英國がイタリア船釋放を發表した翌十日、ドイツのリツベントロップ外相はローマを訪問し、ムソリーニ首相以下イタリア政府首脳部と會談した。この會談に於て協議されたところは獨伊間の經濟的協力問題であり、兩國の間に何等かの新協定が成立したものと解されて居るが、その内容は、(一)バルカン諸國に對するドイツの貿易に關するイタリアの政治的援助、即ち英佛の國際法無視妨害工作を阻止する。(二)農業、工業及び輸送の三方面に涉るイタリア勞働力の對獨輸出強化。(三)對獨軍用食糧軍需品の補給並びに兩國物資交換に關する協力の強化。(四)その他經濟提携の全般的強化等がその主なるものと見られて居る。

なほ、リツベントロップ外相のローマ訪問と併行して、ベルリンに於て、獨伊兩經濟代表の間にドイツ石炭のイタリア向け輸出に關する協定が成立したと傳へられて居るが、これは上記伊英間の封鎖問題に鑑み、イタリアの所要する年額約八百萬トンの石炭を海路によらず、ブレンネル峠を通じて陸路イタリアに輸送せんとするものであり、リツベントロップ外相のローマ訪問に於ける重要案件の一つであつたとされて居る。

### 第五節 米特使の和平打診と獨の對米白書

蘇芬戰爭の終了によつて北歐は一應平和に立ち歸り、西部戰線に於ては、獨英佛軍共に動かさず、またバルカンに於ては獨伊が現状維持を欲するの態度を示し、専ら經濟工作に努力を集中しつゝあるので、蘇芬和平の成立前後の歐洲情勢は一時外交戰時代を現出したのであつた。

然し勿論、この間に於て、獨、英佛双方共に、専ら來るべき大作戰の準備を進めて居たのであつたが、同時に如何なる戰爭にも附屬して起る現象である和平工作が、この間に於て、各方面に於て試みられたのであつた。ルーズヴェルト米大統領のウエルズ特使派遣も、この情勢に基いて行はれたものであつた。

即ち、ルーズヴェルト大統領はウエルズ國務次官を特使として獨、伊、英佛に派遣して、各國の和平態度を打診せしめたのであるが、ウエルズ特使は二月二十五日ローマに到着し、ムソリーニ以下イタリー首脳部と會談し、二十八日にはベルリンに赴いてヒトラー總統以下と會見し、三月六日パリに到つてルブラン大統領以下の佛國首脳部との會談を試み、十日にはロンドンを訪問してハリファックス以下英國首脳部の意向を打診し、三月十四日、再びローマに到り、ローマ法王とも會見し、十八日歸國の途についたのであつた。而して、このウエルズ特使の巡歴の結果は、和平の希望が無しとの結

論に達したのであつた。(詳細は第五編米洲の項参照)

ドイツ政府は三月二十九日、突如として白書を發表したが、この白書はポーランド戰爭に於て、ワルソのポーランド外務省から發見されたところの、米英佛各國に駐在して居たポーランド大使から外務省に宛て、送られた機密報告十六部に依つたもので、大戰勃發前に於けるルーズヴェルト米大統領、ケネデー駐英、ブリット駐佛、ピツドル駐波の各米國大使の策謀を暴露したもので、特に『大戰誘發に米國が如何なる役割を演じたかが、本書によつて解明される』といふ註釋を加へ、英佛と同様米國も戰爭の責任者であることを強調したもので、各方面に大きな反響を起したが、これは上記ウエルズ特使の和平打診に對するドイツ側の回答とも見られるものとして注目された。

『駐米ポーランド大使ポトキ氏は大戰直前ポーランド外務省への報告においてルーズヴェルト大統領は國內に反全體主義機運を煽り立てつゝ次の二つの目的を達成しようとしたと述べてゐる。即ち、その目的とは、(一)アメリカ國內の難問題特に勞資の對立問題からアメリカ民衆の關心を逸らすこと、(二)ヨーロッパに大戰を誘發せしむることによりアメリカ民衆にヨーロッパの事態に對する畏怖の念を醸成せしめもつてアメリカの軍備を國防的必要性を遙かに超えた尅大なものたらしめることを承服させることである。

ポトキ大使は一九三九年一月十六日駐佛アメリカ大使ブリット氏がワシントンに歸還した際同氏と會見しブリット氏がルーズヴェルト大統領の重要使命を帯びてフランスに赴いたことを聴取し直ちにこれをワルシャワに打電した。而してル大統領がブリット氏に與へた訓令は次の四點である。

- 一、アメリカは全體主義諸國を心から排斥してゐる。
  - 二、アメリカは戰爭準備に大童になつてゐる。
  - 三、アメリカは英佛が全體主義諸國に對する妥協政策を棄て領土的要求を持つ獨伊等との折衝を打ち切るべきであるとの意見を持つてゐる。
  - 四、歐洲戰爭が勃發した場合にはアメリカは孤立政策を一擲して戰爭に介入、英佛側に立つてアメリカが供給し得る一切の原料物資及び財力を提供する用意がある。
- ポトキ大使の機密報告書の一つには、バーナード・バラチ、ハーバート・レーマン、フェリックス・フランクフルター、ヘンリー・モーゲンソー等、ルーズヴェルト大統領の親友達の名前があげられてをり、この一派はアメリカ政府の最高地位にあつてアメリカニズムの最高代表者、デモクラシーの擁護者であるかの如き態度をとらうとしてゐるが、しかし彼等は背後で國際ユダヤ人と緊密に結びついてゐる。しかして、ユダヤ人インタナショナルはユダヤ民族の利益のみを念頭に置いて暗躍を行ひ、ルーズヴェルト大統領を「人權の擁護者」なる理想的地位に置き、もつてヨーロッパにおける憎悪と敵意の危険な素地をつくり、遂に世界を二つの敵對陣營に分裂せしめるに至つた。』

### 第六節 獨英の戰爭目的闡明と蘇聯の外交政策

ドイツのヒトラー總統は、ナチス黨結成二十周年記念日に當る二月二十四日ラジオ放送を試み

『ドイツは中歐における生活圏(レーベンスラウム)の擴張と舊植民地の返還は要求する。ドイツは未だ必要にして十分な生活圏を取り戻してゐない、「持てる國」「持たざる國」といふ區別をなくせねばならぬ。英佛兩國の政治家と稱する人達は全世界に勢力を張つてゐるといひながら、自國內の失業問題を解決することすら不可能で、しかもなほ歐洲の改造と柄にもないことをいつてゐる。歐洲の改造はすでに始まつてゐるのであり、決して彼等如きを必要としないのだ。それは決して將來も彼等を必要としないだらう。中歐はドイツによつて建設されたものであつて英國のかゝはるべき問題ではない。』

と述べたが、さらに三月十日、ドイツ戦没者追悼記念日にも左の如く演説して、ドイツの今次大戰に對する目標を明らかにした。

『世界は我々ドイツ國民の結束が彼等の金權的デモクラシーに邪魔であるが故に、又この結束によつてドイツが強大無敵となつたことを熟知せるが故に我々を憎惡するのである。世界は我國を打倒せんとしてゐる。だが我々はこれに團結力を以て應へよう。又世界は我國を解體せしめんとしてゐる。併し我々の信條は飽くまでドイツの結束である。彼等の念願は資本家的利益の最後の制覇にあるが、我々の目的はナチズムの勝利である。』

これに對して英國のチェンバレン首相も、二月二十四日パーミンガム市公會堂に於て行つた戰況報告の中に於て、左の如く英佛側の戰爭目的を闡明した。

『英佛の戰爭目標、英佛兩國の戰爭目標を具體的に挙げれば次の二點である。

一、ポーランド及びチェコの獨立確保

第二章 蘇芬戰爭後に於ける外交戰

一、ドイツの誓約並に保障が必ず實行されると云ふ證據を確保すること  
然るに現在のドイツ政權の下においては我々は將來に對して何等の安全感をも持ち得ないのである。余が英佛の戰爭目的として前述したところでも明かな如くわれわれはこれ等の目的達成に参加し且その眞摯なる意思を身をもつて示して來る諸國の政府とは喜んで手をとつて歐洲問題の解決に當らんとしてゐるのである。しかし今後如何にすべきかの鍵を握るのはわれわれではなくドイツなのである。われわれは既に自由が世界を支配すべきであるとの戰爭目的を決定した。われわれが戰爭を開始したのは獨裁制の脅威が自由を征服せんとしつゝある事實に直面したからである。われわれは自由が安全なりとの確信を得るまでわれわれの力の限り全英帝國の力の限り戰を續けるであらう。』

また三月二十八日より開かれた蘇聯邦最高會議に於て、蘇芬戰爭によつてフィンランドより割讓したカレリア地方をカレリア自治共和國に併合すると共に、カレロ・フィン聯邦共和國に改組し、これを聯邦に編入することが可決されたが、なほ、二十九日の會議に於てモロトフ外務人民委員は北歐同盟並にベッサラビア問題につき左の如く演説した。

『外國の帝國主義者達はフィンランドをそのかして戰爭を惹起せしめた。即ちかれ等はフィンランドを援助してマンネルハイム線を構築しこれを難攻不落と稱した。またフィンランドはカレリア地峽その他に軍用道路を建設、第三國が蘇聯を攻撃する場合の足場たらしめようとした。蘇聯は決して外國の道具となるものではなく斷乎として獨自の政策を遂行するものであり、歐洲戰爭に對してはあくまで中立を堅持する。われわれの目的

は國民の平和と國境の安全を強化するにある。しかしながら蘇聯は獨蘇の親善關係を依然繼續して行くものである。これに反し英佛との關係は極東において蘇聯船を抑留した英國の態度に見られるやうなかれ等の敵性によつて惡化してゐる。フランスは蘇聯がドイツを通商の上で援助してゐるといふ理由でしばしば蘇聯に敵性を示してゐるが實際は獨蘇の通商關係よりもドイツとルーマニアとの通商關係の方が遙かに重大である。蘇芬和平協定はフィンランドの獨立尊重を基礎としてをり、われわれはこの結果に満足してゐる。今後政治的にも經濟的にも蘇芬兩國の間に善隣關係が伸張されることをわれわれは希望してゐる。しかるに最近スカンヂナヴィア諸國はいはゆる防禦同盟なるものゝ結成を策してゐる。これは明かに蘇聯に對する軍事的復讐といふイデオロギーの上に立つものであり、蘇聯としては斷乎として排撃し、かゝる同盟を結成する時は蘇聯はスウェーデン、ノルウェー兩國が中立を放棄したと認めざるを得ない。蘇聯は現在この兩國と何等紛争の原因を有せず親善關係を樹立し得るものと考へてゐるのである。蘇聯がスカンヂナヴィア諸國に對して港灣を要求したといふ如き噂は全く事實無根である。最後に蘇聯と米國との關係は目下のところ何等改善されてゐないがまた惡化してゐるとは考へてゐない。蘇聯の對米輸出は今年に入つてむしろ増加してをりもし米國政府が通商上の制限を加へない限り今後も増加して行くものと思ふ。蘇聯、ルーマニア兩國間にはベッサラビア問題が未解決のままとなつてゐるが、ソ聯は未だかつてルーマニアによるベッサラビア地方の接收を承認してゐない。』

### 第七節 獨伊會談と伊洪會談

三月十七日、ムソリーニ首相はチアノ外相以下を同伴ブレンネル峠の南方プレツサノーネに赴き、リツベントロップ外相以下を隨へて到着せるヒトラー總統を迎へ、こゝに獨伊巨頭會談が行はれた。この會談の内容については一切發表されないが、獨伊蘇三國樞軸の確立が中心問題であるとの説も傳へられ、北歐並にバルカン諸國の情勢、伊英關係の悪化等が重大化しつゝある折からとて、各方面の注目を惹き、獨伊が新たなる行動に出づることを暗示するものであらうとの想像が行はれた。

さらにこの獨伊巨頭會談に次で、三月二十六日より三十一日に亘つて、ハンガリーのテレキー首相はローマを訪問してムソリーニ首相、チアノ外相等と會談したが、會談の内容については『現在の事態によつて既に證明せられた伊洪間の協調政策の一般的方針樹立に付き意見の一致を見た。伊洪間の友好關係は現在獨伊、獨洪並びに伊ユ兩國間に存在する關係と併立するものである』とのコミュニケが發表されたのみであるが、確實なる筋の情報として傳へられるところによれば、豫ねてハンガリーとルーマニアとの間に進行中のトランシルヴァニア問題に關する交渉につき、ルーマニアに對するイタリアの斡旋方が協議され、ムソリーニ首相はテレキー首相に對して、ルーマニア説得に乗り出すべき承認を與へたものと見られて居る。四月一日、ブタペストに歸還したテレキー首相は、『ハンガリー政府は可能なる限り平和的手段によつてその國家的目的を達成せんことを希望する。同時に獨伊兩國と共に歐洲全般の利益特にドナウ流域に於ける平和の確保を望んで居る。ハンガリー政府はそ

の中立的地位並に隣接國との友好關係を維持するために如何なる犠牲をも辭せぬ覺悟である』との聲明を發表した。

即ち、去る一月六、七日の伊洪會談に於てムソリーニ首相はトランシルヴァニア問題に關してハンガリーを支持する諒解を與へたので、爾來ハンガリーはルーマニアに對して平和的解決について交渉を進めて居たが、その後に至つてルーマニアの態度が硬化せる折から、上記ブレンネル獨伊巨頭會談に於て獨伊蘇三國樞軸の結成並にバルカン及びダニユープに對する保障問題が検討されたと傳へられて居るので、若しこの保障が實現すれば愈々ルーマニアの態度硬化が豫想されるので、ムソリーニ首相にルーマニア説得方を要請したのであるとされて居るが、ブレンネル會談及び伊洪會談に關して、二月十三日、ドイツ外交當局は、機關紙外交通信を通じて左の如き見解を發表して、この間の消息を示唆して居る。

『樞軸國獨伊兩首腦がブレンネルで會談してから僅かしか経たない現在、獨伊兩國と友好關係にあるテレキー首相がダニユープ地方に關する諸問題討議のためイタリア當局と折衝を續けてゐることは誠に當然のことである。東南歐が戰禍を免れてゐるのはバルカン諸國の政府首腦がよく責任感保持しこゝに戰禍を擴大せんとする英佛の策動を逸早く見破つたからにほかならない。ハンガリーは各種の誘惑、陰謀を退け他のバルカン諸國同様戰爭の國外に立つてゐるが、獨伊は今後ともバルカン全體の福祉を兩國自身にとつても絶対必要と考へ外

部からバルカンを攪亂せんとする勢を撤去するものである。」

### 第八節 英佛の國內情勢と對蘇問題

蘇芬戦争に於けるフィンランドの屈服は、英佛側の援助が宣傳に過ぎなかつた事實を暴露したものであつたが、これに對しては英佛の國內に於ても政府を非難する聲が起つた。フランスに於ては、議會方面に於てフィンランド援助の失敗に對して政府不信の空氣が激化し、三月十九日、ダラディエ首相は下院に對し信任を問ふたが、討議は二十日に互つて續けられ、二三九對一票を以て信任案が通過したが、棄權が三百名にも達したので、ダラディエ内閣は直ちに總辭職を行つた。

よつてルブラン大統領はダラディエに對して再度の組閣を懇請したが、固辭したので、大統領は藏相のレイノーに對して組閣を命じ、二十一日に至つてレイノーを首班とする左右兩派を包含する新戦時内閣が組織された。閣僚の顔觸れは左の如くである。

首相兼外相レイノー(前藏相、共和左派)、副首相シヨータン(前無任所相、急進社會黨)、國防相ダラディエ(留任、急進社會黨)、藏相ラムルー(急進社會黨)、内相ロア(民主左派)、海相カンパンキ(留任、急進社會黨)、空相エイナツク(民主左派)、土木相ド・モンジ(留任、社會共和聯合)、法相セロル(社會黨)、植民相マンデル(留任、獨立共和黨)、文相サロー(前内相、急進社會黨)、宣傳相フロツサル(社會共和聯合)、農相

テリエ(共和聯盟)、軍需相クイユ(前農相、民主左派)、商相ロラン(共和聯盟)、軍備相ドートリ(留任)、労働相ボマレ(留任、社會共和聯合)、海運相リオ(留任、民主左派)、逓相ジュリアン(留任、急進社會黨)

レイノー内閣は組閣の翌二十二日下院に信任を問ひ、二六九對一五六票を以て信任されたが、棄權百十名であり、棄權は事實上不信任を意味するものと見做されるので、僅かにその差三票といふ危いところで勝つたのであつた。レイノー首相は二十六日ラジオを通じて、對獨戦遂行の決意を明らかにして次の如き放送を行つた。

『政府の義務は凡ゆる分野に亘り飽く迄戦争を遂行することである。茲に於て予は最大のエネルギーを以て行動し得る政府を成立せしめんとすの唯一の目的を以て組閣に當つたのである。我々の目的は依然同じである、敵の殲滅—これだ、我々の行動は須らく迅速果敢であらねばならぬ。今日迄フランスはよく敵の攻撃に對抗して來たがこれだけでは未だ充分ではない、前線のみならず國內各地方、各都市等に分散してゐる國民はすべて最後の勝利のために凡ゆる努力を傾注せねばならぬ。今次戦争は愈々困難を加へるだらうが我々は大いに戦ひ大いに働かねばならぬ。英佛兩大國の豊富な資源は我々がそれを活用する限り必ずや勝利を保障するであらう。我々は毅然たる態度と充分の用意とを以てこの試煉に臨まんとするものである。而も今予が演説しつゝある間にもヒトラーはバルカン諸國の經濟的獨立に對し攻撃を加ふべく着々準備しつゝあり歐洲全土の覇權獲得を狙つてゐるのだ、若し我々がドイツの増強を放任して置くならばそれは即ち自由の滅亡、フランスの滅亡を意味するであらう。』

フランスに於けるダラデイエ内閣の崩壊は、英國政界にも大きな衝動を與へ、チエンバレン内閣の改造説も傳へられたが、果して四月三日に至り改造が發表された。この改造に於て、今次大戰の勃發に際して特に拔擢されて空相に任ぜられたウッドが、國璽尙書に左遷され、入れ代つて國璽尙書のホーアが空相となり、食糧相のモリソンも第一線を退いて郵政長官となり、新らたにウールトン卿が食相として入閣し、チャットフィールド國防調整相が辭職したことが注目された。異動の主なるものは糧次の如くである。(括弧内は前職)

國璽尙書ウッド(空相)、空相ホーア(國璽尙書)、ランカスター公領尙書トリオン(郵政長官)、文部局長官ラムスポーサム(年金相)、食糧相ウールトン卿、海運相ヘドソン(貿易相)、土木局長官デ・ラ・ワー(文部局長官)、郵政長官モリソン(ランカスター公領尙書兼食糧相)、貿易相シエクスピア(海軍省政務次官)、海軍省政務次官ウォレンダー(陸軍省政務次官)、陸軍財務次官グリッグ(情報省政務次官)

なほ、右の内閣改造と同時に、對獨戰遂行の指導力を強化するために、閣内に陸海空相會議(コミテイ・オブ・サーヴィス・ミニスター)を新設し、チャーチル海相が議長としてこれを主宰する。フランスに於てレイノー新内閣が成立するや、英國政府は三月二十八日新内閣のレイノー首相以下を招いて第六次英佛戰時最高會議をロンドンに開催し、英佛兩國の緊密なる提携を再確認すると共に、戰爭目的達成のために飽迄も戰爭を遂行すべき強固な決意を闡明した。この會議にはフランス側より

レイノー首相、カンペンキ海相、ローラン・コナイツク空相、コルバン駐英大使、レジエ外務次官及びガムラン國軍總司令、ダーラン海軍總司令、ヴィユマン空軍總司令(ダラデイエ國防相は足痛のため缺席)英國側よりはチエンバレン首相、ハリファックス外相、チャーチル海相、スタンレー陸相、ウッド空相、カドガン外務次官、ニューウォール空軍總司令、パウンド海軍軍令部長、アイアンサイド陸軍總司令出席したが、會議の成果については、左の如き共同コミュニケが發表された。

『英佛兩國政府は昨年十二月サイモン、レイノー英佛兩藏相に依て調印された、兩國共通の利害並に安全の分野に亘る協定を擴大すべく茲に嚴肅に左記條項を共同宣言する。

一、兩國政府は今次戰爭中兩國の合意ある場合を除き、如何なる休戰又は和平條約交渉も應諾せざること。  
 一、兩國政府は相互に兩國の安全に關する有効且永續的保障を確保するに必要な條件につき完全な意見の一致を見る迄は和平條件の討議には應ぜず。  
 一、兩國政府は和平成立後に於ても兩國の安全を確保し、同時に各國民の援助の下に人民の自由保障、法の尊重並に歐洲平和の維持を確保すべき國際的秩序の再建に必要な限り一切の部面に於て共同動作を採ること。』  
 ダラデイエ内閣崩壊直前の三月十九日、駐佛蘇聯大使のスーリッツが本國政府に送つた電報が反聯合國的であるとの理由で差押へられた事件が起り、これがため佛政府はスーリッツ大使の召還を要求したために俄然佛蘇關係の悪化が傳へられるに至つたが、その経緯について三月二十六日、蘇聯政府はタス通信を通じて左の如く發表した。

『三月十九日、バイヤール佛代理大使はモロトフ外務人民委員に對しフランス政府は蘇芬和平協定成立に際してスーリッツ駐佛蘇聯大使が署名してモスコウのスターリン黨書記長に宛て、打つた電報はフランスの内政問題に對する干渉と看做す旨通告し來つた。即ちバイヤール代理大使に依ればフランス政府がスーリッツ大使の署名した電報中表現不適當と看做した部分は左記電報文抜萃中傍線を以て示した個所である。

ソヴェート政府の賢策と我が勇敢なる赤軍が歐洲の東北部に戦火を擴大せんとした英佛の戦争挑發者共の計畫を再び失敗に歸せしめた。蘇聯邦は遂に社會主義と世界の勞働者の敵が如何に陰險な策謀を以てしてもこれに立向つては將來と雖も必ず敗れ去るであらう如き難攻不落の一大要塞として残つた。

右電報は檢閲官により差押へられたがフランス政府はスーリッツ大使は最早その（ペルソナ・グラータ）と認め得ざるに至るであらうと宣言し且つ同大使が本國政府より召還されるやう希望を表明したのである。右に關聯しロゾフスキ外務人民委員部次長は二十六日バイヤール佛代理大使に對し左の如きソ聯政府の回答を手に交した。

一、ソ聯政府はスーリッツ大使の電報内容が何等フランス政府に言及してゐないのでフランス政府が同大使をその「適意の外交官」と認め得ずとした實質的理由を發見し得ない。

一、然し乍らフランス政府がスーリッツ大使の問題を正式に信任の問題として主張する以上スーリッツ氏の駐佛大使を解任すべき旨を通告するものである。』

斯くてこのスーリッツ大使に對する召還要求を繞つて佛蘇絶交にまで發展するものとも觀測され、レイノー新首相も二十七日、ドイツと併せて蘇聯の侵略主義を痛烈に攻撃した演説を行つたこと等も

注目を惹いたが、フランス側の發表によれば、二十六日蘇聯側がスーリッツ大使の召還を發表したと傳へられ、緊迫した佛蘇關係もそれ以上の發展を見るに至らなかつた。

また、一方、英國の對獨封鎖の強化に伴ひ太平洋方面に於て、米國及びメキシコ沿岸南洋方面からウラジオストクに向けて軍需品の輸送に従事しつつある蘇聯船舶が、二月中旬頃より頻々として英軍海軍によつて抑留されるに至つたので、蘇聯政府は三月二十七日、駐英マイスキ大使を通じて英國政府に嚴重な抗議を提出すると共に、抑留船舶の即時釋放並に賠償を要求し、ために英蘇關係の惡化が傳へられたが、三月三十日、チャーチル英海相はラジオを通じて『蘇聯と戦端を開かんとするが如き政策は吾々は持ち合せて居ない』と放送して蘇聯との衝突を迴避するの意向を明らかにした。

然し、この對獨物資輸送を阻止することは、英國としては重大な經濟戰の一作戰であるが故に、これについては極めて強硬な決意を有し、クロス經濟戰爭相は、四月十六日の下院に於て『英國政府はウラジオストクを経由してドイツに軍需品が輸送されつゝある事實に鑑み、近くロスアンゼルスその他の米國諸港よりウラジオストク經由の對獨物資輸送を阻止する爲め適當なる手段を執るであらう。』と聲明して居り、その後、これがために米國を慫慂して對蘇輸出に壓迫を加へしめる等の措置に出でたのであつたが、一方に於ては、ドイツ牽制のために蘇聯との接近を企圖し、通商交渉の再開を行ふに至ることは後述の如くである。



### 第三章 戦局北歐に擴大

#### 第一節 英、諾領海に機雷を敷設

ノルウエーに於ては二月十六日に起つたアルトマルク號事件以後も引續き英國側の中立侵犯事件が頻々として起つたが、三月二十一日の英國軍艦の領海侵入事件が勃發するや、ノルウエー政府は二十五日、英國政府に對して嚴重な抗議を提出すると共に、二十七日、海軍省は最近に於ける英海軍の中立侵犯事件に關して左の如く公表した。

『三月二十一日英驅逐艦一隻が突如ノルウエー西北海岸のフスタード沖の領海内に現はれたが、翌二十二日には約八、九隻の英驅逐艦が西南岸リンデスネス半島とイエーレン間沖合の領海内に侵入したのが發見され、中二隻が附近ロスフィヨルド内に入らんとしつゝあるのがドイツ貨物船により目撃された。又同日午後九時半頃イエーレン附近の海岸沖に同じく八、九隻の英驅逐艦が望見された。總てその中一隻が附近海上に在つた一隻のドイツ貨物船の船首前方に一發の砲彈を發射、何度か同船の周圍を廻つたがその儘航行し去つた。その際我海軍は水雷艇及び飛行機を出動せしめたがその現場到着前に既に英艦は姿を消した。』

斯くの如きノルウエー側の抗議に對して英國當局は、中立侵犯の事實なしとして取り合はない態度

を採つて居るのみならず、一方に於ては上記の如く對獨經濟封鎖強化のために、中立諸國を英佛側に引き入れて協力せしめんと企て、居ることは、四月二日のチエンバレン首相の下院に於ける對獨經濟戰完遂を強調した演説に現はれて居るが如くであるが、これに對してドイツ側では、四月四日、外務省機關紙外交通信を通じて、中立各國に對し、英國の要請に應ずる場合は、その結果は重大化さざるを得ないと左の如くに警告を與へた。

『英國の新政策の意味するところは確に國際法と中立國の權利を蹂躪するのみでなく中立國の權利義務を阻害されるやうな地位に中立國を追込むものである。即ち英國は一方では中立國が英國との通商を續行乃至増加する様要求すると同時に他方においては中立國がドイツに對してその正常な貿易關係を以て援助を與へることを妨害せんとしてゐるのだ。英國は若しかゝる要求が實現する場合はそれは明かに中立國が進んで英國の對獨經濟戰に參戰することを意味することを充分承知してゐる筈である。これは取りも直さず英國が中立諸國をその中立からおびき出し參戰國の仲間入りをさせることを意味する。中立國がかゝる英國への屬國的關係を受諾するならば、それは單なる内政上の問題には止まり得ず、之等中立國の今日までのドイツとの關係を完全に破壊するものである。而してかゝる事態の發展は重大なる結果に導くであらう。』

斯くて四月五日に至るや、英國政府はスウェーデン及びノルウエー兩國政府に對して、對獨經濟強化の必要を理由として兩國の中立態度を非難した抗議的通告を送つたが、さらに八日、英佛兩國政府は左の如き共同宣言を以て、今後ノルウエー領海を通じて行はれる戰時禁制品の輸送を阻止するため

同國領海三ヶ所に機雷を敷設した旨を發表した。

「英佛兩國政府はこれ以上ドイツがノルウェー領海内に於て聯合國側に不利なる行爲を繼續する事を許容し得ざるが故に、

一、兩國政府はドイツがノルウェーより原料資源を獲得し又はドイツ船舶のノルウェー領海通過を許容するが如き一切の行爲を防遏する爲め必要なる手段を採る凡ゆる權利を留保する。

一、英佛兩國政府は戰時禁制品を輸送する場合はドイツ船のノルウェー領海航行を阻止する。

一、スタットランドとウエストフィヨルド及びブツドに到るノルウェー領海地區に機雷を敷設する故に右地區を航行する船舶は自己の危険に於て爲すべし。

一、但し機雷を敷設するもノルウェー汽船が自國港灣に出入するを妨げず、且つノルウェー汽船及びその他の船舶が不注意に機雷敷設海域に接近するのを阻止するため英佛軍艦は機雷敷設後四十八時間以内に右地區を哨戒すべし。」

なほ、右共同宣言と同時に英國政府は左の如き聲明を發表した。

「國籍の如何を問はず一切の中立國海運に加へられる獨逸の攻撃は最近數週間特に顯著となり而も嘗て見ざる野蠻さを以て遂行されるに至つた。即ち獨逸の攻撃に依つて沈没した中立國船舶數は今日迄百五十隻を超え又之に依り喪はれた中立國人民の生命は約千名の多きに垂んとして居る。之等の獨逸の船舶攻撃は殆んど凡らゆる場合承認された戰爭法規を無視して強行されたのである。之に反し聯合國は一隻の中立國船舶をも撃沈し或は

損傷せしめたこともなく、又一人の人命さへ奪つたことはないのである。之を要するに獨逸は聯合國に損害を與へる爲め明白なる中立國の權利を侵犯し乍ら、自國に利益あると見るや聯合國の中立法規の遵守を要求しつゝあるのである。國際法は敵國が組織的に非合法的手段に訴へる場合敵國の非合法的行爲に依つて醸成された新情勢に即して適切なる行動を執るべき交戰國の權利を常に承認して來たのである。假令斯る行動は平常的狀態に於て非合法たりとも總ては他の交戰國の國際法侵犯に照らし合法的と承認されるが通例のことである。」

右英佛の通告に對してノルウェー政府は直ちに次の如き宣言を發表して、英佛兩國の中立侵犯を攻撃すると共に、領海内に敷設せる機雷の撤去並に英國軍艦の領外撤退を要求した。

「七日夜英佛兩國は突如我領海内の船舶の自由航行を阻止する目的をもつて領海内三箇所に機雷を敷設し英國軍艦は目下機雷原附近を哨戒中である。ノルウェー政府は斯かる行爲は一般的國際法を蹂躪するものなること及びノルウェーの主權並に中立侵害たるをもつて茲に嚴肅に右暴戾なる行爲に對し抗議するものである。今次の歐洲戰爭に於てノルウェーは終始中立國の義務を忠實に履行し國際法の定まる條項に従ひその領海における交戰國船舶の自由航行を認めて來たのである。若し英佛兩國政府がノルウェーの對獨貿易を攪亂する手段に出るならばノルウェー政府は三月十一日英諾兩國政府に成立した協定により英國がノルウェーの對獨物資輸送を許容した事實を想起せざるを得ない。ノルウェー政府はこの協定故に英佛兩國が暴力をもつて迄ノルウェーの對獨貿易を遮斷せんとするの眞意を諒解するに苦しむものである。ノルウェー政府は交戰國が我領海内に機雷を敷設せし非人道的行爲を默視することが出来ない。よつてノルウェー政府は茲に英佛兩國政府に對し先づ機雷を除去し英國軍艦の領海外への撤去を要求すると共に、ノルウェーの中立性を侵害せる英國政府に對し適當な

る方策を採るの權利を留保するものなり。』

一方、ドイツでは既に七日、英佛の共同宣言發表に先だち事態を重大視し、リッベントロップ外相は駐獨瑞諸兩國公使を招致し、同公使を通じて兩國政府と對策につき協議を行つたが、外務省スポークスマンは新聞記者團に對して『ドイツ政府は英佛兩國の企圖する對スカンヂナヴィア政策を嚴重に監視中であるが、英佛が北歐鐵礦の對獨輸出を阻止せんとしてゐることは明らかだ。しかしドイツ政府はあくまで自己の權益を擁護するの決意を持つてゐる』と聲明したと報ぜられて居る。

### 第二節 獨軍丁、諾に進駐

ノルウエー領海に機雷敷設の英佛共同宣言の發表に引續き、英國海軍は迅速に行動を開始し、潜水艦をノルウエー沖に出動せしめ、折から獨兵三百名を乗せて航行中のドイツ輸送船リオデジャネイロ號その他二隻のドイツ商船を撃沈したが、ドイツ側に於ても五十隻乃至百隻の軍艦をスカゲラツク及びカデガツト兩海峽方面に出動せしめたので、早くもスカゲラツク海峽沿岸のクリスチアン・ズンド附近に於て獨英兩國軍艦の間に砲火が交へられつゝあると報道されて居る。

斯くて翌九日午前ドイツ政府は北歐作戰開始に關して次の如き聲明を發表した。

『英佛は數箇月來スカンヂナヴィアをドイツに對する新なる戰場と爲さんと試みたるが、西方金權主義國が蘇芬

戰爭に干涉を試みんとしたるは右目的の外ノルウエーの占領に依り鐵礦産地を英の手中に收めナルヴィクよりの輸出を絶對に阻止することを目的とせり。蘇芬の平和締結は佛英の甚だしく殘念としたる所なるが彼等戰爭煽動者は之に依り靜止することなく其の目的達成の爲め新なる途を求めたり。ドイツ政府は彼等の爲す所を注視し來れるが彼等の發露的中立侵害の數は益々増加せり。アルトマルク號事件はノルウエーが此の中立侵害に對し對抗するの意思なきが然らずんば實力なきの事實を示し爾後ノルウエー領海内にて水雷の攻撃行はれたるが、英國政府は其の目的とするノルウエーの重要基地占領の手始めとして昨日ノルウエー主權を無視する行動に出でたり。諾威政府は無力なる抗議を以て之に答へたり。然れどもドイツ政府は此の英國の國際法違反に對し同様單に抗議を爲すに止まるの考なし、依てドイツ政府は北歐を英國の戦火擴大計畫より除く爲に必要なる措置を今日より開始せり。』

次でドイツ軍司令部はDNB通信を通じて『ドイツ國防軍はデンマーク、ノルウエーの中立に對する英國の攻撃に對處するため、これ等兩國を保護すべく決意し、九日朝あらゆる部隊から成る強力なるわが軍は、これ等兩國に進撃もしくは上陸を敢行するとともに作戰上廣範圍にわたつて機雷を敷設した。』と發表したが、既にドイツ軍は、同九日午前五時を以て、デンマーク及びノルウエーに進駐を開始したが、これに關してドイツ軍司令部は『ドイツ軍はデンマーク全土に互つて進撃しつゝある。デンマーク政府は、その軍隊に對してドイツ軍に抵抗せざるやう命令を發した。一方ノルウエーの重要基地を占領しノルウエー側の抗戰は終熄した。』と發表したが、進駐に際して、ドイツ政府より丁、

諸兩國政府に對して送られた、兩國領土内の軍地基地を占領する通告は、左の如きものであると發表された。

「一、ドイツ國民並にドイツ政府は心から英佛兩國との友好關係持續を希求してゐたに拘らずロンドン及びパリの支配者達は取るに足る理由さへないのに對獨宣戰を布告した。

一、英佛は今や中立國に對する海上封鎖戰を開始したのである。かくて英佛は國際法の根本的權利を完全に無視してドイツの婦人子供に對する飢餓封鎖を斷行更にこの目的遂行のためにこの殘酷なる封鎖を中立國にまで及ぼしたのだ。英佛によつて採用されたかゝる國際法無視の行爲の結果中立國の海運、通商に及ぼす甚大な損害は遂にドイツをして之が對抗手段を講ずるの已むなきに至らしめた。しかしながらドイツは常にその海上戰鬪をドイツとその敵國間の水域に限定し以て中立國權益の尊重に努力を續けてゐる。

一、之に反し英國は自國島嶼に降りかゝる危険を轉換すると同時にドイツと中立國との通商を遮斷せんがためにあらゆる手段を弄して戰鬪の中立水域への擴大を圖つてゐる。かゝる戰略遂行の結果、英國、ノルウェー、スウェーデン領域内に於ける海上並に空中に於て重大なる國際法違反を敢てするに至つた。英國の封鎖作戰失敗の結果英佛は再三再四歐洲その他大陸の中立國へ戰爭の擴大を企て、英佛の爲政者は公然と之を言明してゐる。而してかゝる目的の最初の具體化は蘇芬戰爭に際してその萌芽を現したが、モスクワに於ける和平成立が辛うじて北歐を對獨作戰基地たらしめんとしたの彼の意圖を挫折せしめたのだ。

一、英佛がスカンヂナヴィアへ戰爭を擴大せんとする目的は二つある。即ちその一はナルヴィク港を占領して北歐諸國からの鐵礦封鎖輸出を阻止せんとするものであり、その二はスカンヂナヴィアに英佛軍を上陸せし

め北方よりドイツの側面を突くべく新戰線を構成するに在る。然るに蘇芬和平成立による英佛の最初の企圖は粉碎されたので英佛兩國政府は屢次對獨戰爭への積極的參加こそ中立國の義務であるとし現在では最早中立なるものは存在せぬとの宣言を繰返した後、遂にノルウェー中立の直接侵犯を敢てし以てその目的を達成せんとしたのだ。ドイツ政府は英佛兩國が近く突如としてスカンヂナヴィアの某々地區を占領せんとした計畫を暴露せる動かすべからざる資料を握つてゐる。

一、北歐諸國は英佛のこの攻撃に對し何等の抵抗をなさずその主權の由々しき侵犯を受け乍らこれに對し何等の適當な對抗措置を講じなかつた。又ドイツ政府はノルウェー政府が假令對抗措置を取らんと欲しても英佛の攻撃を排斥するだけの軍事的實力がないことを認めざるを得ない。ドイツは北歐諸國が英佛のために反獨戰爭の基地となり、ノルウェー國民が直接間接に反獨戰爭に利用されることを默認し得ない。

一、ドイツは敵のかゝる陰謀を拱手傍觀する能はず、九日之に對抗して一定の軍事行動をとるに至つた。これによりドイツはノルウェー國の戰略基地を占領するに至るであらう。ドイツ政府は右軍事行動により現在の戰爭期間中ノルウェー保護の任に當るものである。ドイツは今後その軍事力を以て英佛の攻撃から北歐の安全を保護しこれを確保する固き決意を有する。ドイツ政府は固よりかゝる事態の發展を欲しなかつたものでその責任は全く英佛の負ふべきものである。

一、よつて獨政府はノルウェー政府並に國民が獨今回の行動を諒とし、何等反抗的措施に出ないことを期待する。凡ゆる反抗は獨軍の反撃を招き無益の流血を招来しよう。ノルウェー政府が獨軍の進駐に對し何等の摩擦困難を加へず、進駐を容易ならしめるやう凡ゆる措置を講ずることを希望する。獨諸兩國間の永年に亘る

友好關係に鑑みドイツはこゝにノルウエーの領土的完整並に政治的獨立を現在から將來に亘り侵犯する意向なきことを聲明するものである。』

さらに、リッペントロップ外相は外國新聞記者團に對して、丁、諾進駐について次の如く言明した。

『英佛兩國今回の中立侵犯は彼の一八〇一年の英軍によるコペンハーゲン攻撃にも比すべき明白なる國際法違反行爲であるが、ドイツは斯かる行動によつて徒らに狼狽するものではない、英國の目的とするところはスウェーデン鐵礦の封鎖輸出を阻止すると共に北歐に戦火を擴大しドイツを北方から迂回攻撃せんとするにある。英國が中立國領海内に水雷を敷設し、商船の無警告撃沈に乘出したのは英國の陰謀の序幕に過ぎない。第二の陰謀は水雷の敷設に引續き時を移さずスウェーデン、ノルウエーを占領すべく企圖して居り、英國は此の如くして封鎖鐵礦輸出を阻止すると共に、北からドイツを一齊に攻撃せんとしてゐたことはドイツが入手した英佛參謀本部の作戰計畫によつて一片の疑ひもない。八日英國が北歐諸國に突付けた通牒はドイツ今次の行動によつて當然の回答を得たのである。ドイツは北歐國民を破滅から保護したものとはいへるであらう。』

ドイツ軍の進駐に對してデンマーク政府は、直ちにドイツ側の要求せる條件に従つてドイツの保護を受諾し、國王クリスチャン十世は特にドイツ軍の進入に對して國民の冷靜なる態度を要請すると共に、政府布告を以てドイツ軍當局との協定成立を發表し、國民の反獨行爲を嚴禁した。布告の内容は左の如くである。

一 △クリスチャン十世布告 祖國の極めて重大なる危機に直面し余は國民諸子がよくその重大性に鑑みあく迄公

正にして毅然たる態度を持せんことを要望す。

△デンマーク政府布告 ドイツ軍は四月八日夜わが國境を通過したが更に今後も數ヶ所より上陸するに至るだらう。デンマーク政府は直ちにこれに抗議を提出すると同時に祖國の利益を守らんとする決意を固めた。しかして進駐ドイツ軍とわが軍との間には既に協定の成立を見たからドイツ軍に對する一切の抵抗を慎しむはデンマーク國民の義務である。デンマーク政府はこの不幸なる戰爭狀態の結果より國民と國土の安全を保障するものであるが、國民は宜しく平靜を保し慎重なる態度を持せんことを要求す。

斯くてドイツ軍は行動開始後僅かに三時間半にしてデンマークの全都市を占領し、デンマークを保護の下に置いたのであるが、これについてドイツ軍司令部は左の如く發表して居る。

『九日早朝獨機械化部隊は司令部の命令一下フレンスブルグ及びトンデルの二ヶ所に於て獨丁國境を突破しアーペンラー及びエスピエルグ經由北進した。又東海岸攻撃の部隊は未明の闇を衝いて小ベルト海峡のミツテルフアルトに上陸し同所を占領した。又ドイツ海軍は大ベルト海峡を通過しコルゼール及びナポルグに陸戰隊揚陸に成功した。又ワルネミュンデから進軍せる部隊及び一裝甲列車は渡船でギエトゼルに上陸し同地から北上、同時にギエトゼル島南端からヴォルディングボルグに架かる橋梁を占領した。引續きドイツ部隊は九日未明首都コペンハーゲンに上陸瞬く間に城砦及び放送局を占領した。かくて九日午前八時デンマークの全都市はドイツ軍の手に歸したのである。』

## 第三節 ノルウエー戦局の發展

四月九日、ドイツ軍の進駐の報に接するや、ノルウエー政府は直ちに英佛兩國政府に對して救援を要請したが、英佛兩國政府は豫ねての諒解に基き直ちに、ノルウエー政府に對して救援を回答すると共に、次の如き共同聲明を發表した。

『ドイツ政府は聲明を發表しデンマーク及びノルウエー兩國の保護に當ることに決定したと述べると共に今回の對テ諸行動は英佛兩國が八日ノルウエー領海内に機雷原を敷設したのに對する報復であると發表した。乍併其の後英國政府に達した情報に依ればオスロ駐劄ドイツ公使はノルウエー政府に對して其の對獨屈服を要求し若し要求が拒絶された場合には如何なる抵抗も粉碎されるだらうと申入れたと傳へられる。此の要求は勿論即時ノルウエー政府の拒否する所となつた。政府はドイツ軍が既にノルウエーを占領したとの情報を接受して居るがドイツ軍の行動が英佛兩國政府の執つた措置に對する回答であるとのドイツ軍の聲明は全くの作り事であることを以て何人の眼をも誤魔化すことは出来ない。蓋し今回海軍部隊と協力ノルウエー諸港に一齊に上陸せるドイツ軍の作戦は極めて廣汎なもので必ずや遙か以前から計畫されたものに違ひないからである。ノルウエー政府が此のドイツ侵略行爲の好個の例に斷乎抵抗を決定したことは驚くべきことではない。茲に於て英國政府並に佛國政府はノルウエー政府に對しドイツ軍のノルウエー侵略の事實に鑑み對諸全的援助を行ふに決定ノルウエーと全幅的に協力して戦争遂行に當るべきことを通達した。而して右決定に従ひイギリスはフランスと聯絡既に

必要なる陸海軍の措置を執つた。』

よつてノルウエー政府は英佛の救援を恃んで抗戦を決意し、ドイツに對して宣戦を布告したが、この時には既にドイツ軍司令部の發表の如く、ドイツ軍の電撃作戦により重要基地は占領され、皇帝ハールコン七世及び政府首脳部はオスロの北方百軒のハマルに避難したと報ぜられて居り、翌十日のドイツ軍司令部は左の如く發表して居る。

『ノルウエー國內の各重要軍事據點を占領すべく我が軍が軍事行動を開始した際ノルウエー軍は始めオスロ南方ホルテン附近クリスチャンザンド等に於て抵抗を試みたが、我が軍は各部隊の緊密なる連絡を以てよくこれを撃破した。オスロ・フィヨルド沿岸の各要塞もその日のうちに陥落せしめ得たが、その他ナルヴィク、トロントハイム、ベルゲン、スタヴァンゲル、エーゲルズンド、クリスチャンズンド、アレンダル、オスロ等もすでに我が軍の手中に歸した。海軍もその課せられたる任務を完全に遂行した。海軍の任務とするところはわれに數倍する英佛艦隊勢力から全作戦遂行を防護し凡ゆる手段をつくして軍隊の輸送並に揚陸を成功せしむるにあつた。かくて我が軍はオスロよりナルヴィクに至るノルウエー沿岸各地の上陸に成功したがこれは海戦史上比類なき大成功といふべきである。これ等作戦に當り我が艦艇はそれらの港灣に進入しつゝ先づノルウエーの抵抗を排除し殊にオスロ港外においては各艦砲はよく沿岸砲臺を沈黙せしめたのである。今次作戦において我が海軍艦隊に與へた損害が如何に甚大であつたかは作戦終了後においてのみ初めて判明するものと思はれる。』

なほ、ドイツ軍の進駐開始と同時にドイツ外務省からノルウエー政府に提示された要求なるものを

四月十六日に至つてノルウエー政府は發表したが、それは左の如き十二ヶ條より成るもので、ノルウエー側では午前九時コート外相に手交されたと發表して居る。

- 一、ノルウエーは獨の軍事行動に對し一切の抵抗をなさざること
- 二、ノルウエー軍がドイツ軍と友好關係に入るべき旨を命ずること
- 三、ノルウエーの安全を確保する凡ゆる方法を獨軍の自由に供給すること
- 四、ノルウエーの鑛石資源一切を獨軍に引渡すこと
- 五、空襲に備へ必要に應じノルウエーにて燈管をなすこと
- 六、電信、電話、鐵道等一切の通信交通を獨軍の統制に委ねること
- 七、ノルウエー商船の出港を禁止すること
- 八、ノルウエー水先案内を獨海軍に自由に使用せしめること
- 九、電信、電話、郵便を獨軍の許可あるまで停止せしめること
- 十、新聞、ラジオを獨の統制に委ねること
- 十一、ノルウエーはその物資一切を他國に賣却せざること
- 十二、獨の敵國に情報を傍受せられることなきやうコード(暗號電報)の使用を禁止すること

一方、英國に於ては、ドイツ軍の進駐開始の報に接するや、九日午後の下院に於て、チエンバレン首相はドイツのノルウエー作戦は既定の計畫で英佛の機雷敷設とは無關係であると辯明し、ノルウエー

に對しては全面的援助を爲すべく既に行動を開始したと報告して次の如く演説した。

『ドイツ政府はノルウエー侵略はノルウエー領海における聯合國の行動に對する報復であると主張してゐる。然しかゝる聲明には何人も僞購されないのであらう。ドイツ軍は艦隊護衛の下に多數の海港に同時上陸を行つたが、かゝる手のこんな作戦を遂行するには必ず長期に亘る豫備計畫が必要である。あらゆる情報は明瞭にドイツ軍今回の作戦が全く計畫的であつたといふに止まらず、すでに機雷敷設以前から着手されてゐたことを示してゐる。就中トロントハイム港は今早朝ドイツ軍に侵入されたと報ぜられてゐるがこの海港は最も近距離にある。ノルウエー海海港クックスハーフェン港からでも相距ること約七百哩の地にある。今遠征が機雷敷設に關する英佛兩國の聲明發表直後から開始されたと假定せよ、然らばドイツ軍は今なほ同港に到達し得ない筈である。従つてドイツ今回の侵略は聯合國がノルウエー領海に機雷を敷設する遙か以前から計畫されてゐたのみでなく事實開始されてゐたことは最早疑ひの餘地はない。英國政府は即時ノルウエー政府に對しドイツの對諾侵略に鑑み、英國政府は直ちに全幅的援助を提供、ノルウエーと安全なる協力下に戦争を戦ひ抜く決意なる旨通告した。有力なる海軍部隊は目下某方面に急行中である。然し海軍が今從事してゐる作戦の詳細を發表することは公益に反するものと考へる。われわれは今やフランス政府と緊密なる協議を保ちつゝ獨立自由な國民に加へられた新たな脅威に對抗せんとしてゐる。フランスの軍隊もわれわれの軍隊と共同行動をとつてゐる。余は侵略者の新たな暴虐な行爲がドイツの不利益を齎らし、ドイツの終局的敗北を招來する基となるであらうことを斷言して憚らないのである。』

然るにドイツ軍の電撃作戦は全ノルウエー各地に於て着々と戦果を挙げ、進駐發表の九日夜には早

くもオスロに親獨政權の樹立が報ぜられた。即ちオスロ發のDNB通信は左の如く傳へて居る。

『九日夜ノルウエーに新政府が樹立され新政府代表者はオスロ時間午後八時三十分（日本時間十日午前四時三十分）ノルウエー國民に對し宣言を發表した。なほ新政府閣僚の顔觸れは左の通りである。

首相兼外相ヴイドクン・キスリング少佐（ノルウエー・ナチ黨首領）、國防相ウオスレウ少佐、厚生相クルグラ  
ンド・ルンデ、法相ヨナス・リエ、労働相エルンスト・スカンスケ』

さらに十三日にはオスロ親獨政權のキスリング首相は新聞記者團に對して、新政權の任務について、

『英國の行つたノルウエーの中立侵犯こそドイツ軍今回の行動の直接の原因である。ノルウエー政府は之に對し直ちに對英抗議を發したがその抗議は頗る微温的なものであつた。その結果ドイツはノルウエーに於けるドイツの權益を擁護する正當の權利ありと見做したのである。而してドイツはデンマーク政府に於けると同様ノルウエー政府とも協力し得ると考へたのであるが、不幸にもノルウエー政府はドイツの提議を拒否し之に抵抗を敢てしたのである。』

と述べて居る。

また、同じく十三日オスロに在るドイツ軍司令官フアルケンホルスト將軍は、ラジオを通じてノルウエー皇帝ハーコン七世並に全國民に對して、ドイツ軍に抵抗し或はノルウエー皇帝の布告せる動員令に應じたものは死刑に處する旨の布告を放送したが、これはドイツ政府が進駐と同時にノルウエー側の抵抗を中止すべくオスロ駐在公使を通じてハーコン七世と試みつゝあつた交渉が不調に歸した結果である。

果である。即ち、同日、英國皇帝ジョージ六世からハーコン七世に宛て、左の如き親電が發せられ、ハーコン七世はこれにより英國の援助を恃んでドイツ軍の要求を拒絶したのであつた。

『ドイツがその残忍なる計畫的行動を以て貴國に對し戰爭を仕掛けたる此の危急存亡の秋に當り余は陛下に對し全英帝國を代表して陛下並びに陛下の臣民に示されたる威信と勇氣と不屈の精神に對する絶大なる稱讚の意を示す、余はノルウエーの試煉の秋に際しノルウエーに對する深甚の同情を表すと共に陛下に對し我が政府はフランス政府と完全に協同してノルウエーに對し及ぶ限りの凡ゆる援助を與へんと欲するものなる事を茲に確言す、かくして英佛聯合軍はノルウエー軍と相携へて戦ひつゝ、此のドイツ最近の暴狀は無謀にして惡辣極まるものであつたことが證明されるに至らん事を希望する。』

また、同じく十三日にはルブラン佛大統領もハーコン七世に、

『自由なる國家は凡てドイツのノルウエー侵略を排撃して居る。余は大統領の名に於て且つフランス國民の名に於て陛下に對し深甚なる同情と賞讚の辭を呈す、フランスは我が同盟國と一致協力勝利達成のため全力を擧げてノルウエーを援助するであらう。』

といふメツセージを送つて、ノルウエー軍の抗戰を稱讚し、フランスもノルウエーを絶対に支持すべしと誓言したのであつたから、ハーコン七世も愈々對獨抗戰の決意を固め、同日國民に對して、

『現在ノルウエーの國家並に國民はその數百年の歴史中最大の試煉をうけつゝある。余は國民の自由と獨立のために國民の奮起を願ふものである。わが國はいままで友好關係を結んで來た國家の電撃戰に蹂躪されその強力



な敵軍は我が國の都邑村落において無辜の人民を爆撃してゐる。その非人道的行爲はいふに堪へざるものがある。獨軍は余が無防備の村落にゐたとき猛攻し來り非戦闘員に對し焼夷彈を投じ機銃掃射を加へノルウェーの安寧を護るために討議しつゝあつたわれわれを殲滅せんとしたものである。余は今日余並に政府と共にノルウェーの獨立自由を授護せんとする人々に感謝する。余は國民が祖國のために身命を犠牲にする人々を永久に記憶せられんことを希望する。』

との宣言を發表したが、ドイツ軍の進撃により、翌十六日には、スウェーデンに亡命したと報ぜられ居るが、それと前後して政府はロンドンに亡命せるものゝ如く、二十二日、ロンドンに於て白書を發表して、ドイツ軍のノルウェー侵入までの経緯を左の如くに發表した。

『一、ドイツ政府はドイツ軍がノルウェー領海に達し戦闘を開始するに至る迄ノルウェー政府に對して何等の交渉も行はなかつた。

一、ドイツ政府はその侵略を正當化せん爲に世界に對してドイツ軍の行動は英佛の機雷敷設に對する報復であると稱してゐるが、プロイテル駐諾獨公使はドイツ軍が英佛の機雷敷設前に既に行動を開始してゐたことを知つてゐたので本國政府の如く牽強附會の言を弄し得なかつた。

一、ノルウェー政府は最後まで和協的態度に出でたがヒトラー總統はキスリング少佐を首相に任命せねば交渉に應じ得ぬとノルウェー政府との交渉開始を拒絶した。』

#### 第四節 英佛の對諾援助失敗

四月九日ドイツ軍のノルウェー進撃の報に接するや、英佛兩國政府は、即時ロンドンに第七次英佛戰時最高會議を開催し、ノルウェー援助に對する決意を定めたのであるが、同會議の共同コミュニケは、

『英佛第七次戰時最高會議は北歐におけるドイツの軍事行動の結果惹起せる新情勢に就き協議する爲め開催された。會議は各方面の情勢を検討した上英佛双方の完全なる意見の一致を以てドイツの新たな侵略行動に對應すべき英佛側の軍事、外交上の諸措置を決定した。』

と發表された。

よつて既に出動せる英國艦隊はドイツ軍のノルウェー輸送を阻止すべく、各所に於て激烈なる海戦を展開し、ドイツ側に相當な損害を與へ、また、英佛聯合軍より成る陸上部隊も輸送され、四月十五日以來ノルウェー海岸の數ヶ所に上陸したと英國陸海軍省から發表された。然し、ドイツ軍の果敢な反撃により、英上陸軍は非常な苦戦に陥り、而も、ドイツの兵力は空中輸送等の新作戦によつて着々増強され、英軍の救援は殆んどノルウェー軍の抗戦を強める効果を齎すべくも見えず、英佛側の對諾援助は、またもや失敗の色が濃厚となつた。

こゝに於て英佛側に憂色濃く、四月二十二、三の兩日に互つて第八次英佛最高軍事會議をパリに開催し、對諾援助の方策に關して再検討が行はれ、就中スウェーデンの地位について重大な關心が拂はれたと傳へられて居るが、なほ、この會議にノルウェー代表の他にポーランドの代表が参加したことは、單に北歐のみならず、中歐よりバルカンに至るまでの廣汎な全戰線が議題となり、蘇聯乃至イタリー等の態度についても検討が加へられたものと見られて居る。この會議について發表されたコミュニケは次の如くであつた。

『第八次英佛最高軍事會議は聯合國の企圖を適時に遂行せんがために政治軍事問題の全般にわたり意見の交換を遂げ現狀に即する聯合國の有效なる協力に關する新決定を見た。席上シコルスキー・ポーランド首相はポーランド政府軍隊並に國民は目下改組中のあらゆる手段をもつて抗争を繼續する決意であると確言し最高軍事會議はこれ等努力に對し深く感謝の意を表した。最高會議は更にノルウェー公使を招請しノルウェー政府に對しノルウェー國民が國王の勇氣ある指導のもとに侵略者に示した英雄的行動に關し聯合國の賞讃の念を披瀝した。これに對しノルウェー公使は聯合國のノルウェーに與へた迅速且有效なる支援に對するノルウェー政府の感謝の意を傳達した。』

さらに、ノルウェー戰線に於ける英佛聯合軍の全面的敗色濃厚となるや、この情勢に狼狽せる英佛政府は、急遽第九次英佛最高軍事會議をロンドンに開催し、ノルウェー戰線に於ける敗戦の對策について協議し、増援部隊の急派、空軍活躍の強化及び陸海空軍作戰の統合の三重要措置が決定したと傳

へられて居る。

即ちノルウェー各地に於けるドイツ軍の作戰は英佛軍必死の妨害を排除して着々進行し、海戦に於ても英佛側は少からざる損害を受け、各地に於ける上陸軍もドイツ軍の猛烈なる空陸よりの反撃によつて漸次退却を餘儀なくされつゝあつたが、四月三十日、トロントハイムとオスロとの間に於てドイツ軍の南北兩主力部隊が相會するに及んで、戰局はドイツ側に絶對優勢となり、こゝに英佛聯合軍は全面的に敗退するに至り、五月二日には最初の上陸地點であつたナムソスからも撤退するの已むなきに至り、英國陸軍省は『英佛聯合軍は五月二日夜ナムソスからも撤退することとなり全員乗船を終つた。聯合軍のノルウェー中部戰線に於ける撤退は一般作戰計畫の一部であり、トロントハイム附近からの撤退に際しては一名の死傷者もなく成功裡に敢行された』といふ撤退成功の珍發表を行ひ、またチエンバレン首相も同日下院に於て敗戦を認めて次の如く報告して居る。

『イギリス軍ノルウェー初の上陸は四月十四日ナムソスにおいて行はれ次いで二、三日の後佛國アルプス部隊が参加した。この部隊の一部はノルウェー軍救援のため急運裡にステインキエル附近に進出した。又十七日アンダルスネス上陸が行はれ右部隊はドンバスに前進し一部隊は南進してリンハマルにおいてドイツ軍主力を阻止してゐたノルウェー軍と合流した。勇敢に且つ硬き決意をもつて聯合軍は戦ひ敵に大損害を與へたが豫想されたる如く重大なる困難に直面した。戰闘機の使用はほとんどわれ／＼には許されなかつた。それは使用すべき飛

行場が敵の手中に歸してゐたからである。また必要量の大砲及び戦車を揚陸せしめることは不可能であることが数日前に明白となつた。英國空軍の雄々しい活動にも拘らず、自國民の生命をさへ無視するドイツは續々増援部隊をノルウェーに派遣することが出来、その数はわれわれの頼みとする不適當な上陸地點に依つてわれわれに許された數よりも遙かに多かつたのである。われわれは昨週トロントハイムを南方から攻略する計畫を放棄してその方面の英軍を他に移動せしめるために撤退せしめた。敵軍を前にした撤退行動がデリケートな又極めて困難な軍事行動であることは一般に認められてゐるところだが、有力な海軍とビーチエット英軍司令官の果斷且つ機宜を得た處置及び一般兵士の勇氣と忍耐に依つて吾々はドイツ空軍の鼻先に於てアンダルスネスの全軍を無事撤退せしめた。余の知る限りでは右作戦に際して一兵も喪つてゐない。トロントハイムの占領は不可能であつたが、全戦局の決算は現在のところ聯合軍に分がある。敵軍は陸海空三方面に亘つて甚大なる損害を蒙つて居り、又ナルヴィクからの封鎖鐵線輸送は全く停止された。ドイツ海軍の三週間に亘る損失は主力艦二隻或は三隻損傷、巡洋艦四隻沈没(不確實)、驅逐艦十一隻沈没、潜水艦五隻沈没、その他數千名の生命と共に三十隻に上る輸送船、補給船が破壊され更に十隻の輸送船は水雷攻撃を受け恐らく沈没したと思はれる。これに對し英海軍の損失は同一期間内において驅逐艦四隻、潜水艦三隻、スloop船一隻、トロール船五隻が沈没し他の軍艦五隻が空襲に依つて損傷を受けた、更に補給船一隻が水雷攻撃を受けて沈没した。』

なほ、英佛聯合軍の敗因について、五月四日、英國軍部關係方面に於て次の如き『撤退理由』なるものを發表した。

『まづ英國のノルウェー作戦軍が兵力からいつても、裝備からいつても、強力なドイツ軍に匹敵し得るものではなかつたことが最大の敗因、次に英佛側がさきにノルウェーに入つたドイツ軍のために逸早く空軍の基地をせしめられてしまつたことも主要敗因だ。聯合軍がたつた一つでも空軍基地を確保し得たら撤退するまでに至らなかつたらう。ドイツ軍はノルウェーに進入するや否や空軍基地を獨占してしまつて、そこから英佛軍の上陸作業に妨害を加へた。このため佛軍のナムス上陸が終つたころにはその兵站基地はめちやくに取り壊されてしまつた。英軍は上陸すると南下行動を起したが絶えず空軍の爆撃、對地掃射と機械化部隊の奇襲に脅威された。しかもトロントハイム・フィヨルドを巧に利用してドイツ軍は見事な機動能力を發揮ナムスから上陸した英國の先遣部隊と後援部隊の連絡を完全に遮断してしまつた。これに對して英國の空軍は十分の掩護を與へることが出来なかつた。しかもドイツ軍は南方からどん／＼北上して来る、その爆撃機は英軍部隊に對していよ／＼猛威を發揮し、英軍の掩護部隊の上陸はこれのため全く不可能となつてしまつたので、遂に撤退せざるを得なくなつた。蘇芬戰當時フィンランド援助のために英國は約十萬の兵力を準備したが、ノルウェー、スウェーデンが自國領土の通過を承認しなかつたのでそのまゝになつたが、その一部はフランスに待機を續けてゐた。この事實を知つてゐたドイツはノルウェー戦争を始める前から水陸共同の猛訓練を行つてゐたのだ。ところが英國側はいざノルウェー戦争となつて見るとまゝな大軍を出動させず小部隊をもつて消極的にノルウェーの要求通りにベルゲン、トロントハイム、ナルヴィク等をとび／＼に壓へたに過ぎなかつた。これはドイツ軍はオスロを中心とする南部ノルウェーだけを占領して決してトロントハイム以北には進出しないものとの判斷に基いたものであつた。このドイツ軍の意圖に對する誤算がまた今日の失敗の大きな原因をなしてゐる。』

爾後、ナルヴィクその他に残存せるノルウエー軍及び英軍は局部的な抗戦を續けて居たが、國王ハーコン七世はノルウエー軍總司令官を通じて六月九日に至り、突如ノルウエー全軍に對して十日午前零時を期して對獨抗戦を停止し降服すべく命じたが、これと共にハーコン七世は政府と共に國外に亡命し、こゝにノルウエー戦は完全に終局した。ハーコン七世が降服を宣言するに至つたのは、西部戦線に於ける英佛聯合軍の敗退とノルウエー軍が武器彈藥の缺乏のため抗戦繼續が不可能となつたことによるものである。なほ、ヒトラー總統は十三日、ノルウエー作戦の完結を宣言し、ドイツ將兵の功績を讃へ感謝の意を表した。

### 第五節 獨の白書發表と對諾宣戰

ノルウエー救援に派遣された英佛聯合軍敗退の大勢に對し、焦慮せる英佛政府が第九次英佛戰時最高軍事會議を開催して敗戦立て直しを協議しつゝある四月二十七日、ドイツのリツペントロップ外相は、ノルウエーに進撃せるドイツ軍がオスロの外務省を初めナルヴィクの英國總領事館等より押收した外交文書、及びリハンメルに於て捕虜とした英國將校、或はオスロ駐在のフランス海軍武官が所持して居た記録を基礎として、英佛の陰謀を暴露した白書第四號を發表し、ドイツの北歐進出が正當防衛手段であることを強調すると共に、スウェーデンに對してその嚴正中立を多とする旨を述べ、ドイツ

今後の北歐政策を示唆して各方面の注目を惹いたが、その要旨は次の如くである。

『英國はドイツを撃破せんと目的の爲に既に本年二月からスカンデナヴィア諸國を歐洲戰爭に引込まんと陰謀を企んでゐた。即ち英國はドイツの中立侵犯を口實に組織的方法を以て中立原則の違反行爲を開始したが聯合國側のかゝる計畫は僅か二、三時間のことで失敗に歸した。ドイツ軍はノルウエーにおいて公文書を押收したが、右公文書に依つて英國は、

- 一、蘇芬戰爭の終熄を阻止せんとしたこと。
- 一、その軍隊を全ノルウエー海岸並びにオスロに上陸せしめんとしたこと。

の二點が十分に明瞭となつた。英國の工作にも拘らず、スウェーデンが嚴正中立を維持してゐることは明瞭である。これに反しノルウエーは既に明かに英國側に加擔した、即ちドイツは四月八日より二、三日前英國は最早ノルウエーの中立を尊重する意思がないといふ確實な情報入手した。英國側がノルウエー近海に機雷を敷設したのはその當時既に北海を航行中だつた英國遠征軍保護の目的を以てなされたのである。かゝる情勢に鑑み獨軍は英國軍のノルウエー港灣への上陸を阻止するため四月九日の朝を期して行動を開始したのである。獨軍がノルウエーで押收した外交文書は英軍士官から沒收した多數の日記類と共に真相を雄辯に物語つて居り、英佛側政治家の言明が偽言以外の何物でもないことを證言するものである。』

右の白書第四號に對して英國外務省筋では、事實を枉げたものであるとして、即日左の如き反駁を發表した。

「リッベントロップ獨外相の聲明は徹頭徹尾故意に事實を托げた跡歴然たるものがあり、世界はかゝる聲明によつて何等動かされるものではない。リッベントロップ外相の聲明によれば、英國がスカンヂナヴィア侵略を計畫してゐたことであるが、事實は次の通りである。

- 一、若し英軍が前々からノルウェー上陸作戦を準備してゐたとすれば、英軍のノルウェー赴援があれほど遅延する筈がない、實際に於て之が遅延したのは兵力を集結する必要からであつたのだ。
- 一、機雷敷設が英軍上陸作戦の爲めの準備であつたのなら英佛は決して之を公表しなかつたであらう。
- 一、ノルウェー政府が英佛側に参戦を決意してゐたなどとは以ての外で、ノルウェー政府は對芬援助の英佛軍のノルウェー領土通過をさへ拒否し續けて來たのだ。

一、英國政府は中立諸國がドイツの侵略から自らを防衛する準備を講ずることを切望してはゐたが、英佛が戦火擴大を意圖してゐたなどといふのは全然虚構である。」

また、同じく二十七日、上記の如く第九次英佛戦時最高軍事會議に於てノルウェーに對して英佛の増援部隊の派遣が決定したとの報が傳へられるや、これと相呼應して、ノルウェーの殘存政府も「我々は侵略者及び裏切者の最後の一人を國土から放逐するまで現在の戦闘を繼續するであらう。ノルウェー政府は英佛三國がこの戦闘に於てノルウェー軍を援助しつゝあることを三國政府に感謝するものであり、同時に正義と自由とが最後の勝利を得べきことを固く信ずる」と抗戦繼續を聲明した。

ドイツ軍の進駐と同時にノルウェー政府が對獨宣戦を發表したにも拘らず、ドイツ側は極力宣戦布

告を避けて來たのであつたが、國王ハーコン七世が英佛の援助を恃んで對獨抗戦の態度を表明し、四月十五日、亡命せる某所より、スウェーデンに派遣せる國會議長ハンプロに對して、ドイツ側から如何なる提案を受けても對獨和平交渉を開始すべからずと命じた等の情報に接するや、ドイツ政府は同十九日、ベルリン駐劄のシエール諾公使に對して即時國外退去を要求し、先づノルウェーとの國交斷絶を表明したのであつたが、二十九日に至つてヒトラー總統は左の如き總統令を以て、テルボーフェンをノルウェー行政長官に任命する旨を發表すると共に、ドイツとノルウェーとの間に戦争状態の發生したことを布告した。

「ノルウェー舊政府はその宣言、處置及び對獨戦争行爲により兩國間に戦争状態を發生せしめた。よつてドイツ軍占領地域の安寧秩序保全のために次の如く制定す。

- 第一條 行政長官をオスロに置きドイツ軍占領地域を管掌せしむ、行政長官はドイツの利益を保護し民政の範圍において最高權力を行使す。
- 第二條 行政長官はその命令を實行するためノルウェー行政委員會及びノルウェー諸官廳を使用する。
- 第三條 既存の法律は占領状態に抵触せざる限りその效力を有ち行政長官は法律の效力を有する命令を發布することを得。

第四條 ノルウェー駐屯軍司令官は統帥權を有す。

第五條 行政長官はその命令を實行するためドイツの警察諸機關を使用することを得。

第六條 行政長官は總統に直屬しその指示を受く。

第七條 行政長官にヨーゼフ・テルボーフエンを任命す。

斯くの如くヒトラー總統が、當初對諾宣戰を避け、既に英佛聯合軍敗退の情勢が明かとなり、ノルウェー攻略の大勢が定まつた四月二十九日に至つて何故特に宣戰を布告したか、また、四月十三日には既にオスロにキスリング親獨政權が成立したのであるにも拘らず、宣戰と併せて新たに行政長官を任命したのであるか等の事情については、攻略後に於けるノルウェーの處置、對北歐政策、次期作戦との關聯、等種々な理由があると想像される。

### 第六節 英内閣の更迭

英佛聯合軍がノルウェー戦線に於て大敗を蒙つて撤退し、ノルウェー援助が失敗に歸したことは、英佛聯合軍側に取つて大打撃であり、全世界に大衝動を與へたのであるが、英國内に於ても敗戦の責任について激烈な非難が起つたのは當然であり、これがため遂にチェンバレン内閣は崩壊するに至つたのである。即ち、五月七日、チェンバレン首相は下院に於て、ノルウェー作戦について左の如く報告した。

『ノルウェーよりの撤退は第一次大戰當時のガリポリのそれとは兵員の點において比較にならぬ。しかも我が軍

の損害は人、物とも僅少であつた。ノルウェーにおけるドイツの兵員輸送量は我が軍から見れば壓倒的であつた。成程ノルウェー派遣軍は相當の損害を受けた、しかし大したものではない、ドイツ軍が陸上において絶對的に優勢だといふことは全く誤謬で、この際多少の損害を受けたとしてもドイツに乗ぜられてはならない、これによつて得た成果は一に英佛の戰爭意識が愈強固になつたことだ。本遠征は我々も冒險だとは知つてゐたがノルウェー軍の頻々たる援助要請に接してはこれを無下に拒否することは出来なかつた。ドイツ軍がノルウェー全土を制壓したとするは未だ早計である。ノルウェーの大部は未だドイツ軍の手に入つてゐずハーコン七世もノルウェー領土内に居られる。我々には國王と協力して侵略者ドイツになほ抗戦する餘地がある。英佛聯合軍のノルウェー作戦における局地的失敗は餘り誇大に評價され過ぎる。われわれは飽くまで最後の勝利を確信してゐる。斷じてノルウェー救援を中止しない、しかし他方面におけるドイツの挑戦を覺悟してゐなければならぬ。ノルウェー作戦においてドイツ軍の機先を制し得なかつたのはノルウェーがわれわれを豫め招き入れなかつたからに外ならぬ。また計畫が明白に失敗した場合逸早く撤退したのは極めて賢明である。ノルウェー中南部を放棄したのは空軍基地を確保し得なかつたためとドイツ軍の増援が非常に急速に行はれた爲である。然しわれわれは今後とも十分の餘力をもつてゐるから他の何處においても此の失敗を補償することが出来る。スウェーデンに對するこれが反響は一層重大である。スウェーデン新聞が英佛のノルウェー作戦に失望の意を表明してゐるのは實に遺憾である。一方トルコは冷靜なる状態にあるしエチプトの防備も著しく強化された。中東方面の防備も英佛軍隊の地中海集結により萬全の状態に置かれてゐる。余は決して敗戦の辯解をしてゐるのではない。余は閣内一致の輿望の下の中正の航路に船を進めてゐるのである。ノルウェー作戦は我々に多大

の教訓を與へた。現在われわれは國內的相剋をなすべき時ではない、此の時こそ國民は一致協力し總力を擧げて戦ふ決意を示すべきである。』

この日の下院はチェンバレンの演説に對して反對黨議員は『バスに乗り遅くれた野呂間野郎』とか『辭職しろ』とか喚き立て英國議會としては珍らしい喧騒を呈したと報ぜられて居るが、チェンバレンの敗戦辯明並にホーア空相及びチャーチル海相の答辯も遂に、反對黨側は勿論與黨中の不満分子をも納得せしむるに至らず、討議は白熱化し、翌八日に持ち越され、遂に労働黨は政府のノルウエー問題の討論打ち切り動議を票決する形式に於てチェンバレン内閣の信任を問ふことを提議、票決の結果、二八一對二〇〇票で政府側は辛くも敗北を免れた。然しながらこの表決に際して、與黨中に四十四名の反對投票を出し、棄権百三十四名といふ實情にあり、ロイドジョージが老軀を提げて痛烈に首相の辭職を要求する等、チェンバレン首相は非常な苦境に陥り、遂に辭職するの已むなき情勢にあつた。なほホーア空相、チャーチル海相の答辯並にロイドジョージの演説の内容は左の如くである。

△ホーア空相 我々の任務は我空軍の足場をノルウエーに獲ることにあつた。獨軍のノルウエー侵入後、時を移さず我空軍は六十一回も偵察飛行を行ひ二、三時間後にはノルウエー、デンマーク及びドイツ飛行場の各所に對して相次いで猛烈なる爆撃を開始した。第一に我々は我が根據地に對する敵の空襲の規模を減殺することが出来、第二に我空軍は敵空軍が我軍に對して與へたる損害の三倍もの大損害を敵に與へた。陸地より

百八十マイルも離れた航空母艦より飛行編隊を出發せしめ、ノルウエーの水結湖上に空軍基地を設けた、そして基地設置三時間後には第一回の哨戒飛行を行つた。その翌日八十機に上る獨爆撃機編隊がこの新基地を襲ひ十五時間に亘つて間斷なく攻撃を續けた。そして彼我空軍の間に戦闘の行はれること三十七回に及び敵飛行機六機は湖上基地に極めて近い地點に撃墜され、その他八機も基地より程遠からざる所にて撃墜され、この戦闘中飛行不能に陥つた敵機の數は三十機を下らざるものと信ぜらる。我が水結湖上基地附近には高射砲の備へは無かつた。それは高射砲の据付装置が海上運搬中艦艇の沈没に依り失はれたからである。英飛行機中行動不能に陥つたものゝ大部分は爆撃に依るもので撃墜されたものは一機もない。過去三、四週間の經過を回顧するに要するに我々は我等の爲し得ることこれを爲さなかつたものは一つもないと云ふ結論に到達する。而してノルウエー戦から我々は二つの教訓を得た。第一には獨空軍は無敵の強力さを持つものであること、第二には英空軍の實力の偉大なる點これである。過去八ヶ月間の封獨戦で英戦闘機は獨爆撃機よりも優越せることが實證された。英空軍はその質においてはこれに優越するものは無いが、量においては未だ十分でない、だから余が日夜思ひを繞らすものは一にも生産、二にも生産、三にも生産である。我々は今や全力を盡して空軍に遙かに多數の飛行機を補充する途を講じつゝある。』

△チャーチル海相 我々は何故機先を制しないかと屢々問はれる。然しその理由となるべき原因は一朝一夕には取除かれない、過去五年間において空軍の封獨均等を維持乃至獲得して置かなかつた事は我々の手落ちであつた。今次の戦争をさきの大戦と比較してはならぬ、今日の戦争では空軍は絶大の影響を與へて居り或る意味では陸海軍の行動に決定的な影響を及ぼすものである。獨空軍の優勢は我が水上艦に依るスカゲラツク

海峽遮断の企圖を殆んど不可能ならしめた。依つて我々は唯一の方法として我海軍要路の意見を採用して潜水艦に依る封鎖を試みた。この封鎖を出来るだけ効果的ならしめるため潜水艦の行動に加へられたる普通の制限を緩和してすべての獨艦船に對しては機會ある毎に夜となく晝となく之を撃沈するの策に出た。此結果は非常な成功を收め敵兵員の溺死者七、八千名に及んだ。ノルウェー戦第一日に驅逐艦を伴つた大型艦艇をナルヴィクに送らなかつた理由はナルヴィクに派遣して役に立つ大型艦艇は戰闘巡洋艦のみであるが、我々は二隻の戰闘巡洋艦しか持たず而も若しこれを我々が失つたとすれば我艦隊の均衡上一大打撃を受けること明瞭なりと感得したからであつた。トロントハイム攻撃についてトロントハイム・フィヨルドへ直接上陸する計畫と、その附近のナムソス及びアングルスネス兩地に上陸する計畫と二つが陸海空三軍首脳部會議で準備されトロントハイム直接上陸の方は四月二十五日に豫定されてゐた。然し四月十七日にはナムソス及びアングルスネス上陸部隊の進撃が意外の進捗を見せた。この部隊に依りトロントハイム奪取が容易と見えたのでトロントハイム直接上陸の冒險的方法是遂に放棄された。下院が政府を糾弾せんとするなら討論打切票決動議などに依らず適宜なる問責の動機に依つたら良からう。世間一般に流布せられる如く余が首相及び戰時内閣に對して無謀な軍事行動計畫を提出したが容れられなかつたので、憤然退場せんとしたのを阻止慰撫されたとの臆測は全然根據なきものである。余は八ヶ月間の海相の經驗から軍令部長サー・ダドレー・バウソンド大將及び本國艦隊司令長官に對しては絶対に信頼するものである。ヒトラーがノルウェーを侵略したのはドイツの大なる政治的並びに戰略的誤謬であつたとの余の曾つての聲明はその後多大の批判を受けたが、余はこの見解から今日と雖も一步も退かぬ。ドイツは我戰闘艦十一隻を撃沈したと主張するが實際は二隻が輕

微な損傷を負つたに過ぎず、それも一日と雖も就役から退いたことはない、又ドイツ側は我が航空母艦三隻が大なる損傷を蒙つたと主張するが、實際は一隻が附近に落下した爆彈の煽りで輕微な破損を受けたのみで現在と雖も就役してゐる。ドイツは我巡洋艦二十八隻を撃沈又は損傷を與へたと云ふが、實際は巡洋艦一隻及び特殊の對空施設を有する巡洋艦一隻が破損したに過ぎぬ。ドイツ側の發表した我方の損害中誇大でないものはトロール船の沈没數のみである。即ち我方の失つたトロール船は十一隻であつた。英佛側の損害は八十萬トンに及んだが敵艦船の捕獲や新造船でその四分ノ三は既に補ひ得た。余は戦前から存する無用のひがみ合ひや個人的な争論は打棄てんことを希望する。そして共同の敵に對して我々の敵愾心を押し進めようではないか、そして國家兵力の全力を擧げて鬭争に移さうではないか、さきの大戦においては曾て今日我々が直面せる如き重大危機に遭遇したことはなかつた。余は下院に對し下院が今回の事態を議會の威信に適はしき如き方法に依つて處理されん事を切望して已まない。」

△ロイド・ジョージ　ホーア君の述べるところは何等政府の立場を擁護する所以とはならぬ。ノルウェーへの先遣部隊は選り抜きの精兵を送らねばならぬ。又陸海兩軍の緊密なる協同作戰を取らねばならぬ。然るに生半かな訓練しか受けてゐない遠征軍を而も何等の陸海軍協同動作なしに送つたと云ふ事は英軍を戰略的に臺なしに、世界に對する英國の威信を損せしむる事大なる結果を生んだ。特に英政府は最初からドイツが某々隣接國に對して攻撃を準備してゐることを十分知つてゐたことを思へば政府の責任や實に重大である。政府が眞實を語つたとて英國の人心に恐慌を與へるものでなく却つて我々を團結せしむる力あるものである。故に國民に對して眞相を告げよ、國民は我國が如何に危殆に瀕してゐるかを知らねばならぬ。ヒトラーの最大



の勝利は彼の前驅者達が一九一四年に我々を陥れたより以上の危局に我國を陥れたことである。この危機に臨んで我々は英國民として勇ましく起たうではないか。我々はチエコスロヴァキア、ポーランド、ノルウェー、フィンランドに對して約束を與へた。而も我々はこの約束を反古にして握り潰して了つた。政府の戦争に對する準備には誰も満足してゐるものはない、政府の爲したる事は凡て半煮なものばかりで效果的なもの一つもない、余は茲に斷乎言ひ切る、首相はこゝに犠牲の御手本をお示しなさいと、即ち首相が、その印綬を犠牲にすること以上に今次の戦争において勝利に貢献するものは無いことを、余は茲に首相に告げる次第である。』

斯くて五月十日、ドイツ軍のオランダ、ベルギー及びルクセンブルグ三國に對する進撃が開始され事態重大となるに及んで、遂にチエンパレン内閣は總辭職を行つたのである。

### 第七節 北歐戰と各國の動向

ドイツの北歐進撃は歐洲は勿論全世界に甚大な衝激を與へたが、英佛が上記の如くノルウェー援助に乗り出したのは當然であるが、樞軸側に於てイタリアは絶對的にドイツ支持を表し、ムソリーニ首相の代辯者として知られて居るジオナール・デタリア紙のガイダ主筆は、九日の同紙上に『今回のドイツがデンマーク及びノルウェーに進入したことは、その責任はドイツ側に在らずして寧ろ英佛側に

在りと謂はねばならぬ』と論じて居り、また蘇聯政府は十一日、機關紙イズヴェスチアを通じて『ドイツが北歐に進出したのは、英佛がドイツの戰略的地位を根柢から覆さんとの目的を以てスカンヂナヴィア諸國の中立領海を侵犯した後のことである』と指摘し『ドイツ今回の行動は強ひられて已むなく起したものであり、ドイツ軍の丁、諾への進駐は英佛の右兩國に對する中立侵犯行爲によつて誘發されたものである』とドイツの立場を支持して居る。

その他オランダ、ベルギー等の北歐諸國は勿論、バルカン諸國にも重大な衝激を與へたことは明らかであるが、最も大きな衝激を受けたのはノルウェーと國境を接して居るスウェーデンであつた。四月九日、獨軍行動開始に對するドイツ政府の通告並に嚴正中立の要求に對してハンソン内閣は『嚴正中立維持こそスウェーデンを紛争の圏外に止める唯一の道である』との決意を固め、戰局の發展を靜觀し事態に善處すべく中立維持に全力を盡すこととなり、四月十二日、ハンソン首相は、ラジオを通じて如何なる外國軍隊のスウェーデン通過もこれを拒絶する旨を明かにせる左の如き放送を行つた。

『我々は中立を保持すべく全力を盡した。我々是我々の自由な判斷並に獨自行動に依つて獨立を維持し得ることをこそ希望してゐるが如何なる國の利益のためにも我が領土を使用せしめることは許容し得ないところである。幸ひにも我々は未だ何等かゝる要求を接受してゐないが、今後若しかゝる要求が提示されたならば我々は敢然之を拒否せざるを得ないであらう。』

今回の試煉は過去一世紀間に我々の體驗したものと、中最も重大なものである。我々は苦境にある隣國に對し同情を表明する餘裕はない、今や我々自身が問題なのであり、我々は我々の自由と祖國の名譽を保持せんとす決意を固めてゐるのである。スウェーデンの國防は國內の産業生活がよければ困難を生じようとも強化せねばならない、又我々はデマ宣傳を傳播してはならぬ。我々は外國の利益の爲に働きつゝあるものが我が國家を損ふ様な事なき様細心の注意を拂つてゐるものである。』

然るにドイツ政府はスウェーデンに對してドイツ軍の通過及び一時的占領を要求したとの説も傳へられ、或は、蘇芬戰爭に際してスウェーデンが各國の對芬援助武器輸送を許可した前例を理由としてドイツの武器輸送に對する許可を要求したとも報ぜられ、スウェーデンの中立維持が非常な困難に直面しつゝあることが想像されたのであつたが、その後、兩國間に何等かの折衝が行はれ、諒解が成立せる模様で、これがためスウェーデンの中立は遂に最後まで完全に維持されたのであつた。

この間の消息に關して、五月六日ドイツ政府は、DNB通信を通じてヒトラー總統とスウェーデン國王グスタフ五世との間に中立維持に關して行はれた親書交換について、

『ヒトラー總統は四月下旬グスタフ五世と文書を通じて政治情勢につき意見の交換を遂げた。右意見交換はさきに兩國政府から公式に發表された聲明に基き兩國今後の政治的態度が完全に一致する旨再確認したのである。』と發表した。

また、米國に於ては、北歐に戦局擴大の報が傳へらるゝや、ルーズヴェルト大統領は四月十日、中立法に基いて特にスカンディナヴィアから蘇聯北端のコラ半島に至る全水域を含む範圍を新交戦區域として宣言したが、さらにドイツ軍のデンマーク進駐に關聯して、各方面にグリーンランドが米大陸に接近して居るからとの理由を以て、同島を西半球に屬するものと爲し、これにモンロー主義を適用すべしとの主張が起り、ルーズヴェルト大統領は四月十二日の定例新聞記者會見に於て、恰もこの主張を支持するが如く、米國がグリーンランドに對して重大關心を有して居る旨を明らかにし、なほ、十三日にはドイツの行動を非難した公式聲明を發表した。

なほ、デンマークとの同君聯合國であるアイスランドは、ドイツ軍のデンマーク占領が明らかとなるや、アイスランド政府はデンマーク王のアイスランドに對する統治權を否定してドイツの保護を拒否したのであつたが、同時に中立的地位を保持すべく米國の支持を期待し、米國政府に對して正式外交關係設定を要請したのであつた。これに對して米國政府はその要請を承認し、ニューヨーク及びアイスランドの首都レイキヤヴィクに相互總領事を駐在せしむることとなり、四月二十六日、兩國政府は夫々總領事の任命を發表したが、これは、グリーンランドと併せてアイスランドに對する米國政府の關心を表すものとして注目されて居る。

第八節 英、蘇聯接近に奔命

英蘇關係は前年十一月の蘇芬戰爭勃發により、事實上斷交状態に在つたが、ドイツ軍の丁、諾進駐が開始されるや、英國政府は蘇聯のドイツ援助を牽制し、さらにこれを反獨陣營に引き込むために英蘇接近を企圖し、既に四月十日、戰時弘報協議會の席上に於て、ハリファックス外相は、前年より中絶せる英蘇通商交渉を再開すべき意向を有する旨を示唆したのであつたが、北歐に於ける戰局の大勢が決し、愈々ドイツのスカンデナヴィア制壓が確定的と見られるに至るや、四月二十日、ハリファックス外相はマイスキ―駐英蘇大使に對して、英國政府は英蘇通商交渉再開の用意ある旨を正式に通告した。これに關し、英蘇通商交渉に關して専らマイスキ―蘇聯大使との折衝に當つて居るバトラ―外務次官は、二十四日、下院に於ける英蘇通商再開に關する各種の質問に答へて、

『戰時下英國においてはその經濟政策も亦戰爭への努力に調整せしめることが是非必要である。従つて凡ゆる中立國との通商協定は現下の戰爭状態殊に重要物資の對獨供給問題と關聯せしめねばならぬ。仍て政府は蘇聯政府に對し如上の點を熟考の上具體的な協定内容を考究提示するやう要請したのである。尙依然任地を離れてゐたシーズ駐蘇大使の歸任の日取は一切決定されてゐない。』と答辯した。

斯くて四月二十九日、マイスキ―蘇大使は、上記二十日のハリファックス外相の通告に對する本國政府の回答として、

（一）英蘇互惠通商協定締結のため交渉に應ずる。（二）蘇聯は蘇聯への輸出品を再輸出する問題について英國と協議の用意がある。（三）蘇聯の生産物をドイツへ輸出する問題については英國側との討議を拒否する。

旨を英外務省に傳へ、引續いて交渉が進められたと傳へられて居たが、五月二十一日に至り、モスコ―政府は機關通信タスを通じて、前年秋以來の英蘇通商豫備交渉の經過を暴露し、英蘇通商豫備交渉は、一部外國新聞が傳へるが如く蘇聯側の術策によつて交渉が停頓せるものではなく、全然、英國側の一方的イニシアテイヴによつて行はれて來たものであることを強調して各方面の注目を惹いた。言ふまでもなく、このタス通信の暴露は英國側の宣傳に反撃を加へたもので、對獨關係をも考慮したところの甚だ意味深長なものである。

然し、英國政府はこの蘇聯側の威嚇的な態度にも拘らず、飽迄も通商交渉を利用して蘇聯との接近を計るべく、非常な熱意を以て交渉を進めたが、蘇聯側の態度は極めて強硬で交渉は一向に進捗せず、こゝに於てハリファックス外相は對蘇通商特使として労働黨の領袖にして共產系と目されて居る辣腕家クリツプスを極秘裡にモスコ―に派遣することとなり、クリツプスは五月二十九日急遽モスコ―に向つたが、このクリツプスの派遣に關しはハリファックス外相は、事前にマイスキ―大使を通じてモ

スコー政府の意向を打診し、充分なる成算を以て行つたものと傳へられて居る。然るに蘇聯政府は、突如として五月二十九日、タス通信を通じて、

『英國政府はスタッフォード・クリップス氏を特別使節としてモスクワに派遣する旨の提案をなした。これに對しモロトフ外務人民委員はマイスキー駐英大使を通じて、蘇聯政府はクリップス氏にせよ、或は他の人物にせよ、特使の如き資格を有する代表はこれを交渉對手として認めることは出来ない旨通告した。若し英國政府にして眞に通商交渉を切望するならば、この交渉は當然シース大使、或は若しシース大使の歸任が困難ならばその後任者たる新大使を通じてなさるべきものである。』

と發表し、クリップス特使を通じての通商交渉には應じられない旨を明らかにして、英國政府を驚かしたのであつた。これに關して英國外務省は、同日、英蘇交渉再開のため蘇聯側の希望を容れて、近くクリップスを新たに正式駐蘇大使に任命することになるであらうと發表したが、これは單に正式大使の資格手續の問題といふが如き單純のものに非ずして、英蘇關係の微妙なる點、及び英國政府部に於けるクリップスの立場を繞る諸問題を示唆せるものであつた。

斯くて、六月四日に至り、クリップスの正式駐蘇大使に對するモスコ政府のアグレマンの到着により、英國政府は直ちにクリップスの駐蘇大使任命を發表し、これよりクリップスは英蘇提携工作に活躍することゝなつた。

## 第四章 獨の蘭、白、ル三國征服

### 第一節 獨軍の丁諾進駐と蘭白の危機

四月九日、ドイツ軍のデンマーク及びノルウェー進駐によりオランダ及びベルギー兩國は深刻な脅威を受けるに至つたが、恰も丁諾進駐と前後して、ドイツ政府はオランダ政府に對して非公式にドイツ軍のオランダ領通過の權利を要求したとの説が傳へられ、また、四月十一日に發表されたベルギー政府の公式覺書によれば、

『英國政府は十日ベルギーその他の中立國に對しドイツの侵害に備へ英佛より防禦的援助を受け聯合軍の一員となることを示唆し來つた。併し乍らベルギー政府は屢々その中立嚴守の立場につき聲明した如く、如何なる場合に於ても英國のかゝる示唆に考慮を與へるものに非ず。』

と重ねて中立嚴守の意向を明らかにしてこれを拒絶したとの事實もあり、さらに翌十二日には、英國海軍省が、突如としてオランダ及びスウェーデン近海に機雷を敷設した旨を發表する等、俄然、オランダ及びベルギーを繞る情勢の重大化が豫想されるに至つた。

斯くの如き情勢に對し、オランダ政府は四月十九日、遂に全國に戒嚴令を布くに至つたが、これと

同時にド・ケール首相はラジオ放送を以て、オランダは最後まで中立を死守すべしとの決意を内外に訴へたが、また同時にベルギーに於てもピエロ首相が、ブラッセルに於けるカソリック教徒の集會の席上、中立堅持の演説を行つた。兩國首相の演説要旨は左の如くである。

△ド・ケール首相 最近オランダ國內に交戦國と協定を結んで中立を抛棄すべしと論ずる者があるが、かゝる結論は全く排斥しなければならぬ。オランダの當面する任務は嚴正中立を守ることにある。オランダは完全自力をもつて獨立するものであり、この種の協定はわが國の中立宣言に背馳するものである。この理由からオランダ政府は第三國による如何なる援助も保護も拒絶する、これは本土以外の蘭領についても同様である。オランダは今や中立維持のため軍備を充實した、われは洪水戰術も厭はぬ、武力をもつてオランダを侵さんとする者は何人といへども國境において頑強なる抵抗を受けるであらう。如何なる誘惑も威嚇もオランダの中立態度を變更せしめることはできない、オランダ政府はこの固き政策を實行するために從來一部地方に布いてゐた戒嚴令を十九日より全國に及ぼすことゝなつた。』

△ピエロ首相 ベルギーはいかなる列國の侵略に對してもその領土を防衛する決意を固めてゐる。中途にして確固たる理由なくしては中立を放棄しない方針である。わが國のあらゆる犠牲を拂つた強力な要塞と裝備完全なる軍隊をもつて國土を防衛する以上、わが國に對するいかなる侵略も何等得るところはないであらう。』

なほ、一方、久しく沈黙を守つて居た西部戦線に於ても、四月十四日、突如ドイツ軍は攻勢を開始

しフランス陣地に猛烈なる攻撃を加へると共に進撃を開始したが、ドイツ軍司令部では左の如くに發表して居る。

『一、西部戦線モゼル河とファルツの森の間に於ては十四日我が砲兵及び突撃部隊の活潑なる活動が見られた。即ち我が突撃部隊の二部隊はツエリンゲン附近に於て拂曉攻撃を行ひフランス領内に數キロ進入しメルチツヒ市南西のフランス軍陣地を襲撃、一兵營を占領、四ヶ所の堡壘を粉碎して敵兵を捕虜にして引上げた。一、又ザールラウテルンの南西方に於ても我突撃部隊はフランス領土内に進入し敵に多大の損害を與へ敵兵を捕虜とした。他方敵突撃部隊もツワイブリュッケン南方に於て猛烈なる掩護砲撃下に襲撃を試み來つたが我が邀撃を受け大損害を蒙つて退却した。一、ライン上流戦線イドシュエタイン附近に於てもドイツ軍偵察隊はライン河を渡河して河上の一島嶼に設けられた敵の前哨基地を奪取した。』

また、英國政府は四月三十日、從來、地中海航路に従事しつゝあつた總ての英國船舶に對して、航路を變更しケープタウンを迂回すべきことを命令したが、さらに五月二日に至り、地中海に在る總ての英國船舶に對してスエズ運河經由、即時本國に歸還すべき命令を發し、而もこれと前後して、東部地中海に在りし英佛兩國艦隊は、續々アレキサンドリアに向けて集結中であるとの情報が傳へられ、各方面に大衝動を與へた。ドイツ側に於てはこれ等の事實を以て、英佛が愈々對獨經濟包圍戰に着手すると共に、戦火を東南歐方面に擴大せんとする計畫であるとして重大視し、官邊筋の見解として左

の如く發表して居る。

「一、英國はノルウェー作戦の結果スウェーデン鐵道の封鎖輸出を妨害しドイツの第三國よりするノルウェー、デンマーク經由の輸入を阻止し、逆にドイツからノルウェーに對し食料、石炭等を補給するの已むなきに至らしめる程度迄は封鎖の目的を達した。

一、併し乍ら現在ドイツに對する物資の補給路は蘇聯を除きベルギー、オランダの二國及びハンガリー、ルーマニア、ユーゴスラヴィア、イタリー等南歐諸國であつて、英國は蘇聯に對しては政治工作を進めてゐるやうだが獨蘇離間は先づ不可能だらう。そこでオランダ、ベルギーを占領し兩國經由の貿易を完全に封鎖すればドイツの決戦を誘致することとなるので現在の情勢では英國は未だそこ迄の決意はつき兼ねてゐる。結局残るは南歐に對する封鎖の強化であつてこれが今回ノルウェー海上作戦の一段落とイタリーの態度強化を口實として東地中海に艦隊を集結した目的である。

一、これに對しドイツの目下の根本的作戦方針は英國をして外交的、軍事的、經濟的に見て決して崩壊の餘地なき不敗の地位を固めた獨伊兩國攻撃の全然無意味なことを自覺させ和平を誘致せんとするにある。従つて以上の如き英國の挑戦に應じドイツが自己の勢力圍確保の措置に乗出すことは必至であらう。ドイツはイタリーと軍事的にも緊密な聯絡をとつてゐることは疑問の餘地がないが現在ドイツ軍が南方各國境方面に準備してゐる軍隊だけでも少くとも二十個師團、七十萬を下らぬと見られてゐるからドイツが英國の挑戦に應じ一度作戦を開始すればバルカンは忽ち獨伊兩軍の席捲する處とならう。獨當局は現に「ノルウェー作戦開始前と同様氷の如き冷靜さを以て事態の發展を見守つてゐる」旨言明して居り確信に満ちた態度で成行を注視してゐるが、これはノルウェー電撃作戦開始當時を考證せしめ愈々事態の急を思はせるものが多い。」

## 第二節 獨軍、蘭白ル三國に進攻

斯くて五月十日早曉、ドイツ軍は、突如としてオランダ、ベルギー及びルクセンブルグ三國に進駐を開始し、機械化部隊を主力とする陸軍精銳は空軍援護の下に國境を突破し各方面から猛進撃を開始すると共に、白蘭兩國の後方陣地に落下傘部隊を降下せしめて後方攪亂を計り、さらに海陸軍協力の下にオランダ西海岸に敵前上陸を敢行し、陸海空の三方面より一齊に激烈なる攻撃を加へたが、なほこれと同時に、ドイツ空軍はメツシナ、ナンシー、ランス、ロミリー、デイジョン、リオン等のフランス空軍基地に對して大爆撃を加へた。

これより先きドイツ政府は、オランダ、ベルギー及びルクセンブルグ三國政府に對して、九日附同文の覺書を以てドイツ軍進駐の理由を通告したが、さらに十日この覺書を發表してドイツ政府の立場を説明したが、覺書の要旨は左の如くである。

「地中海における英佛の軍事行動開始のゼスチユアは白蘭兩國を通過、獨領ルール地方に侵入して西方からドイツを攻撃せんとする眞の目的を蔽はんとしたものである。ドイツは白蘭兩國が嚴正中立を保持する限り兩國の領土保全を認め且之を尊重して來た。併しながら白蘭兩國は右状態を完遂せず一方的にドイツとの交戰國を利

しその意圖を支持して來た。兩國の中立放棄の例は枚擧に違ない、かゝる事態よりしてドイツ政府は白蘭兩國は問題の英佛の侵入を黙認するは勿論、あらゆる點からこれを支持するであらうとの結論に到達した。英佛のかゝる攻撃を何等の行動をも起さずに坐して待ち戦火を白蘭を通じてドイツ領内に波及せしめることは我等の執らざる所である。かゝる理由からドイツ政府はその軍隊に對しその全力を擧げて白蘭兩國の中立を擁護すべく命じた。併しドイツ軍は白蘭兩國の敵としてその領土に侵入するものではない、又ドイツ政府は右兩國の主權は勿論、歐洲並に歐洲外における兩國の權益に對し現在もまた將來も之を侵犯せんとするが如き意圖は絶對に有してゐないことを宣言する。ドイツ政府は兩國政府がドイツ軍に抵抗せざるやう措置を講ずることを要請する、若し抵抗する場合にはドイツ軍は凡ゆる手段を以て之を粉碎するであらう。』

なほ、ドイツ軍の進撃開始と同時に、ヒトラー總統は、西部戦線の將兵に對して左の如き布告を發した。

『西部戦線將兵諸君！ 獨逸國民の將來を決すべき時は來た。三百年以來ヨーロッパの眞の平和を悉く破壊し、特にドイツを弱小國の地位に置かんとする事が、英佛兩國支配階級の目的であつた。かゝる目的の爲に佛國は三世紀間に卅一回ドイツに對し宣戰布告した。英國數十年來の政策も亦あらゆる手を盡してドイツの統一を妨害し八千萬ドイツ人の生命線確保に必要な一切の物資を拒絶する事であつた。英佛は此政策を何等の遠慮もなく各時代のドイツ政府に對して實行を試み來つた。ドイツ民族を壓迫する事は常に彼等の目的であつた。此目的を今日英佛の責任者達は明かに告白するに至つた。彼等はドイツを粉碎し小國に分裂せしめ、以てドイツ

國の政治的權力を喪失せしめ、ドイツ國民の生命線確保の可能性を妨害せんとしてゐる。かゝる理由から聯合國は余の凡ゆる和平への努力を拒否し、昨年九月三日我々に對して宣戰するに至つた。ドイツ國民は英國國民並に佛國民に對しては何等の憎惡乃至何等の敵愾心を抱いてゐるものではない。しかし乍らドイツ國民は今や生きんと欲するかそれとも亡びんと欲するかの問題に直面するに至つた。然しわが勇敢な軍隊は英佛に唆かされた波蘭の大軍を僅か數週間にして完全に潰滅し東歐の危険を免除した。かくて英佛はドイツを北方から攻撃せんと決心したが四月九日以來此企圖も亦撃碎されてしまつた。然るに今や遂に數ヶ月以來我々の警戒しつゝあつた恐るべき危険が襲つて來た。英佛は南東歐に注意を集中させつゝ突如和蘭及び白耳義を通過してルール地方に進撃せんと試みた。西部戦線勇士諸君。諸君に課せられた時は來た。未來一千年に亘つてドイツ國民の運命を決すべき戦は今日開始されたのである。諸君は最善の義務を盡さん事を！ ドイツ國民統後の赤誠は諸君と共に在り。』

また、十日の獨軍進撃に關する戦況について、ドイツ軍司令部が發表せるところを綜合すれば、左の如くである。

『獨軍はベルギー、オランダ兩國に入り着々その戦果を收めつゝある。ルクセンブルグ、白、蘭三國境では多少の抵抗を受けたがわが軍はよくこれを撃破して隨所にその反撃を制壓した。主なる戦況は左の通り。

一、オランダ進駐の獨軍はまづ獨蘭國境を越へてリンブルグ州に入りてマーストリヒトを占據して白蘭國境のアルベール運河上の諸橋梁を占領した。

一、一隊はライン河沿岸よりオランダに進駐、アルンヘム東方でイーゼル河を越へ中部オランダに進入した。

一、獨白國境方面ではわが軍はルクセンブルグ國を経てベルギー領に入り舊獨都市マルメデイ目指して猛進忽ちこれを占領した。

一、あらゆる機種にわたる獨空軍部隊は十日拂曉西部に向け出發白蘭兩國の飛行場に多數の部隊を輸送した。各飛行場及びその附近は短時間内に獨軍の手中に歸した。獨爆撃機は東部及び中部フランスの各飛行場を急襲し飛行機及び飛行場を爆撃し大火災を起さしめた。殊にサンオメル、グイットリール・フランソワ、メッツの三飛行場（いづれも東北フランス）には甚大な損害を與へた。ベルギー政府がその領土内に英佛軍を導入しオランダ政府が獨蘭兩國間に交戦状態が発生したと聲明したので獨空軍はその目標を擴大し白蘭兩國の軍事施設にも攻撃を加へるに至つた。かくてアントワープ及びブラツセルの飛行場に爆撃を加へ多大の効果を收めた。』

一方、ドイツ軍の進撃を受けた三國のうちルクセンブルグは無抵抗を以てドイツ軍の進駐を許したが、オランダ及びベルギー兩國政府は、何れも十日早曉ドイツとの戦争状態發生を宣言すると共に、英佛兩國の救援及び米國の支持を要請し、オランダのクレフェンス外相、ウエルタター植民相は英國政府との聯絡に當るため、即時ロンドンに飛行した。また、ベルギーに於てはドイツ軍の進入と同時に總動員令が發布され、議會に於ては一五四對一票の壓倒的多數を以てピエロ内閣が信任された。また、ドイツ空軍の首都ブラツセル爆撃に對して、ブラツセルが非武装都市である旨をドイツ政府に傳達すべく米國政府に依頼したと傳へられて居る。なほ、十一日、皇帝レオポール三世は、

『ベルギーはドイツ軍の侵略に對し、一九一四年第一次歐洲大戰におけると同様飽まで抗戦せんとするものである。現在のわが國は一九一四年當時に比して遙かに優れた軍備を有してゐる。加ふるに英佛はベルギーを武力援助しその先發派遣軍はベルギー救援の途上にある。』

との布告を發し、斷乎抗戰の決意を披瀝した。

さらに、蘭白兩國政府の救援要請を受けた英國政府は、直ちに兩國に對して極力援助を與へ斷乎ドイツ軍の進撃を防衛する決意を有する旨を回答すると共に、十日午後情報省は、

『英佛兩國政府はドイツ軍のベルギー及びオランダ兩國侵入を豫期して之に對處すべく凡ゆる可能な措置を事前に講じて居た。今やこれ等の措置は最も迅速に實行されつゝある。ベルギー及びオランダ兩國は嚴正中立政策の遵奉に努め、兩國防衛確保のため英佛兩國との協同軍事措置をも拒否したにも拘らず、ドイツはまたしても先んじて行動を起し軍事的優位を贏ち得たのである。』

と發表し、また、外務省はドイツ空軍の非戰鬥員爆撃に對して、

『英佛兩國、或は英佛がその援助を與へつゝある國家の何れたるを問はず、ドイツ空軍が非戰鬥員に對して空爆を行つた際には英國政府は之に對し適當と考へられる凡ゆる行動を採る權利を留保するであらう。』との警告を發した。

### 第三節 蘭軍忽ち降服



五月十日、オランダ、ベルギー及びルクセンブルグ三國に進入を開始したドイツ軍は、各方面に於て電撃的進撃を續け、ルクセンブルグを僅か一日にして攻略し、オランダの大部分を三日にして蒞卷、十四日には早くもロッテルダム及びユトレヒト兩市陥れるや、こゝに大勢は決し、同日午後には、オランダ軍總司令官は全軍に停戦を命じて降服したのであるが、これにつき同日夜ドイツ軍司令部は、『ロッテルダムの陥落によりヘーグに對する脅威が刻々に迫りつゝあるのに鑑みウイッケルマン蘭軍總司令官は全軍に對し無益の抵抗を放棄し即時戰鬪行爲を中止するやう命令を發した。但し西南端のゼーランド地方のみでは目下戰鬪繼續中である。』

と發表したが、翌十五日、ドイツ軍總司令官とオランダ陸海軍總司令官との間に、オランダ軍投降取極めが調印され、オランダ本國全領土はドイツの支配に歸し、ドイツ政府は十九日、オランダ占領地域の民政を管掌するためにザイス・インクアルトを民政長官に任命する旨を發表した。

なほ、これより先、オランダのウイヘルミナ女王及び政府は十三日、早くもロンドンに逃避し、またルクセンブルグのシャルロット大女公も同じくロンドンに亡命した。よつて十四日全オランダ軍の降服に關して、ロンドンに亡命せるオランダ政府より左の如く事情を發表すると共に、獨蘭兩國は依然戰爭状態に置かれるものであることを聲明した。

『オランダ軍總司令官はオランダ軍に對し停戦命令を發した。但しゼーランド地方のみは依然戰鬪を繼續する旨同時に發令した。ゼーランドを除く停戦は十四日夕刻決定されたものである。右決定を見るに至つたのは敵大軍がムールダイク橋の横斷並びに前以て猛砲撃を加へたるロッテルダムの奪取に成功したるがためオランダの心臟部が敵に直接曝され洪水戦線背後の我軍主力が後方よりする急激なる敵襲に脅かされるに至つたが爲である。かゝる事情の下にオランダの完全なる破壊を避けんがため總司令官はこれ以上の抵抗の無益にして且つ放棄せらるべしとの意見に到達した。尤も右は蘭、獨兩國間に戰爭状態存在すとのオランダ政府の決定に對し何等の變更を加へるものでない。』

#### 第四節 白皇帝の投降

一方、ベルギー於ては、ドイツ軍は十三日リエージュ要塞を陥れ、救援の英佛聯合軍を南方に壓迫しつゝあつたが、十五日にはルーヴァンとワーヴルを繋ぐデイル陣地の線に達し、セダン附近に於てミューズ河を渡過し、マチノ線の西北延長線を突破したと發表されたが、なほも敗走する聯合軍を急追して猛進撃を續け、十七日にはナミュールを占領し、アルベル運河を突破し、またルーヴァンを占領し、遂に首都ブラッセルに突入し、翌十八日にはアントワープが陥落するに至り、ベルギーの大勢は定まつたのである。

斯くの如き聯合軍の慘澹たる敗戦に對して英佛兩國政府は手の施しやうなく、まさに呆然たる有様

であり、フランス軍總司令官ガムラン將軍は十七日、全軍の將兵に對して、

『祖國フランスと我聯合國並世界の運命は現在進行しつゝある、我々の側に於て戦はれつゝある戦闘に總てがかつてゐる。英空軍も我軍と同様全力を擧げて奮闘してゐる。我部隊にして進撃し得ないならば突破し來る敵軍に對し陣地を捨てるより寧ろその場に戦死せよ！ フランス史上重大危機に當つて常にさうであつた如く今日のモットーは我々は勝たねばならぬ。然らずんば死あるのみ。』

といふ悲壯な布告を發したが、マヂノ線を突破して潮の如く殺到せるドイツ軍は、二十日にはランを占領し、二十一日にはアラス、アミアン、アプヴィル等を占領し遂に英佛海峡に達し、こゝにベルギー及びフランスのアルトア地方に於ける英佛白聯合軍に對する包圍圈が完成され、聯合軍は殲滅の運命に陥り、英佛は重大危機に直面するに至つたのである。

こゝに於て聯合軍の情勢に絶望を感じたベルギー國王レオポール三世は、全軍を率いて五月二十八日、遂にドイツ軍に無條件降服を爲すに至つたのであるが、これに關してドイツ軍司令部は二十八日午前十一時半、

『ベルギー國王レオポール三世はドイツ軍武器の壓倒的優勢の前に無益の抵抗を繼續する事を中止し休戦を懇請するに決定した。かくてレオポール三世は無條件降伏に關するドイツの要求に従つたのである。ベルギー軍は二十八日を以て武器を捨てその存在を停止した。』

と發表したが、さらに午後一時半重ねて、

『新なる流血の慘を防ぎその國土を無益なる破壊より救はんがためベルギー國王レオポール三世は閣僚大多數の意思に反しその武器を棄てる事に決意された。今日の慘禍を齎した當の責任者たるベルギー政府は依然としてその使用主英佛兩國の命を奉ぜんとしてゐるかの如くである。ヒトラー總統はベルギー國王並に國王の軍隊に對して勇敢なる戰士が當然受くべき待遇を與へるやう命令を發した。ベルギー國王は御自身の關する限り何等の希望も表明されなかつたがドイツは國王永住の場所が決定する迄國王にベルギーの某城を提供する事となつた。今回降伏したベルギー軍の總兵力は約五十萬である。獨軍は更に兵力を増強して主犯者の殲滅に邁進するであらう。』

と發表した。

なほ、レオポール三世が降服を決意するに至つた事情について、同じく二十八日、ドイツ側は非公式に左の如くに發表した。

『聯合軍新任の總指揮官ウエーガン將軍は去る二十日飛行機でレオポール皇帝をその總監本部に訪れた。勿論ベルギー軍を激勵し新しい作戦を打合せるためであつたが丁度この日ドイツ軍先鋒の装甲部隊はサンカンタンよリアミアンを経てフランス西海岸のアプヴィル迄達し聯合軍にとつて戦局は既に悲觀すべき状態にあつた。然しベルギー軍は未だ一縷の希望を以て絶望するの要なしとの見解が有力な時であつた。皇帝とウエーガン將軍との會見は必ずしも友好的な雰囲気には終始しなかつたが、皇帝はウエーガン將軍に依つて齎された新しき英佛兩國の援助協力を信じて尙共に戦ふべきことを誓はされたのであつた。即ちフランス軍は當時尙フランス領

に突入せるドイツ軍の占領の地の狹隘なる時に新編成の強力な部隊を以て南方より獨軍の側面を衝き之を切斷して包圍された聯合軍との連絡を斷るべきことを確約し又英海軍は大艦隊をベルギー海岸に出動させベルギー軍の抵抗を援助することを固く約束したのである。然しこの英佛の約束は履行されなかつた所か戦局は寧ろ日増しに聯合軍に不利に傾き殊にベルギー戦線に派遣されたイギリス軍が海峽の諸港より乗船して英本國に引揚げるに及んでレオポール皇帝の胸中にはこれ以上のドイツ軍への抵抗が徒らなる犠牲を意味するに過ぎず、ドイツ軍と單獨に停戦協定を取極める外に途なしとする決意が次第に判然とした形を取りつゝあつた。それは二十六日の日曜日のことであつた。ウエーガン將軍は再びレオポール皇帝をその野戦統監本部に飛行機で訪れ極力抗戦を繼續すべきことを懇願した。だがこの時皇帝とウエーガン將軍との間に猛烈な激論が交され皇帝は英佛兩國より欺瞞されたことを激越な語調で指摘し救済の誓約は空文に過ぎざりしことを攻撃非難した。更に皇帝は同日「自分は目下主權者として單獨で交戦相手國と停戦協定調印の資格權利を保有する」とウエーガン將軍に嚴然として明言した。ウエーガン將軍の使命が失敗に歸した二十六日の夜及び翌二十七日の再度にわたつてレイノー佛首相は電話を以て皇帝の單獨講話の決意を譏意させんと試みた。二十七日佛軍ソンム河下流において少數部隊を以て南方よりドイツ軍に攻撃を加へ來つたゼスチュアは即ちベルギー皇帝を譏意させるため一つの材料に過ぎなかつた。然し今は形勢挽回の一縷の希望だになきドイツ軍の重圍の中に在つて且つ英佛兩國政府及び軍部より受けた深刻なる違約の打撃を受けてレオポール皇帝は遂に單獨講和の決意に最後の斷を下し獨軍への停戦を申出でられたのであつた。即ち二十七日夜十一時皇帝は軍使を獨軍の前線部隊に送り軍使數名は白旗を掲げて獨軍基地に至り當該獨軍司令官の前に案内された軍使は皇帝の意思として停戦協定を締結

すべきことを提案した。獨軍はこの提案を拒絶し即時無條件降伏を要求した。軍使は再び同じ道を獨軍將校に案内され皇帝の統監本部へ引返したが數時間後に再び獨軍司令部に現れ無條件降伏の用意ある旨を返答、こゝに五月二十八日午前四時より兩軍の間に調印された停戦協定は效力を發動することになつた譯である。午前四時を以てベルギー全軍は全線に亘つて自ら武装を解除し始めた。ベルギー軍四十萬乃至五十萬の所在地域は包圍陣東部地帯及び北部地域である。尙レオポール皇帝は獨軍に依つてその居城として指示された有名なるベルギー領内の一居城に向つて既に出發された。』

ベルギー皇帝の降服に對して、パリに逃避せるベルギー政府は、同じく二十八日、レオポール三世の王權を剝脱、ピエルロ内閣がベルギー國民に代つて統治を行ふ旨を發表したが、さらにピエルロ首相はラジオを通じて、

『われはベルギー國王の降服命令を否認する。ベルギー國民は飽くまで抗戦を繼續するものである。國王の決定は政府の勸告に抗して行はれたものであり、それはベルギー國民を拘束するものでない、レオポール三世は國王の資格なきものと認め、従つて今後ベルギーの官吏は國王への忠誠の誓約から解放される。われはパリにおいて會議を開き全會一致もつて抗戦繼續を決議した。ベルギー政府は英佛内においてベルギー軍を再組織し、總てのベルギー避難民をフランス政府の提示によつてフランスの國防に従事せしめるであらう。』と聲明した。

さらに、レイノー佛首相は二十八日ラジオを通じて左の如く、レオポール三世の降服に對して非難

の聲明を發表した。

『余は今佛國々民に一大事を告げねばならぬ。フランスは最早ベルギー軍隊に依存することが不可能となつたのである。今朝午前四時以後北方戦線の英佛軍は兩軍の力のみで獨軍に抗戦して行かなければならなくなつた。蓋し白國皇帝レオポール三世が今朝午前四時全白軍に降伏命令を發したからである。五月十四日獨軍は我が聯合軍の間隙に突入り我軍を二分してしまつたが、北方戦線に残された英、佛、白三國軍より成る聯合軍は全部フランシヤール佛將軍の指揮下にあり、英佛軍はダンケルク方面に向ひ、白軍は北方防備の地位に就いたのであつた。所がこの白軍が英佛指揮官に何等の豫告もなく突如無條件に降伏したのである。即ち彼我兩軍戦闘の眞最中白國皇帝レオポール三世はフランシヤール司令官に何等の相談もなく而もベルギー内閣閣僚の猛烈なる反対を押し切つて白全軍に無條件降伏を命じたのである。ベルギーは僅かに十八日前英佛に來援を求めて來たにも拘らず今レオポール三世は英佛兩軍の立場を無視し白救援の要請に應へて即座に立ち上つた英佛軍に何等の通告もなく對獨抗戦を抛棄したのである。正に史上未だ曾てなき奇怪事である。この白軍の降伏により聯合軍の重要な物資補給基地たるドーヴァ海峡の要衝ダンケルクは獨軍の蹂躪に委せられることになつた。情勢はフランス國民にとつて極めて重大である。然しながら最後の勝利を信ずる我々の信念は之によつて些かの變化もない、我々は副首相ベタン元帥の衷心よりの協力の下にウエーガン總司令官によつて決定された新戦線即ちソナム、エーヌ兩河の戦線に據つて對獨抗戦を繼續する決意を有する。』

また、チャーチル英首相も二十八日の下院に於ける戦況報告の中に於て、左の於く抗議的言明を行

つた。

『ベルギー國王レオポール三世は二十七日獨軍司令官に特使を派遣し獨軍の攻撃停止を要請した。英佛兩國政府は此報に接して直ちに白軍と共同作戦を取りつゝあつた英佛兩軍司令官に對し白軍との協力を止め更に今後とも彼等の遂行しつゝある戦闘を繼續するやう命令を發した。予は現在レオポール三世が白軍總司令官として執られた行動につき何等かの批判を加へんとするものではない、併し白軍の降伏によりフランドルの平原にある英國遠征軍は益々重大なる危険に直面するに至つた。即ち英佛軍は北東南の三方及び空中からの敵軍の攻撃に曝された譯で、英佛軍の置かれた地位は極めて重大といふべきである。併しながら幸ひにその士氣は旺盛である。ベルギー政府閣僚はレオポール三世の決定にも拘らず對獨抗戦繼續の態度を決定した。』

なほ、ドイツ政府は左の如き五月十八日附總統令を以て、曩にヴェルサイユ條約によつてドイツより割讓、ベルギーに編入されたオイペン、マルメデイ及びモレネの三地方が再びドイツ領に復歸した旨を發表した。

『ヴェルサイユ條約によつてドイツより引離されベルギー領に編入された地方は、内面的に常にドイツ本國と繋りを有してゐた故に、同地方は一時的に我軍によつて占領された敵の領土と看做され且つ取扱はれるべきものではない、依つて次の如く規定する。

第一條 ヴェルサイユ條約に依つてドイツ領より引離された地方オイペン、マルメデイ、モレネ地方はドイツ領土に復歸す。

第二條 上記地方はライン州のアーヘン行政地區に屬す。

第三條 施行細目は總統これを規定す。』

また、二十日、オランダ及びベルギー兩國占領地域の軍政を管掌するためヘルケンハウゼン大將が軍政長官に任命された。

### 第五節 英内閣更迭と佛内閣改造

五月十日、ドイツ軍のオランダ、ベルギー及びルクセンブルグ進撃が報ぜらるゝや、豫ねてノルウエー援助の失敗によつて崩壊に瀕して居たチェンバレン内閣は、この相次ぐ重大時局擔任の重責に堪へずとして、直ちに總辭職を行つた。よつて對獨強硬論者として有名なチャーチル海相が後繼内閣を組織することとなり、十一日より七日間に亘る組閣工作の結果、労働黨首のアトリリーを初め、グリーンウッド及びアレキサンダーの二領袖、自由黨のシンクレア等を起用することに成功し、十六日を以て組閣を完了、保守黨二九、労働黨一一、國民自由黨四、自由黨三、國民労働黨一、無所屬七で、實に總數五十五名を數へる大舉國一致内閣を作り上げたが、前首相チェンバレンは樞相として居残つた他、留任者も多數あるが、ホーア空相、スタンレー陸相、ゼットランド印度事務相、スタナップ樞相等が引退したことは注目されて居る。新内閣の顔觸れは左の如くである。

△戰時内閣閣僚 ▲首相兼國防相チャーチル(前海相)▲樞相チェンバレン(前首相)▲國璽尙書アトリリー(労働黨首)▲外相ハリファックス卿(留任)▲無任所相グリーンウッド(労働黨領袖)

△軍部三相 ▲海相アレキサンダー(労働黨)▲陸相イーデン(前自治領相)▲空相アーチボルト・シンクレイア(自由黨首)

△閣外相 ▲大法官サイモン▲植民相ロイド卿▲藏相ウッド子▲内相兼治安相アンダーソン▲商相ダンカン▲軍需相モリソン▲情報相クーパー▲印度事務相アメリー▲保健相マクドナルド▲労働相兼樞密顧問官ベヴィン▲食糧相ウルトン卿▲自治領相カルデコト子▲スコットランド事務相ブラウン▲石油相ロイド卿▲飛行機製作相ビーヴァー▲ブルック卿▲文相ラムスポーサム▲經濟戦争相ダルトン▲海運相クロス▲農相ハドソン▲運輸相リリス▲ランカスター公領相ハンケイ卿▲檢事總長ソマーヴェル▲次席檢事ジョーウィット▲主計總監克蘭ボン子▲外務次官ベトラー▲自治領省次官シエクスピア▲植民省次官ホール▲貿易局長官ジョーンストーン▲恩給相レイ▲郵政長官モリソン▲スコットランド事務次官クーパー▲大藏次官クルックシヤンク大尉▲海軍次官ハドソン

△政務次官級 ▲文部次官イーデ▲軍需次官マクミラン▲農務次官ウィリアムス▲食糧省次官ブリスビー▲飛行機製作省次官ルレウエリン▲内務次官メイベン▲空軍省次官バルフォア▲商務次官チョーチ▲海運次官ソルター▲保健次官ホスパー女史▲鑛務相グレンフェル▲スコットランド檢事正リード▲内務次官ピーター大尉▲労働次官アシエトン

また、五月十四日のオランダ軍降服に續いて、ベルギーに於ける戦局が重大化するや、この事態に

對處するため、フランスのレイノー首相は、十八日内閣の改造を行ひ、スペイン大使としてマドリッドにある前回の世界大戰に於ける勇將としてフランス國民の信望厚いペタン元帥を無任所相に起用して副總理に据へ、同じく前回の大戰當時クレマンソー首相の片腕として活躍したマンデル現植民相を内相に、ダラデイエ國防相を外相に、ルイ・ロラン貿易相を植民相に轉じ、貿易相には共和黨下院議員のレオン・バレチを新たに内閣せしめ、レイノー首相は外相の兼攝を解くと共に國防相を兼任する等相當廣汎な異動を行ひ、強力なる舉國一致内閣を組織せんと試みた。

なほ、レイノー首相は内閣改造を行ふと同時に翌十九日には、フランス軍總司令官の更迭を斷行しガムラン將軍を罷免、近東軍司令官のウエーガン將軍を國軍總監兼フランス軍總司令官に任命すると共に二十五日、ベルギー作戰失敗の責任者たる、軍團長、師團長、その他各部隊長合計十五名に達する將軍を嚴罰に處し、その指揮權を剝奪する旨を發表し、西部戦線に於ける頽勢を立て直さんと企圖したのであつた。

然るに、ドイツ軍の進撃は愈々壓倒的に優勢であり、フランドル及びアルトア地區に於ける英佛聯合軍に對する包圍圈を次第に縮少し、二十六日には、英佛海峡の要衝たるカレーを占領し、さらに翌二十七日には聯合軍はヴァランシエンヌ地區よりも撤退の已むなきに至り、包圍圈内の聯合軍は全く脱出絶望と見られ、ドイツ軍の英本土進攻の脅威が俄然昂まるや、こゝに於て英國政府も、二十三日に

は緊急國防全權法を發動せしめて戰時體制を強化すると共に、二十六日、突如陸軍最高首腦部の更迭を發表し、カーク大將の本國軍總司令官を免じ、その後任には參謀總長のアイアンサイド大將を起用し、なほ、參謀總長の後任には參謀次長のヂイル大將を昇格せしめる等、極めて重大な異動を行つたのであつた。

而も、五月二十八日、遂にベルギー皇帝の投降となり、聯合軍は全面的崩壊し、ドイツ軍はパリに向つて進撃しつゝあり、フランスの危機愈々切迫するに至るや、レイノー内閣は六月五日總辭職を行つたが、ルブラン大統領はレイノーに再度の組閣を命じ、即夜、レイノー第二次改造内閣が成立した。新内閣はレイノー首相が外相並に國防を兼任し、ボードアン及びド・ゴール將軍を夫々次官として補佐せしめることとした點及び、國防相のダラデイエが閣外に去つたことが注目された。改造に關するレイノー首相の聲明並に閣僚の主なる顔觸れは左の如くである。

『六月五日佛内閣は閣僚の改造を行ひ、首相は國防相及び外相を兼任し以て戰爭運営の萬全を期することとなつた。而してレイノー首相は外相の任務遂行に關してはポール・ボードアン氏が之を補佐し又國防相としてはド・ゴール將軍の補佐を受けることとなつた。大藏省總務局長ブーテリエ氏は藏相に任命された。ジョルジュ・ベルノー氏は佛家族相に任命され、従來の保健相の任務を遂行することとなつた。又情報相にはジャン・ブルグオ氏が新任された。前情報相フロツサル氏は土木相にイヴオン・デルボス氏は教育相に任命された。』

▲首相兼外相兼國防相レイノー ▲佛家族相(新設)ベルノー(共產黨上院議員) ▲情報相アルヴェオ(パリ・ソワール及びパリ・ミヂ社長) ▲土木相フロツサール(前情報相) ▲教育相デルボス(急進社會黨元外相) ▲藏相ブーテ・イリエ(大藏省總務局長) ▲大藏次官ボードアン ▲國防次官ド・ゴール將軍

### 第六節 英佛聯合軍壊滅

ドイツ軍の電撃作戰により、僅か五日にしてオランダは攻略され、難攻不落を誇つたマチノ線も脆くも突破され、忽ちにしてベルギーは席卷され、英佛白の聯合軍は全面的に崩壊してフランドルに包圍され、英佛は空前の重大な危機に直面するに至つたのであるが、この間の戦況について、フランスのレイノー首相は五月二十一日、上院に於て左の如く報告して居る。

『獨軍が蘭、白、ル三国を攻略するや佛軍の左翼部隊はセダンよりドーヴァ海峡に至るマチノ延長線より進撃しセダンを樞軸としてセダンよりアントワープに至る線までベルギーへ進撃した。然るに獨軍はムーズ河の背後に布陣した佛軍の冠頭部に對して猛攻を開始した。ムーズ河は獨軍の突破し得ざる障碍と我軍では考へてゐたがこれは過誤であつた。佛軍はかくムーズ河を突破し得ざる障碍と誤認したるがため同地域に配備されたる師團數も少く、この少數の師團が廣大な地域に亘つて手薄に配置されたのである。加之、この地方へ配置された師團は訓練不充分的軍隊であつた。最精銳の我が部隊はベルギー戦線へ配置されたのである。ムーズ河は守るに難い一敵側面への機銃掃射も利かず、攻撃する方に取つては入り易い地勢となつてゐる。それに獨軍がこの

地區の攻撃に當つた當時、此の地域の守備に就くべき我軍の半分以上は未だ到着してゐなかつた。而して我軍が過失に基いてムーズ河の鐵橋を破壊しなかつたことは獨軍のムーズ河横斷を一層容易ならしめる結果となつた。この過失をおかした責任者はこれを處罰する筈である。かくて我軍の蝶番とも云ふべき部分は破壊し去られたのである。余は十九日國防相の地位を兼攝するや直ちにベタン、ウエーガン兩將軍と協議した。その時既に獨軍は幅六十マイルに亘りマチノ線を突破して南方に突出部を擴大しつゝあつた。獨軍は更に西進して佛白國境に沿ふ我が全要塞線を背後に取殘しベルギーにおける聯合軍を脅威しつゝあつたのである。これ等の在ベルギー聯合軍に對しては去る十五日夕刻までは退却命令は發せられなかつた。獨裝甲機械化部隊は十九日更にフレスノワよりカンブレの線に進出し本二十一日午前八時司令部よりの報告によるとアラス及アミアンも敵の手中に落ちたとのことである。佛軍の士氣旺盛なることについては勿論疑問の餘地がない、然し敗因の眞相は我々の戦争遂行に關する舊式の觀念が新式の觀念に遭遇して時代遅れとなつて來てゐる事である。この新式の觀念の基礎を爲すものは空軍と協力する機甲師團の大量的使用だけでなく落下傘戰術に依る後方擾亂策を擧げねばならぬ。この新戰術は白、蘭兩國において試みられたばかりでなくフランスにおいても偽電話の使用その他で後方擾亂の活動を爲してゐる。我々はこの新型戰術の正體を把握し即刻適切なる處置を決定せねばならぬ。然しこんな經驗は今回が初めてではない、さきの大戦當時もその初期において重砲火器に不足し、それに毒ガスと云ふドイツの新戰術に見舞はれた。然し我軍は有効適切なる對抗方法に依り結局最後の勝利を獲得するに至つた。今日の場合もこれと變らない、要は兵士各員が十分その任務の重大性を認識し、毎日十二時間労働に就いてゐる労働者が全能力を發揮し且つ銃後國民全體が時局の重大性を諒解することである。フランスは

敗戦主義や懈怠を許さない、英佛兩國民緊密に協力すれば敗戦の憂き目を見るが如きことはない、若し奇蹟のみがフランスを救済し得るものといふものありとせば余は敢て斷言せん、余は奇蹟を信ずるものである。何となれば余はフランスを信ずるからである。』

斯くて五月二十八日、ベルギー皇帝が數十萬のベルギー軍を率いて降服するに及んで愈々ドイツの包圍作戦は有利となり、數十萬の英佛軍は佛白國境のダンケルクとオステンドの間の約五十軒の海岸線を底邊としリールを頂點とする狭い三角地帯に追ひ詰められ、こゝに世界戦史未曾有の大殲滅戦が展開されたのである。包圍圈内の英佛聯合軍は、イーブル北方に於てドイツ軍の猛進撃を阻止しつゝ、主力を南方のダンケルク方面に集結し、英佛海空軍掩護の下に英本土に遁走を企てたのであつたが、ドイツ軍は空陸より猛烈な攻撃を加へて聯合軍の脱出を阻止すると共に、益々包圍圈を壓縮し、五月二十九日にはオステンドを占領するや、聯合軍は殆んど戦意を失ひ只管脱出に汲々として收拾すべからざる混亂に陥つた。

こゝに於てドイツ軍は愈々勢を加へ、カツセル、ポペリンゲンの線に於てフランス軍の主力を捕捉殲滅し、佛第一軍團長ブリュー將軍以下の全幕僚を俘虜とするの大戦果を挙げ、聯合軍の全戦線は全く寸斷され、英佛軍の一部は友軍たる佛白軍を見捨て、死力を盡してダンケルク脱出に努め、辛うじてその一部は脱出に成功したが、殘軍は到るところに於て殲滅せられ或は捕虜となり、五月三十一日にはフランドル、アルトア戦線は聯合軍の大敗を以て略々終りを告げ、六月四日には慘烈なる激戦の後、聯合軍最後の據點たるダンケルクも遂にドイツ軍の占領するところとなり、こゝに人類有史以來最大と稱せらるゝこの大殲滅戦は、ドイツ軍の世界戦史に比類なき大勝を記録して終局を見るに至つた。

六月四日午後十一時半ドイツ軍司令部は特別發表を以てフランドル及びアルトア戦線の終止を全世界に報告したが、同時にこの大殲滅戦に於ける綜合戦果を左の如く發表した。

『聯合軍の捕虜合計百二十萬、ほかに多くの戦死者、負傷者、溺死者を出した。飛行機の墜撃数は一、八四一（その内空中戦で一、四四二、高射砲により六九九）その他地上で破壊されたもの一、六〇〇乃至一、七〇〇、海軍の撃沈したる敵の巡洋艦五、驅逐艦七、潜水艦三、その他九、商船運送船六十六、損傷を受けた巡洋艦十、驅逐艦二十四、水雷艇三、其他二十二、運送船商船百十七。ドイツ軍の死者一〇、二五二、行方不明八、四〇三、負傷四二、五二三、飛行機の損害四三二、艦船の損害なし。』

また、チャーチル英首相は同じく四日、下院に於て聯合軍の敗戦について次の如く報告した。

『獨軍がセダンの堅壘を突破して後は英佛聯合軍としては唯大急ぎで撤退する以外部隊を救ふ途はなかつた。英佛兩軍必死の防戦にも拘らず、獨軍突撃部隊は大鎌で刈取る如く我軍の周邊とその後方を攻略し、佛軍主力部隊との一切の連絡を斷ち切つてしまつた。更に獨軍の猛進撃によりこれ等部隊に對する食糧彈藥補給の途は絶えダンケルク海岸に至る道さへ殆ど打切られるに至つた。カレー守備の英軍に對しては獨軍から降服の期間を



與へられたが英軍は決然之を死守、死の闘争を續けること四日に及び遂にこれを失つたがこの時海軍部隊で救出された者の中僅かに三十名の無傷であつた。獨軍は機械化部隊八九師團をこの方面に進撃せしめ各師團とも四百臺の裝甲車戰車を驅使して聯合軍の連絡線を切斷した。海軍部隊によつてフランドルから脱出生還した英佛軍は總數三十三萬五千に上りフランドルの野に護國の鬼と化し又は行方不明となつた英軍兵士の數は三萬前後である。ベルギー皇帝レオポルド三世はその關係の忠告にも拘らず何等英佛兩國に豫告することなくして獨軍に降服し、聯合軍の側面に敵軍を暴露せしめた。現在獨軍の手に落ちた英佛海峽の海港は英國に對し何時でも獨軍が英佛何れかに攻撃を加へ得べきことを警告してゐる。だが我々はこの戰爭を勝利にまで導かねばならぬ。假令幾年かゝつても若し必要とあらば英國一國だけでも戰爭は完遂せねばならぬ。』

なほ、この大戦捷に對し、ヒトラー總統は、次の如き『全ドイツ國民に告ぐるの辭』を發表し、今次の戰勝を報告すると共に新たなる作戰の開始を示唆し、さらに『全將兵に告ぐるの書』を發して全軍將兵の覺悟を促した。

『(全ドイツ國民に告ぐるの辭) ドイツ國民諸君よ、史上未曾有の大戦はわが將士により今や歴史的勝利の裡に完結をみた。過去數週間に百二十餘萬の敵兵はわが手中に陥り、白蘭兩國はわが軍門に降つた。英遠征軍の大部分は殲滅され殘餘の敵兵は捕虜となり或は大陸より驅逐さるるに至つた。佛三軍團は潰滅しルール地帯に對する敵軍侵入の危険は完全に拂拭された。諸君の兵士は比類なき勞苦のためにその生命と健康を賭した。従つて余は今日よりドイツ全土に亘りこれら兵士のために八日間弔旗を掲げることを命ずる、余はまた今後三日

間全國の教會に對し弔鐘を鳴らすことを命ずる。』

『(全將兵に告ぐるの書) 西部戦線の全將兵諸君、ダンケルクは遂に陥落した。われは脱出に失敗した四萬の英佛軍を捕虜とし多量の武器を鹵獲した。かくて近世最大の戦闘は完了した。わが部隊は陸と海と空においてドイツ國民と大ドイツ帝國に對する協力の實を發揮した。諸君の多數の戦友はその忠誠を死を以て證明し他ものは傷を蒙つた。わが國民は彼等と諸士の上に最大の感謝を捧げてゐる。しかるに英佛兩國の全權支配者達は新世界の開花を阻止するため戦争を繼續せんとしてゐる。今日をもつて西部戦線は新たな活動を開始する。かくて未だ戦線に立たない多數の新鋭部隊が諸君の隊伍に加はり敵を攻撃することになった。かくて戦争は反民族的希望實現の最善の手段と信じてゐる英佛支配者が完全に剿滅されるまで繼續されるであらう。』

## 第五章 イタリーの参戦

### 第一節 伊英關係の悪化

四月二十六日、ハリファックス英外相とバスチアニ駐英伊大使との間に再開された英伊戦時通商協定交渉によつて、好轉を示した英伊關係は、ドイツの北歐進撃に伴ひ、再び悪化し、四月三十日、英國政府は英船舶の地中海航行を禁止すると共に、英佛聯合艦隊をアレキサンドリアに集結せしめたのであつたが、この事實は萬一、地中海に於て戦争が勃發した場合を豫想しての措置であり、即ちイタリーの参戦に對する英國側の態度を示唆するものとして各方面に大きな衝激を與へたが、特にイタリー政府はこの事態を重大視し、これをイタリーに對する英佛側の示威と解し、これに對しイタリー側も反撃の決意ありとの強硬態度を決した模様であり、五月四日のジョーナレ・デタリア紙はガイダ主筆の次の如き論説を掲げてそれを示唆して居る。

『イタリーは英佛兩國が如何なる理由から地中海にその海軍力を集結し始めたのかその眞意を諒解し得ないが、イタリーが完全に冷静な態度を以て事態に處しつゝあることだけは明言し得る。英佛兩國が明白にイタリーを目標として海軍力を集結したことは今回が最初ではない、イタリーは未だ嘗つてかゝる示威に周章狼狽したこ

とはなく自國の政策を自由に運び合法的な國家的利益を護り且つ全歐洲の最高利益を指すイタリーの政策を擁護して來た。然し乍らこの並外れた不可思議な英佛海軍の地中海集結が彼等が北歐で受けた大敗の名譽挽回のためにイタリー近海で政治的、軍事的な何等かの攻撃的意圖に出でんとするものであるならば彼等はイタリーの神速且つ強力な反撃を受けることを覺悟せねばならぬ。イタリーは如何なる方面から來る如何なる攻撃をも毅然として斥ける強硬決意を有することを銘記せよ。』

なほ、一方、米國のワシントンに於ては、チエンバレン英首相が下院に於て東部地中海に於ける英佛艦隊がアレキサンドリアに向けて集結中であると發表した五月二日、ルーズヴェルト大統領がコロンナ駐米伊大使を招いて會談を行つたが、これと時を同うして、ローマに於てもムソリーニ首相とフリッツプス駐伊米大使との會談が、而も再度に互つて行はれたことが各方面から注目された。會見の内容については米伊兩當局とも一切嚴秘に附して居たが、消息通の間には、この會談に於て米國がイタリーの参戦如何について打診すると共に、イタリーの中立を要請したものと見られて居た。

さらに五月六日のUPローマ電報は、

『ローマ外交界の信すべき筋の情報によれば、英國政府はムソリーニ首相に宛て五月十六日迄にイタリーの歐洲戦争に對する態度を明確にする様期限附で照會した。その理由は封鎖封鎖に關する限り英國政府はイタリーの「非交戰國」なる現狀を満足なものと見做し得ないといふにある。而して右外交筋では英佛艦隊の東地中海集結は直接この要請と關聯してゐるものと見てゐる。一方教皇廳の確實な筋では教皇ピオ十二世がルーズヴェルト

大統領に對し今こそ全歐洲平和確保の爲め最後の努力をなすべき秋であると通告したと語つてゐる。』と報じて、各方面に大衝動を與へた。

また、十一日、イタリア宣傳省は、大戰勃發以來、五月三日までに至る通商障害の事實に關する大なる調査を發表したが、これはマルキ伊外務省經濟戰爭局長官よりムソリーニ首相に宛てた報告であるが、前年九月の開戦以來、五月三日に至るまでのイタリアが受けた通商障害の實情を述べ、去る三月三日イタリア政府が英國に送つたドイツ石炭輸送を繞る通商障害に關する抗議を引用し『斯くの如き措置は中立國の通商及び航海の自由を保證する總ての國際法の協定を無視するものである』ことを強調し『斯くの如き行爲乃至方策が今や單に交戦國間の戰鬥手段となつたばかりでなく、通商獨占の強硬手段として交戦國以外の國家に對しその海運、産業及び通商に多大の損害を及ぼし、航行自由の原則と原料供給の安全並に國家の生産と労働に甚大なる脅威を與へて居るものである』ことを指摘し、情勢の重大化を警告したものであり、イタリア政府がこの發表に籍つて英佛攻撃の態度を明らかにしたことは、ムソリーニ首相が既に參戰の決意を固めて居ることを示すものとして、英佛側では重大視した。

斯くてイタリア政府の反英態度の尖鋭化に伴ひ、ローマを初め各地に於て反英示威運動が盛んに行はれるに至つたので、英國政府はロレーン駐伊大使を通じてイタリア政府に嚴重な抗議を提出したが、

これについて英國外務省は『ロレーン駐伊大使は十二日イタリア政府に申入れを行ひ、十一日駐伊英大使館員が民衆の侮辱を受けた事件に關しイタリア政府の釋明を要求、同時に英政府はイタリア國內に撒布された反英的ポスターによつて不幸な印象の生ずべきことにつきイタリア政府の注意を喚起した』と發表した。この抗議に對してイタリア政府は翌十三日、反英示威による災害を防止するため、英佛大使館の周圍の警戒を強化し、附近の建築物中に多數の軍隊を配置した旨を聲明して英政府に應酬した。

なほ、十三日に至り在伊英國領事館は、英國人旅行者は即時イタリア領土より退去すべしとの命令を發し、また在住者に對しても任意にイタリアを退去すべく慫慂した模様であるとの説が傳へられ、イタリア側に衝動を與へたが、さらに、同日チャーチル英首相が下院に於て、ノルウエー、オランダに對すると同様、地中海に對しても適當の措置を執らなければならぬと強調したことが報ぜられ、益々イタリア朝野の反英感情が昂められた。

## 第二節 伊參戰へ嚮進

イタリア政府は四月二十三日、總額七十六億リラに達する非常陸軍豫算を議會に提出したのであつたが、五月四日同豫算案は八十億リラに増額されて議會を通過した。次でムソリーニ首相は重大時局

に備へてイタリア帝國の團結を強化するため、リビア、エチオピア、エリトリア、ソマリランドの土民諸侯をローマに召集して協議を催したが、五月十一日にはムソリーニ首相がこれ等の諸侯を招待して、各保護領と本國との團結の必要を力説した。翌十二日には、一九一一年度より一四年度に至る豫備兵の召集が發表され、これを以てイタリアの現役兵總數は二百萬に達するに至つたが、これと同時に、日曜であるにも拘らず伊佛國境警備の各陸軍司令官が召集され、ヴェネチア宮に於て重大會議が開かれ、國境要塞のリットリオ線強化の命令が發せられたと傳へられた。

十九日には大戰勃發後初めての燈火管制が、ミラノ、トリノ等フランス國境に近き北部イタリアの工業地帯に施行されたが、イタリア各新聞紙は『この燈火管制こそオランダ及びベルギーに於けるドイツ軍の成功がイタリアの參戰氣運を益々濃化せしめたことを現すものである』と論じて内外の注目を惹いた。同二十日には例年六月三十日を以て休暇に入る各學校に對して、一ヶ月を繰上げ五月三十一日より休暇に入るべきやう指令が發せられ、またローマ市内の約半數のホテルに對して一般旅客の宿泊が禁止され、學校、ホテル等の公用徵發が傳へられ、二十一日にはまたもや一九〇四年度より一九年度に互る豫後備兵に對して廣範圍の召集令が發せられた。

而も、五月二十三日に至り、突如としてアルバニアの國境閉鎖が發表され、各國に衝動を與へた。さらに米國航路の豪華船レックス號の出帆が延期され、翌二十四日にはオーガスタ及びネプチュニア

の兩船の出帆も延期され、これに關して海軍當局が『戰爭の場合には商船が必要である』との意味深長な説明が加へられ内外の關心を集めた。また二十五日に至りイタリア各港より出帆する豫定の大西洋航路就航の全船舶に對して六月十日まで出港延期を命ぜられ、着々、參戰の準備が進められつゝあることが想像された。

一方、言論方面に於ては、ファッシスト機關紙『ファッシスト輿論』の十七日の紙上に、主筆たるポツタイ文相の筆と想像される論說に於て、

『英國の優越感を粉碎しない限り吾々の膨脹政策の根本問題は困難に逢着する。吾々の海、地中海の主とならぬ限り統一も獨立も帝國もその決定的最後の政範を收め得ない。英國は海外領土に達するためには地中海の通過を必要としないであらうが、吾々は英の手中にある關門を通過することなくして吾等のエチオピア帝國に達するの道はない。吾々の海が、かゝる英國の獨占的狀況にあることは政治的にも精神的にも堪へ得ない所である。地中海諸國民はこの屈辱を痛感しこの狀態から解放さるべきである。イタリア解放の急務を感じるファシズムはその解放計畫を急速に實現し最終的解決を告げんとするものだ。今度こそは英佛は敗退するであらう。何となれば新興勢力は常に保守勢力を擊碎してゐるからである。』

との強硬論が主張された。

なほ同じく十七日の上院に於ては、議長スアドル伯は、

『余はこゝに、イタリア國民はムソリーニ首相を信頼してその命令一下直ちに進軍し得る用意あることを表明す